

2018（平成30）年度版

第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン

年次報告

2018(平成30)年10月

三 重 県

2018（平成 30）年度版
第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン
年次報告

目 次

	ページ数
I 年次報告の考え方	1
1 年次報告について	
2 施策の体系と推進の考え方	
II 平成 29 年度をふりかえって	3
1 数値目標の達成状況について	
2 人権をめぐる国際社会と国内の状況	
<施策分野別>	
● 施策分野 1 「人権が尊重されるまちづくりのための施策」	
人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり	11
● 施策分野 2 「人権意識の高揚のための施策」	
人権施策 201 人権啓発の推進	16
人権施策 202 人権教育の推進	29
● 施策分野 3 「人権擁護と救済のための施策」	
人権施策 301 相談体制の充実	34
人権施策 302 さまざまな人権侵害への対応	41
● 施策分野 4 「人権課題のための施策」	
人権施策 401 同和問題	45
人権施策 402 子ども	51
人権施策 403 女性	57
人権施策 404 障がい者	64
人権施策 405 高齢者	72
人権施策 406 外国人	78
人権施策 407 患者等（患者の権利、HIV 感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）	83
人権施策 408 犯罪被害者等	86
人権施策 409 インターネットによる人権侵害	90
人権施策 410 さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等）	93
III 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム	97

I 年次報告の考え方

1 年次報告について

「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下、第三次行動プラン）は、「人権が尊重される三重をつくる条例」（平成9年10月施行）に基づき策定した「三重県人権施策基本方針」（平成27年12月改定）をさまざまな主体で着実に推進していくものです。

人権施策の進捗管理については、第三次行動プランに基づく取組状況を「年次報告」としてまとめ、次年度に向けた方向性の検討等に活用することとしています。

今回の年次報告は、2017（平成29）年度の取組状況について取りまとめました。

なお、第三次行動プランでは、進捗管理を客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととしています。

2 施策の体系と推進の考え方

「三重県人権施策基本方針」では、人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけて推進することとしています。

施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重される社会を実現するために基本となる、豊かな人権文化が創造される地域社会と行政の推進

施策分野2 人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの主体を形成

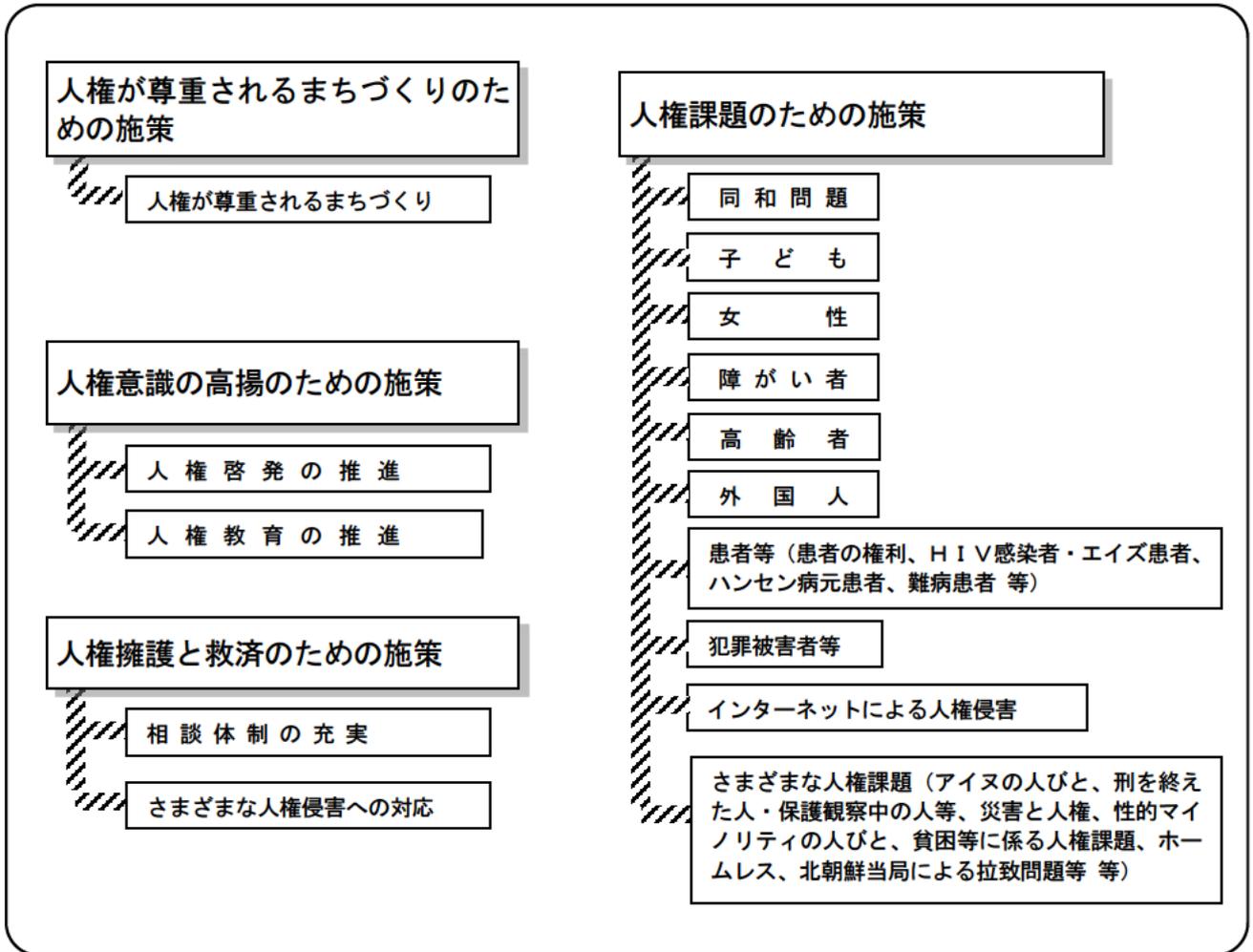
施策分野3 人権擁護と救済のための施策

人権に関する相談及び偏見や差別意識が生む人権侵害に対する救済

施策分野4 人権課題のための施策

前述の3つの施策分野をベース（基礎）にした個別の人権課題への対応

【「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」施策体系図】



Ⅱ 平成 29 年度をふりかえって

1 数値目標の達成状況について

第三次行動プランでは、以下の表のとおり、プラン全体の数値目標として1項目、4つの施策分野のうち、個別の「人権課題のための施策」を除く3施策分野について、4つの数値目標を設定しています。

目 標 項 目		平成 28 年度 上：目標値 下：実績値	平成 29 年度 上：目標値 下：実績値	目標達成 状況
プラン全体	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合 (※1)	39.5%	40.5%	0.91
		39.2%	36.8%	
人権が尊重されるまちづくり	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数 (※2)	35 団体	35 団体	1.00
		37 団体	35 団体	
人権意識の高揚	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度 (※3)	98.0%	99.0%	0.98
		97.5%	97.3%	
	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合 (※4)	82.2%	90.1%	1.00
		83.0%	90.5%	
人権擁護と救済	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度 (※5)	97.0%	98.0%	0.99
		96.0%	98.0%	

【数値目標の説明】

- ※1 「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて「人権が尊重されるまちづくり」研修会を実施した団体数
- ※3 人権イベント・講座等の参加者へのアンケートにおいて、当該イベント等によって「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合
- ※4 子どもにつけたい力や、発達段階に応じた人権教育の指導内容を定めた人権教育カリキュラムを作成し、その取組を進めている公立小中学校および県立学校の割合
- ※5 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケートにおいて、「人権に関する知識の習得・相談対応力の向上につながった」と回答した受講者の割合

なお、プランの評価にあたっては、上記の数値目標の達成状況とともに、個別の人権課題に関する取組実績等をふまえて、総合的に評価を行うこととします。

2 人権をめぐる国際社会と国内の状況

【国際社会の状況】

人権は、人びとが社会において幸せな生活を営むために必要な固有の権利であり、人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であることが、世界人権宣言でも明記されています。しかし、現在も人権をめぐるさまざまな問題が生じており、ヘイトクライムやヘイトスピーチの発生、移民や難民の受け入れを停止する措置を行う国や、新たに検討する国も出てきました。

国連の発表によると、紛争等が原因で居住地を追われて国外に逃れた難民や国内で避難民となった人たちの総数が2016（平成28）年末時点で6,560万人に達しています。また、18歳未満の子どもが難民の51%を占めています。

国際社会においては、国連を中心に人権への取組が進められています。

2017（平成29）年11月14日、人権理事会の作業部会において、日本にとっては3回目の人権状況の審査が行われました。前回審査での勧告を生かし、2014（平成26）年の障害者権利条約を批准したことや、勧告を受けて実施した施策等が説明されました。また、106か国の代表から218の勧告が出され、その中には、人種差別や性差別、外国人差別、性的少数者への差別等をなくす取組に関するものがありました。

国連総会は2017（平成29）年12月19日、1992年に採択された「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言（マイノリティ権利宣言）」の25周年にあたり、民族的・宗教的マイノリティが直面する、ヘイトクライムやヘイトスピーチの増加等の課題について考え、マイノリティ集団に帰属する人の平等で実効的な参加のもとで、宣言を実施する措置をとること等を決議しました。

2018（平成30）年3月23日、人権理事会において、日本とEUが共同提出した北朝鮮人権状況決議案が採択されました。この決議は、前年の人権理事会決議をもとに、北朝鮮に対し、拉致問題を含む全ての人権侵害を終わらせるための措置を早急にとることを要求するなどの内容となっています。

【国内の状況】

〈人権が尊重されるまちづくり〉

国連は、1994（平成6）年の「『人権教育のための国連10年』行動計画」等において、人権という普遍的文化を創造することの重要性を示してきました。人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進する機運が高まり、全国で人権尊重のまちづくり条例の制定、県や市町の人権施策基本方針等が策定されています。

また、企業等の社会的責任（CSR）に基づいた取組については、2010（平成22）年11月に、人権を含む企業等の社会的責任に関する国際規格であるISO26000が発行されました。このISO26000は、JIS（日本工業規格）化され、

2012（平成 24）年 3 月 21 日に J I S Z 26000（社会的責任に関する手引き）として制定され、人権への配慮を中心に、社会的責任の具体化が求められている状況にあると考えられます。

2016（平成 28）年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）の施行を受け、人権啓発や人権相談等、差別の解消をめざした取組の具体化が求められています。

〈人権意識の高揚～人権啓発・人権教育の推進〉

国連においては、世界人権宣言が採択された 12 月 10 日を「人権デー」と定めています。また、国（法務省）においては、12 月 4 日～10 日の 1 週間を「人権週間」と定め、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動を展開しています。

法務省では、法務局・地方法務局、都道府県および都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を構築し、相互に連携・協力して、当該都道府県内における各種人権啓発活動を総合的に推進しています。また、ホームページや Twitter（ツイッター）を活用して、人権擁護機関等の活動の情報を提供しています。

国連は、人権教育を強化するため「人権教育のための世界計画」を 2005（平成 17）年からスタートさせ、現在は、その第三段階となっています（2015（平成 27）年～2019（平成 31）年）。第三段階は、第一段階の初等・中等学校における人権教育や第二段階の高等教育とあらゆる教員、教育者、公務員、法執行官等の人権教育への取組を強化しつつ、メディア従事者、ジャーナリストに対する人権教育を促進することとしています。2017（平成 29）年 9 月の国連人権理事会では、「人権教育のための世界計画」第三段階の中間報告が提出されました。中間報告では、第 1・2 段階の実施の強化について、教育制度における人権教育に関して法制度の整備、あるいは新たな政策の策定、カリキュラムや教材開発が行われたこと等が報告されました。これを受け、人権理事会は、各国に「人権教育のための世界計画」の実施をさらに強化するよう呼びかける決議を採択しました。

国においては、2002（平成 14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

法務省人権擁護局は、法務省の人権擁護機関等の活動の周知のため、公式 Facebook ページで法務省人権擁護局が所管している施策や取組、イベント等に関する情報提供を 2017（平成 29）年 12 月から始めました。

文部科学省は、「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の指導方法等のあり方について、2004（平成 16）年から 2008（平成 20）年にかけて、3 次にわたる取りまとめを公表しました。また、2009（平成 21）年と 2013（平成 25）年の 2 回にわたって全国の教育委員会・学校に対して取組状況調査を実施し、その結果を公表するとともに、2011（平成 23）年から 2015（平成 27）年にかけて、人権教育に関する特色ある実践事例の収集・公表を行い、人権教育

に関する特色ある実践事例をウェブサイトで紹介しています。

〈人権擁護と救済～相談体制の充実 ささまざまな人権侵害への対応〉

法務局は、人権侵害事件に対する被害者等からの申告を受け、救済手続を開始しています。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じます。また、「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権 110 番」を開設し、人権相談を人権擁護委員と連携し、実施しています。

都府県と政令市を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換や今日的課題についての研修や意見交換、国への要望活動を行うとともに、インターネット上における差別書き込み等に係る削除依頼等の取組を行っています。

いじめ、体罰、不登校等の子どもをめぐる人権問題への適切な対処のために、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子どもの人権専門委員」制度が設けられています。また、英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を特定の法務局において曜日を指定して開設し、相談に応じています。高齢者や障がい者をめぐる人権問題の解決を図る取組として、2017（平成 29）年度は9月4日から10日まで、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しました。

内閣府では、東日本大震災によって生じた女性のさまざまな不安や悩み、女性に対する暴力に関する相談事業を岩手県、宮城県や福島県において、2011（平成 23）年度から継続して実施しています。事業は、地元や全国の民間支援団体から派遣された女性相談員が、相談者の気持ちに寄り添いながら話を聞き、相談者が抱える不安や悩みを整理し、必要に応じて専門の支援窓口を紹介することにより、必要な相談、支援につなげることを目的としています。発災から7年以上が経過しながらも、いまだに生活再建の道筋すら見えない方が多い現状にあり、長期化する避難生活によるストレスの蓄積や人間関係の悪化等により、相談内容はより一層複雑かつ深刻化しています。

〈個別の人権課題〉

（1）同和問題

2016（平成 28）年 12 月に部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」）が施行されました。

内閣府が 2017（平成 29）年 10 月に実施した「人権擁護に関する世論調査」で「部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」を聞いたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が 40.1%で最も高く、次いで、「差別的な言動をされること」が 27.9%、「身元調査をされること」が 27.6%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が 23.5%などの結果となりました。「部落差別解消推進法」を受け、これらの問題を解決していくための取組が必要です。

「部落差別解消推進法」が制定された背景の一つには、インターネット上で差別を拡散・助長するような看過できない行為の発生があります。それに対して、全国の関係自治体で組織する「全国人権同和行政促進協議会」では、都府県市から削除対応の要請があったインターネット上の差別表現について、法務省への削除要請等を行っています。また、部落差別解消推進法等が施行されたことをふまえ、通信関連事業者団体等をつくる、一般社団法人テレコムサービス協会において「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂が行われており、当該モデル条項の「他者に対する不当な差別を助長する等の行為」としていわゆるヘイトスピーチや同和問題に関する解説が明記されました。

住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑止や防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」を取り入れている市町村があります。

(2) 子ども

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った、平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は 59,444 件、いじめの認知件数は 323,143 件となっています。法務局が扱った人権侵犯事件においても、2017（平成 29）年には、学校におけるいじめ事案が 3,215 件、教育職員による体罰に関する事案が 349 件、児童に対する暴行・虐待事案が 796 件となっており、こうした人権侵害による被害の予防・救済のための取組等が課題となっています。

全国人権擁護委員連合会は、いじめの問題を抱える子どもたちや保護者が身近な相談相手として人権擁護委員をより多く活用するよう、2017（平成 29）年 7 月に「いじめ問題に関する再度の緊急メッセージ」を国民の皆さんに発信しました。

「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 69 号）が、2017（平成 29）年 6 月に公布されました。虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所等の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができること等、児童等の保護についての司法関与を強化するなどの措置を講ずることとしています。

厚生労働省が行った「平成 28 年 国民生活基礎調査」の結果では、子どもの貧困率（2015（平成 27）年時点）は 13.9%となりました。これは、前回調査（2012（平成 24）年）から 2.4 ポイントの低下となり、12 年ぶりに改善しました。

(3) 女性

日本国憲法では、両性の本質的平等が明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号）等の法整備が進んでいます。しかし、現実には「固定的性別役割分担意識」が社会に残っています。また、性犯罪、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等（いわゆるマタニ

ティハラスメント等)の問題も多く発生しています。

2017(平成29)年10月に、育児・介護休業法を改正する法律が施行され、保育所に入れられない場合等に2歳まで育児休業が取得可能になるとともに、事業主は労働者もしくはその配偶者が妊娠・出産したことを知った場合等に関連する制度を個別に周知することや、育児目的休暇制度を設けるよう努めることが定められました。また、2017(平成29)年7月には、刑法の一部を改正する法律が施行され、性犯罪にかかる法定刑の見直し等が行われました。

法務局が新規に救済手続を開始した人権侵犯事件は、女性に対する暴行・虐待に関して「夫の妻に対するもの」は1,148件でした。また、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するために、全国50の法務局・地方法務局の本局に設置された専用相談電話「女性の人権ホットライン」に寄せられた相談は、暴行・虐待1,108件、セクハラ・ストーカー除く強制・強要1,068件、セクハラ338件、ストーカー346件となっています。

(4) 障がい者

2013(平成25)年に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」で、2018(平成30)年4月から精神障がい者を雇用することが企業等に義務付けられました。これをふまえ厚生労働省は、2017(平成29)年5月、民間企業に義務付ける障がい者の法定雇用率を、2018(平成30)年4月に2.0%から2.2%に引き上げることを決めました。

「人権擁護に関する世論調査」で、日本における人権課題について、関心があるものはどれか聞いたところ、「障害者」を挙げた人の割合が51.1%と最も高く、また、「障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」との設問に対し、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた人の割合が49.9%、次いで「差別的な言動をされること」が48.7%という結果となりました。

(5) 高齢者

政府は、2018(平成30)年2月に新たな高齢社会対策大綱を決定しました。大綱では、「全ての年代の人々が希望に応じて活躍できるエイジレス社会を目指す」、「人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る」、「技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する」ことを柱に高齢社会対策を進めることとしています。

また、高齢化の進展に伴い、さらに増加が見込まれる認知症高齢者やその介護を行う家族等への支援を図るため、2015(平成27)年に策定された「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)が2017(平成29)年7月に改定され、これまで2017(平成29)年度末としていた目標設定年度を新たに2020(平成32)年度末に定め、数値目標の変更や具体的な施策を提示しています。

(6) 外国人

2017(平成29)年における外国人入国者数(再入国者を含む)は約2,743万人

で、前年に比べ約 421 万人増加し、過去最高となりました。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐってさまざまな人権問題が発生しており、「人権擁護に関する世論調査」の結果でも、「日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」との設問に対し、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」を挙げた人の割合が 41.3%と最も高くなっています。

(7) 患者等

法務省や厚生労働省では、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者等の方々が、誤った知識や偏見等から人権が侵害されることのないよう、都道府県や関係団体等と連携し、啓発活動等を行っています。

しかし、内閣府が 2018（平成 30）年 1 月に実施した「HIV感染症・エイズに関する世論調査」では、エイズに対する印象を聞いたところ、「死に至る病である」を挙げた人の割合が 52.1%と最も高く、「原因不明で治療法がない」が 33.6%で続き、「不治の特別な病だとは思っていない」は 15.7%にとどまるなど、正しい知識と理解が十分に広がっていないとみられる結果となりました。

偏見・差別をなくすためには、一人ひとりが HIV やハンセン病等に対する正しい知識を持つこと、また、患者・元患者、その家族等が置かれた立場を理解することが必要です。

(8) 犯罪被害者等

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要です。

2016（平成 28）年 4 月に閣議決定された「第 3 次犯罪被害者等基本計画」では、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられています。これをふまえ、警察庁では、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103（ハートさん）」を導入し、2017（平成 29）年 8 月 3 日から運用しています。

(9) インターネットによる人権侵害

2017（平成 29）年に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の 1,909 件を 308 件上回る 2,217 件（16.1%増）で、5 年連続して過去最高の件数を記録しています。

スマートフォンやアプリ・公衆無線 LAN 経由のインターネット接続が普及する中、青少年が有害情報を見ることが広がる一方、フィルタリング利用率が低迷していることから、フィルタリングの利用促進を図ることを目的として、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律が、

2017（平成 29）年 6 月に改正され、2018（平成 30）年 2 月に施行されました。

法務省は、神奈川県座間市での事件の発生をふまえ、インターネットリテラシーの向上等に重点を置いた啓発活動をさらに推進するため、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」として、2017（平成 29）年 12 月からフィルタリングの利用促進やいわゆるインターネットリテラシーの向上等、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりを強力的に推進する取組を行いました。

（10）さまざまな人権課題

（刑を終えた人・保護観察中の人等）

政府は、2016（平成 28）年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 30 年度から平成 34 年度末までの 5 年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」を策定し、2017（平成 29）年 12 月に閣議決定しました。犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざしています。

（災害と人権）

内閣府では、2017（平成 29）年 4 月に、「平成 28 年度 避難所における被災者支援に関する事例等報告書」を公表しました。どのような災害においても、ひとたび避難所が開設されれば、高齢者や障がい者、妊産婦、外国人等、さまざまな方々が生活を送る場となり、不自由な生活を強いられることがあります。本報告書では、避難所や福祉避難所だけでなく、車中泊等、避難所以外の避難も含めた避難所における被災者支援の実態や課題のほか、対応策として各地で進められている先進事例等も整理し、まとめられ、地方自治体の担当職員にとって、災害時の避難所運営の一助となり、避難所での安全で安心な生活環境が保持されることにつながることを望まれています。

（性的マイノリティの人びと）

2017（平成 29）年 6 月に成立した改正刑法では、法律案に対する附帯決議に、「被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること」との内容が盛り込まれました。

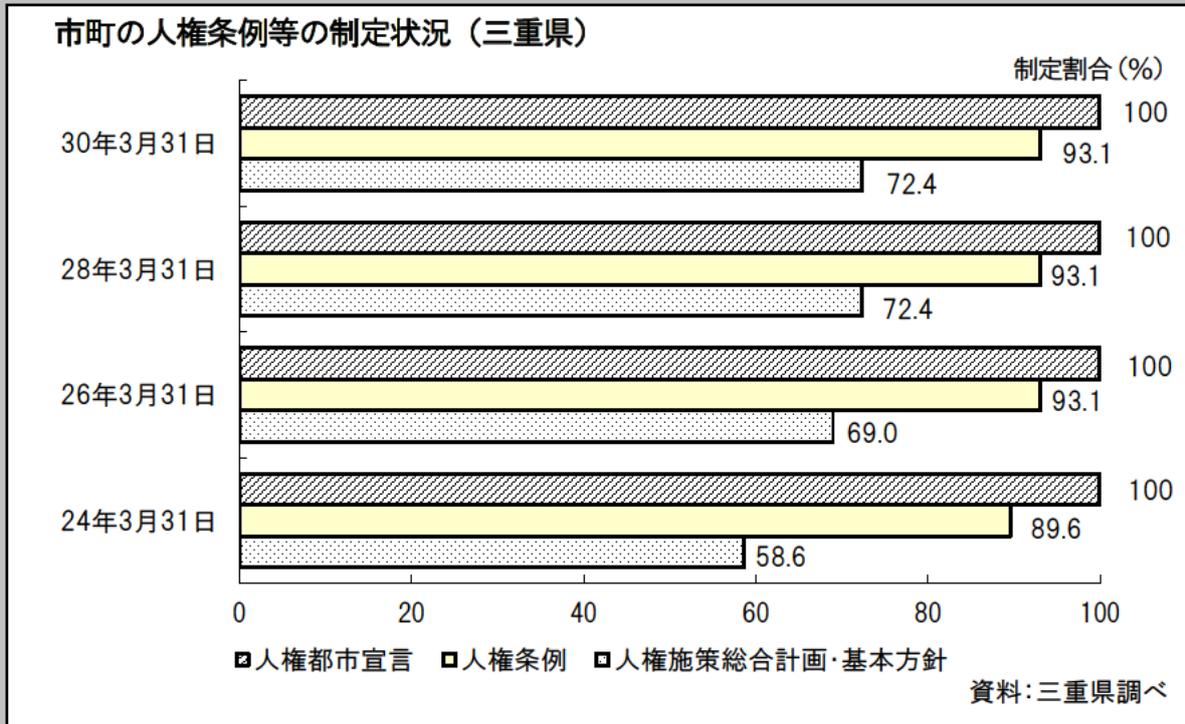
また、一般社団法人日本経済団体連合会は、2017（平成 29）年 5 月に、経済界として初めて、ダイバーシティ・インクルージョン社会を実現する上で重要なファクターとして、LGBT（性的マイノリティ）に焦点を当て、適切な理解・知識の共有と、その認識・受容に向けた取組の推進について提言を行いました。

（施策分野1）人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権施策 101

人権が尊重されるまちづくり

■ データからみた状況



データに関するコメント

平成 30 年 4 月 1 日現在で、県内の全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は 28 市町で 96.6%となっています。

1 県の主な取組状況（平成 29 年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 住民、企業、NPO等の団体等が人権の視点で活動をするための取組の推進

- ① 企業、住民組織・NPO等への活動支援
- ② 人権に関する講座を修了した人材への支援
- ③ 企業等社会的影響の大きい組織の組織運営、経営に人権の視点が浸透するような取組
 - ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、37 団体に講師を派遣し、団体等の活動の充実や、新たな地域での事業の活用につなげました。また、人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等の拡大を図るため、学習事例集『みんなで取り組もう 人権が尊重されるまちづくり』を発行しています。今後も、人権のまちづくり研修会が県内全域で開催されるよう支援していきます。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
 - ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる、さまざまな主体の実践例を把握するため、県内の企業、住民組織、NPO・団体等から9団体を選び、活動状況を把握

しました。調査した内容は年次報告等に掲載し、他の団体等の取組の参考にしてもらえようとしています。〔人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業／環境生活部人権課〕

- ・ 性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、多様な人々が参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、平成 29 年 12 月に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定しました。〔ダイバーシティ社会の推進／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

(2) 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

- ① 地域の状況に応じたさまざまな主体のネットワークの形成と充実
- ② さまざまな主体による人権のまちづくりの促進
- ③ 人権のまちづくりを推進するための課題の明確化と取組促進
- ④ 人権のまちづくりの人材育成を行う学びの場づくり

- ・ 同和問題をはじめとする人権問題に関する行政を推進するため、その方策の検討と各種の調査研究を行うとともに、県および市町相互の連絡調整を図ることを目的に三重県人権・同和行政連絡協議会が運営されています。人権・同和問題に関する啓発や、人権・同和行政推進の研修に県、各市町が連携して取り組みました。〔三重県人権・同和行政連絡協議会への参加／環境生活部人権課〕
- ・ 人権擁護委員法に基づき、人権相談や人権啓発活動を行っている人権擁護委員連合会と「子どもの人権」についての情報交換を行いました。〔三重県人権擁護委員連合会との情報交換会／環境生活部人権課〕
- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等に対して、「共生のまちづくり」、「SNSと子どもの人権」、「LGBTを考える」等の自主的な研修会の開催を支援しました。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
- ・ ボランティア活動に参加しやすい体制を整備するため、ボランティアコーディネーターの養成等を実施する県ボランティアセンターの活動を支援しました。引き続き、県ボランティアセンターの活動への支援を通じて、ボランティア活動の推進を図っていきます。〔ボランティアセンター事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 子ども食堂や障害者雇用等をはじめとした、人権が尊重されるまちづくりにつながる取組を展開するさまざまな主体の取組状況を把握しました。その結果から、解決したい地域の人権課題と取組の方向性を明確にして構成員が共有していくことが、持続可能な活動としていくために必要であることを明らかにできました。調査内容は、本年次報告内に掲載しています。〔人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業／環境生活部人権課〕

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① ユニバーサルデザインの意識づくり
- ② 安全で自由な移動や安心して快適な施設利用ができる環境づくり
- ③ 施設整備を担う人たちへの啓発等
- ④ わかりやすい情報の提供のための意識づくり
- ⑤ 誰もが住みよい住宅の普及

- ・ 外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークを導入（ヘルプカードの作成・配布）して、県の広報媒体等で啓発を行いました。引き続き、すべての人々が安全で快適に生活できるようヘルプマークの普及啓発を進める必要があります。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 次世代を担う子どもたちを対象に、ユニバーサルデザイン学校出前授業を 29 校に対して実施しました。広く県民へユニバーサルデザインの考え方を普及するため、UDアドバイザーを中心として、さまざまな主体相互間の連携を図りながら、次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進める必要があります。〔ユニバーサルデザインのネットワークづくり推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 障がい者や妊産婦、けが人等、歩行が困難な方の外出を支援する「三重おもいやり駐車場利用証制度」について、平成 30 年 3 月末現在の利用証交付者数は 58,476 人（累計）、「おもいやり駐車場」の登録届出数は 2,122 施設、4,270 区画となるなど、着実に制度が定着しつつあります。一方、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多くみられることなどから、引き続き制度の啓発を行うなど、ユニバーサルデザインの意識づくりを進める必要があります。〔三重おもいやり駐車場利用制度展開事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、数値目標を設定し、県立学校の多機能トイレやエレベーター等の整備に取り組んでいます。平成 29 年度は、松阪あゆみ特別支援学校（平成 30 年 3 月完成）に多機能トイレやエレベーター等を整備しました。引き続き、誰もが過ごしやすい学習環境の整備に向けて、未整備校における設置場所および必要性を勘案し、整備を推進していきます。〔学校施設のバリアフリー化／教育委員会学校経理・施設課〕
- ・ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備基準に適合する施設を増やしていくため、ホームページ等を通じて事業者、設計者等へ周知に取り組みました。また、同条例に基づき、商業施設や公共施設について設計段階で事前協議を行い、完成した施設に対して適合証を交付しました。各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者の理解、賛同を得るための啓発が必要です。〔ユニバーサルデザインのまちづくり整備推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 職員等がわかりやすい情報提供を日常的に意識してもらうように、職員研修、職員セミナー等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を配布して啓発を行いました。引き続き、職員等への研修を通して、わかりやすい情報の提供について、啓発を行います。〔「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の活用／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 高齢者等に配慮した住宅供給や居住環境の向上を進めるため、22 戸の高齢者仕様改善を実施しました。住戸内の改善は入居したまま実施するため、入居者の理解を得るとともに、調整を円滑に行う必要があります。〔公営住宅ストック総合改善事業／県土整備部住宅政策課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 造成以来 40 年を経過して高齢化が進む団地内で、高齢者の生活を支援する訪問サービスや介護予防をねらいとする通所サービスを行っている NPO 法人があります。訪問サービスで提供者と利用者のつながりが、また、通所サービスで利用者同士のつながりが生まれています。

(事例2) 子どもと大人が安心できる居場所づくりとして、子ども食堂を始めた団体があります。この取組を始める際には、目的意識の共有に時間をかけました。集まった人が困ったことも含めて話ができたり、別の場所で出会ったときにも声をかけあえたりするつながりを作りたいと考えています。

(事例3) 封建的な考えの残る地域に向け、人権尊重のまちづくりへの具体的な取組を続けてきた団体があります。住民に向けて課題を発信することで、課題の共有がなされ、寄り合いにおける女性の「まかない」の廃止や、安全で利用しやすいバス停づくりなど、住民が地域を変革していく取組につながりました。取組が広がることで住民の中には、自分の地域が好きになり、誇りを感じる人が出てきました。

(事例4) 過疎化、高齢化が進む地域において、買い物弱者支援として軽トラックで食品中心の移動販売等を行う企業があります。利用者は高齢者が多く、認知症の症状のある人もいるため、販売する商品の種類だけでなく、販売の場所や回数等お客さんのニーズにきめ細やかに対応しています。

(2) 市町の取組事例

- 津市では人権尊重の地域づくりの実現をめざして、さまざまな団体、個人が集い、話し合える人権ネットワークづくりを進めています。幼稚園、学校、各種団体、地域住民で組織された団体が主体となって開催する人権フェスティバルや人権教育講演会では、地域住民や児童生徒が人権課題への理解を深めたり、人権意識を見直したりする場となっています。
- 松阪市では、官民協働の組織が中心となり、差別のない、多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、講演会や交流イベント「松阪やたいむら」等を開催しています。
- 伊賀市では、お互いを尊重しだれもが輝く人権文化都市をめざし、第3次伊賀市人権施策総合計画を策定しました。この計画では、①人権課題別差別ガイドラインの作成 ②人権相談や救済・支援体制の構築 ③被差別当事者との懇談会開催 に取り組むことを掲げています。

■ 今後の取組方向（平成30年度以降の取組方向）

- 人権が尊重される社会を実現するため、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、住民組織・NPO等の団体、国、市町等と連携・協働して、人権施策を推進します。また、ダイバーシティ社会の実現に向けて、「ダイバーシティみえ推進

方針～ともに^{きらり}輝く、多様な社会へ～」に基づき、県民の皆さんと共に取組を進めていけるよう気運醸成などを図ります。

- 地域におけるさまざまな活動が人権尊重の視点に立って行われる人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域に広がるよう、住民、企業、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。研修会の企画にあたっては、学習事例集『みんなで取り組もう 人権が尊重されるまちづくり』を提供するとともに、日常生活に密着した人権問題や「災害と人権」、「貧困等に係る人権問題」等の新しい課題についての学習機会等を提供していくことで、県内全域に人権が尊重されるまちづくりを促進します。また、事業未実施の地域に向けたPRを積極的に進めていきます。
- 人権が尊重されるまちづくりの促進を図るため、市町、教育関係者、企業、住民組織、NPO・団体等さまざまな主体の活動状況を把握します。人権が尊重されるまちづくりの実践が促進されるよう、調査結果をまとめて、啓発資料等に活用します。
- ヘルプマークの配布・普及等をはじめとするユニバーサルデザインの普及啓発や研修等を通じ、UDアドバイザー、市町、社会福祉協議会、地域の団体、企業等をつなぐネットワークづくりや、地域における自主的、自律的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を支援します。また、「障害者差別解消法」の施行等、ユニバーサルデザインのまちづくりを取り巻く社会の変化をふまえて策定された「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2015～2018）」に沿って取組を進めるとともに、次期ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定に取り組めます。

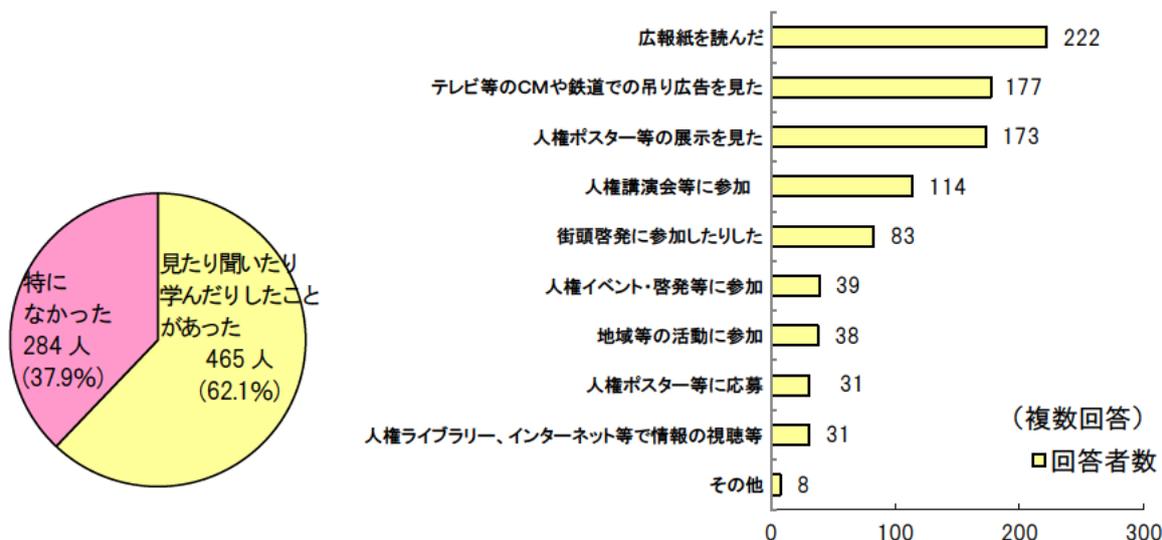
〔施策分野2〕 人権意識の高揚のための施策

人権施策 201

人権啓発の推進

■ データからみた状況

人権に関する啓発の機会（三重県）



資料：「人権に関するe-モニターアンケート」（平成29年度）三重県

データに関するコメント

「人権に関するe-モニターアンケート」で、「最近1年間で人権に関する啓発等を見たり聞いたり学んだりした機会したことがあったか」を聞いたところ、あった人は465人（62.1%）で、特になかった人は284人（37.9%）でした。

1 県の主な取組状況（平成29年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 効果的な啓発活動の推進

- ① 「世界人権宣言」「人権が尊重される三重をつくる条例」等の理念・内容の普及・啓発
 - ② 人権啓発の機会の充実
 - ③ 多様な手法による啓発活動の実施
 - ④ 人権啓発拠点機能の活用
 - ⑤ 「差別をなくす強調月間」・「人権週間」における重点的な啓発活動の実施
- ・ 「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく三重県人権施策審議会に対して、県の人権施策の推進状況について報告を行うとともに、意見を伺いました。〔人権施策総合推進事業／環境生活部人権課〕
 - ・ 県人権センターでは、あらゆる差別が解消され、人権が尊重される社会の実現を図るため、「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」を中心に県広報紙、テ

レビ・ラジオ等の各種媒体や県人権センターの施設を活用したイベント・講演会の開催等、さまざまな機会を通じて啓発事業を実施しました。

- 県民人権講座 「性的マイノリティの人びとの人権」について、「セクシュアルマイノリティへの差別と偏見の所在～わたしの実体験を通じて～」を開催しました。
- 電波による啓発事業 人権啓発は身近に感じとれることが必要であることから、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポット番組を放映するとともに、人権メッセージを募集し、2,966 点の応募の中から選定した優秀作品をラジオスポット番組において放送しました。
- 各種パネル展 性的マイノリティの人権にかかるパネル「一人ひとりが生きやすい社会のために～性のあり方から考える～」の展示を7～8月に開催しました。また、県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展を実施しました。
- 人権フォトコンテスト事業 「自分らしく生きる姿・共に生きる姿・命の大切さ」をテーマに募集し、197 点の応募の中から選定した入選作品をパネルにして、県人権センターおよび各県庁舎において展示しました。
- 移動人権啓発事業 幅広い人権啓発を実施するため、「連携と協力による包括協定」締結企業等の協力を得て、休日のショッピングセンター等に啓発ブースを設け、9 市町で 13 回の移動人権啓発を開催しました。
- 人権啓発車内広告事業 近鉄電車の車内広告を活用して、差別をなくす強調月間および月間中における主な人権啓発イベントの周知を図りました。
- 街頭啓発事業 差別をなくす強調月間中に市町等と連携して、県内主要駅やショッピングセンター等において街頭啓発を実施しました。
- スポーツ組織と連携した啓発 日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀フットボールクラブくノ一」と連携し、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。
- 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町や人権擁護委員協議会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や、人権問題に対する理解を深め、各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するために連続講座等を実施しました。

機 関 名	事 業 概 要
桑名地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> • 北勢地域人権啓発セミナー H29.10.30 参加者 50 人 「性的マイノリティの人権課題と最近の動向について」 宝塚大学教授 日高康晴 H29.11.29 参加者 49 人 「犯罪被害者を優しく包み支えることができる社会に」 NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす代表 青木総子
四日市地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> • 北勢地域人権啓発セミナー H29.8.21 朝日町役場 参加者 30 人 「患者の人権」 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長 山口育子 H30.1.31 四日市市総合会館 参加者 30 人

	<p>人権学習会「みんなで考えよう～差別につながる身元調査をなくすために～」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 原田朋記、 研究員 吉原隆行</p>
鈴鹿地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 北勢地域人権啓発セミナー H30.2.2 県鈴鹿庁舎 参加者 40人 「なぜ SOS を出せないのかー児童虐待の事件現場取材してー」 ルポライター 杉山 春 北勢地域人権まちづくりトップセミナー H29.11.10 県鈴鹿庁舎 参加者 49人 「部落差別解消推進法について」 (一社) 部落解放・人権研究所名誉理事 友永健三
津地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 津地域ミニ人権大学講座 H29.9.22～12.3 (全7回) 県津庁舎および県人権センター 参加者延べ735人 「差別と人権 展望 2017～格差と貧困が蝕む社会の中で～」 部落解放同盟大阪府連合会 執行委員長 赤井隆史 他6講座 津地域人権まちづくりトップセミナー H29.8.8 県津庁舎 参加者 30人 「部落差別解消推進法 制定の意義と課題」 (一社) 部落解放・人権研究所 所長 谷川雅彦
松阪地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 松阪地域人権啓発事業 H30.1.21 大台町健康ふれあい会館 参加者 78人 「RAMOトーク&ライブ」 RAMO H30.2.25 多気町ふるさと交流館たき 参加者 45人 「笑って考えよう！身近な人権」 社会人落語家 切磋亭琢磨 松阪地域防災総合事務所管内人権トップセミナー H29.11.24 県松阪庁舎 参加者 83人 「部落差別解消推進法が施行！どんな法律？なぜできたの？」 近畿大学人権問題研究所 教授 奥田 均
伊賀地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 伊賀地域ミニ人権大学講座(関係団体・機関共催) H29.6.16～H30.2.17 期間中14講座 参加者延べ2,072人 「誰もが安心して住みつづけることのできるまち」 NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝 事務局長 池谷啓介 他13講座 伊賀地域人権まちづくりトップセミナー H30.1.29 県伊賀庁舎 参加者 97人 「部落差別解消推進法制定の意義と課題」 近畿大学人権問題研究所 教授 奥田 均

南勢志摩地域 活性化局	<ul style="list-style-type: none"> • 南勢志摩地域人権啓発講座（人権問題懇話会）H29.7.13 参加者 67 人 「部落差別解消推進法 制定の意義と課題」 （一社）部落解放・人権研究所 所長 谷川雅彦 • 南勢志摩地域人権啓発講座（地域人権セミナー） H29.8.23～10.17（全4回）県伊勢庁舎および県志摩庁舎 参加者 343 人 「子どもと人権 子どもがステキに育つ条件～はぐくもう『自信力』～」 大阪成蹊大学 教授 園田雅春 他3講座
紀北地域活性 化局	<ul style="list-style-type: none"> • 東紀州地域ミニ人権大学講座 H29.10.25～12.13（全3回） 参加者延べ 212 人 「セクハラ・パワハラ」 （公財）反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子 他2講座 • 人権トップセミナー H30.2.23 県尾鷲庁舎 参加者 42 人 「部落差別の解消の推進に関する法律の意義と課題」 （公財）反差別・人権研究所みえ 事務局長 松村元樹 • みんなでつくる啓発ツール 人権に関する絵・ポスター・標語の募集とカレンダー作成
紀南地域活性 化局	<ul style="list-style-type: none"> • 紀南地域ミニ人権大学講座 H29.10.31～11.28（全3回） 県熊野庁舎他 参加者延べ 190 人 「災害時にすべての人の命が守られるために～障害者差別解消 推進法から考える～」 （公財）反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子 他2講座 • 紀南地区人権トップセミナー H30.2.6 紀宝町生涯学習センターまなびの郷 参加者 37 人 「部落差別解消推進法の制定と今後の課題」 （一社）部落解放・人権研究所 名誉理事 友永健三 • 紀南地域出前人権講座 H30.2.15 熊野市文化交流センター 参加者 60 人 「部落差別解消推進法について」 （公財）反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子 • 人権ポスターの募集、啓発ツールの作成 人権ポスターを活用してカレンダーを作成、配布

〔人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕

- ・ 県人権センターのホームページを活用して、県人権センターでの啓発イベントや講座、県内各市町の事業等を紹介しました。引き続き、ホームページの工夫を行い、わかりやすい情報を提供していきます。〔インターネットを活用した情報提供／環境生活部人権センター〕

- ・ テレビにおける人権啓発として、スポット放送「いのちの輝きはみんな同じ」を実施しました。また、ラジオにおいては、心に訴える啓発放送として、人権メッセージを募集（2,966点応募）し、スポット放送を行いました。また、人権啓発ポスターとして、「一人ひとりが大切にされる差別のない社会へ」を制作するとともに、県内小中高生等を対象に人権ポスターを募集（取組生徒数 24,055人）し、入選作品を巡回展示や人権カレンダーに使用し、啓発に活用しました。〔同和問題等啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ・ テレビおよびラジオによる県広報番組を活用し、テレビ、FMラジオ放送において、随時人権意識の高揚を図るテーマを取り上げ、番組内で放送しました。特に11月11日～12月10日の「差別をなくす強調月間」の期間中に、三重テレビ「県政チャンネル～輝け！三重人」において、「これが私のワークスタイル～障がい者が働くこと～」と題し、働く障がい者が普段の生活や仕事について話してもらうステップアップ大学を紹介するとともに、ステップアップ大学で講演した障がい者の働き方について放送しました。〔電波広報事業／戦略企画部広聴広報課〕
- ・ 県広報紙「県政だより みえ」と県データ放送「暮らしの便利帳」において、随時人権意識の高揚を図るテーマを取り上げました。県広報紙では、「差別をなくす強調月間」にちなみ、平成29年11月号で、「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されてから20年を迎えたことや「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことについて紹介するとともに、人権に関するイベントの案内等を行いました。また、データ放送では、人権意識の高揚を図るため、さまざまなテーマに関する啓発を継続して行いました。〔県政情報発信事業／戦略企画部広聴広報課〕
- ・ 新聞広告を活用し、伊勢新聞において全面カラー印刷で、「差別をなくす強調月間」にあわせて、「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されてから20年を迎えたことや平成28年に障がい者差別、ヘイトスピーチ、部落差別を解消するための法律が施行されたことについて紹介するとともに、人権が尊重される三重をつくる条例制定20周年記念事業の案内などを行いました。また、伊勢・産経・中日・朝日・読売・毎日新聞の主要6紙の朝刊において、外見からはわからなくても援助が必要な方が支援や理解を求めやすくする「ヘルプカード」を紹介する広告を掲載しました。〔新聞広告事業／戦略企画部広聴広報課〕
- ・ 性的マイノリティの人権にかかるパネル「一人ひとりが生きやすい社会のために～性のあり方から考える～」を7～8月に展示しました。また、県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展を実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 「差別をなくす強調月間」中に、国や市町、人権擁護委員等と連携し、県内各所での街頭啓発に取り組みました。〔人権啓発事業（街頭啓発事業）／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 県政だより11月号の特集記事で、「部落差別解消推進法」と差別をなくす強調月間事業の周知を図りました。また、テレビでスポット放送「いのちの輝きはみんな同じ」を、ラジオで県民から募集した人権メッセージ等を放送しました。今後も、県民にわかりやすく、感性に訴える啓発を行っていきます。〔差別をなくす強調月間における広報事業／環境生活部人権センター〕

(2) さまざまな主体との協働による啓発活動の推進

- ① さまざまな主体と連携した啓発の実施
- ② 地域の特性を生かした啓発活動の実施
- ③ 隣保館との連携による啓発活動の推進
- ④ 企業・団体等に対する啓発の推進及び活動支援

- ・ 日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀フットボールクラブくノ一」と連携し、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。〔スポーツ組織と連携協力した啓発／環境生活部人権センター〕
- ・ 県内各地の商業施設やイベント等、13 か所で人権啓発事業に取り組みました。今後も、関心の度合いや年齢層に応じて啓発方法を工夫し、県民一人ひとりに届く啓発活動に取り組んでいきます。〔移動人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 隣保館において、地域社会の実情をふまえて実施されている啓発活動に支援をしました。隣保館が地域の福祉と人権の拠点施設として活動ができるよう、支援を行う必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者 88 人／48 社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演」（参加者 53 人／43 社・団体）を開催しました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

(3) 効果的な啓発の調査・研究

- ① さまざまな主体との連携による調査・研究
- ② 人権学習資料や啓発資料の調査・研究

- ・ 「三重県人権施策基本方針」で掲げる人権課題のうち、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるためのリーフレットを作成しました。今後も時代のニーズや関心の高まりを敏感に捉え、わかりやすい啓発資料を作成する必要があります。〔人権啓発事業（学習・啓発資料の調査・研究）／環境生活部人権センター〕

(4) 啓発活動を担う人材の養成

- ① 地域において啓発活動を担う人材の養成

- ・ 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、ミニ人権大学等の地域で人権啓発を推進する指導者を養成するための講座を開催しました。今後も、各地域の実情に応じて、地域や職場で啓発を推進していくリーダーを養成する仕組みづくりが必要です。〔人権啓発指導者養成研修事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町長や市町議会議員、市町の幹部職員等を対象に部落差別解消推進法をテーマとした「人権トップセミナー」等を開催しました。今後も、県と市町との連携強化を図るとともに、市町がより主体的に同和問題をはじめとする人権課題に取り組むことができるよう、各自治体が情報や意識を共有することが必要です。〔人権啓発事業（人権トップセミナー等の開催）／地域連携部地域連携総務課、各地域防災総合事務所・地域活性化局、環境生活部人権センター〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 県人権センターの近隣の津市一身田地区で11月に開催される地域の祭りである寺内町まつりに啓発ブースを設けて、来場者に人権啓発を行いました。

(2) 市町の取組事例

市町名	事業概要
桑名市	<ul style="list-style-type: none"> 人権・同和問題学習講座 H29.8.30～9.27 計5講座 参加者延べ229人 「子どもの人権～身近な大人にできること～」 (公財)反差別・人権研究所みえ 稲垣満佐代 他4講座 長島人権講演会 H29.11.21 参加者96人 トーク&落語～笑いと情けは人の輪を広げる 落語家 林家染二 人権フェスタ in くわな 人権講演会 H29.12.9 参加者545人 「視力6.0から見たニッポン」 ギニア大使館 顧問 オスマン・サンコン 多度人権講演会 H29.11.29 参加者43人 「部落差別解消推進法の施行を受けて」 (公財)反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 原田朋記 人権啓発物品作成・配布(随時) 人権の花運動 益世小学校
いなべ市	<ul style="list-style-type: none"> 三重県内男女共同参画連携映画祭 H29.6.24 参加者259人 「マイ・インターン」 市民つながり人権講座 H29.9.2 参加者77人 「ドリアン助川～私たちはなぜ生まれてきたのか～」 愛そして絆のメシエレ映画館 H29.7.8～10.14 計4会場 参加者延べ1,636人 いのちをテーマにしたポスター・標語募集事業 ポスター参加者710人、標語参加者514人 いなべ市民人権フェスティバル H29.12.10 参加者930人 「しげちゃん一座による絵本朗読&ライブショー」 中学校人権教育推進事業 H29.4 北勢中学校 H29.10.21 藤原中学校 H30.1.20 員弁中学校 参加者合計約960人 メシエレいなべの活動支援
木曾岬町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H29.12.10 参加者92人 「差別一壊れた心のメガネ」 落語家 林家花丸

東員町	<ul style="list-style-type: none"> 映画会 H29.12.2 参加者 487 人 人権啓発映画「はなちゃんのみそ汁」上映 人権講演会 H29.6.24 参加者 75 人 「誰もがその人らしく暮らすことができる地域づくりのために」 四日市大学総合政策学部 教授 松井真理子 人権標語コンクール
四日市市	<ul style="list-style-type: none"> 人権フェスタ 2017 H29.12.10 参加者 5,675 人 人権週間記念講演「違うから面白い、違わないから素晴らしい」 演出家 宮本亜門 他 子ども向け映画「SING」上映 など 人権啓発リーダー養成講座（人権大学8回講座, ステップアップ講座4回講座）参加者延べ 1,931 人 デートDV予防啓発パンフレット 3,000 部配布 人権の花運動 下野小学校
菰野町	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発物品作成・配布等 H29.12.4
朝日町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H30.2.24 参加者 150 人 「笑って考えよう！身近な人権を」 切磋亭琢磨
川越町	<ul style="list-style-type: none"> 人権週間街頭啓発活動 H29.12.4
鈴鹿市	<ul style="list-style-type: none"> じんけんフェスタ in すずか H30.1.27 参加者 405 人 「視力 6.0 から見たニッポン」 ギニア大使館 顧問 オスマン・サンコン 人権ふれあい劇場 H29.8.12 参加者 500 人 劇「100 万回生きたねこ」 人権啓発カレンダーおよび人権啓発手帳の作成・配布
亀山市	<ul style="list-style-type: none"> 「ヒューマンフェスタ in 亀山」 H29.12.9 参加者約 400 人 「知ろうとするより感じてほしい」 RAMO 他に中学生による人権作文発表、高校生・一般の方による人権スピーチ、小中学生が作成した人権ポスターや人権習字の展示 人権啓発物品作成・配布等
津市	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H29.11.12~H30.1.13 計4会場 参加者延べ 1,379 人 「人権トークアンドライブ」 RAMO 他3講座 市民人権講座（津・香良洲地域）H29.11.15~H30.2.18 計6講座 参加者延べ 206 人 「外国人の人権って私たちの人権」 多文化共生ネットワークエスペランサ 代表 青木幸枝 他5講座

	<ul style="list-style-type: none"> • 市民人権講座（安芸地域）H29.10.10～H30.2.27 計8講座 参加者延べ 332 人 「性別って、2つだけ？～知らないではすまされないLGBT～」 （一社）ELLY 山口颯一・佐野恒祐 他7講座 • 市民人権講座（久居・一志地域）H29.9.25～12.14 計8講座 参加者延べ 293 人 「誰もが安心できる社会って～部落差別の解消の推進に関する法律について考える～」 津市立成美小学校 教頭 丸山康郎 他7講座 • 人権啓発物品作成・配布 H28.12 • 人権啓発カレンダーの作成 • 人権の花運動 栗葉小学校
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> • 人権啓発強調月間（H29.6.1～6.30）H29.6.25 講演会参加者 300 人 人権講演会（心をつなぐ集い）「共に生き、共に育つ」 作家 志茂田景樹 • 人権文化フェスティバル松阪 H29.12.3 参加者 230 人 人権啓発映画「手紙」 • 人権の花運動 粥見小学校
多気町	<ul style="list-style-type: none"> • 人権講演会 H29.12.8 参加者 700 人 「絆 どん底の中で見つけたヒカリ」 魂のヴォーカリスト 杉山裕太郎
明和町	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉と人権のまちづくり講演会 H29.12.3 参加者約 300 人 「～津軽三味線の音色を歴史と共に～感謝の心で奏でる津軽の響き」 津軽三味線奏者 来世楽 「地上に平和を人に笑顔を～笑いは世界の共通語～」 落語家 笑福亭鶴笑 • 街頭啓発活動
大台町	<ul style="list-style-type: none"> • 人権フェスティバル H29.12.9 参加者 174 人 中学生による人権作文発表 「『ひきこもり』と心の病気」 NPO法人三重県精神保健福祉会 理事長 山本武之 劇団ダイコン一座公演 「大台の空から」 • 人権の花運動 三瀬谷小学校
伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> • 第12回人権を考える市民の集い H29.8.1 参加者 310 人 「クラスにひとりには必ずいる！？LGBTの子どもたち～誰もが抱えるそれぞれの『生きづらさ』を乗り越えるヒント～」 フェンシング元女子日本代表 杉山文野 • 平成29年度人権講演会 H29.12.16 参加者 210 人 「マスオの人権問題考～言葉はプレゼント～」

	<p>声優・俳優 増岡 弘 群読「角筈にて」（浅田次郎 原作） 劇団東京ルネッサンス</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3回 ISE HUMANRIGHTS MOVIE JAM（いせ人権映画祭）H30.2.16 参加者 230 人
鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H29.12.2 参加者 60 人 「私が僕になったわけ」 LGBT（元女子）理学療法士 鈴木麻斗 街頭啓発活動（鳥羽駅他） 人権ポスター募集&掲示 広報紙への人権コラム掲載(毎月) 男女共同参画連携映画祭開催 H29.6.24 「はなちゃんのみそ汁」上映 鳥羽水族館人権啓発 H29.6.1「人権擁護委員の日」 人権の花運動 鳥羽小学校 男女共同参画週間中の関係図書展示 ひだまりフェスタ人権啓発物品配布、人権でんでん太鼓製作各 500 個 H29.10.15 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、関係図書展示とパープルリボン運動実施
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> 人権講座 H29.7.11～8.1のうち計4回開催 参加者延べ126人 同和問題、LGBT、子ども、DVをテーマに開催 講師 公益社団法人三重県人権教育研究協議会 事務局員 など 人権パネル展 テーマ：LGBT等の性的少数者 H29.11.20～12.8 伊賀市、大阪市淀川区が作成したパネルを借用し、展示 人権を考える市民の集い H29.11.28 参加者 90 人 「サザエさん一家は幸福みつけの達人ぞろい」 俳優・声優 増岡弘 啓発物品の配布 啓発ロゴ入りトートバッグを作成し、講演会等参加者に配布
玉城町	<ul style="list-style-type: none"> 人権コンサート H29.12.3 参加者 250 人 アルケミスト 街頭啓発活動
度会町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H29.12.1 参加者 170 人 「みんな違ってみんないい」 ギニア大使館 顧問 オスマン・サンコン
南伊勢町	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発推進事業講演会 H29.8.20 参加者 214 人 「私の取材ノートから～命の尊さを考える～」 ジャーナリスト 江川紹子
大紀町	<ul style="list-style-type: none"> 大紀ふれあいまつり H29.10.15 エコバッグ配布

伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> • 上野地区人権啓発草の根運動推進会議 人権講演会 H29.6.17 他 参加者延べ 2,973 人 「優しさの種をあなたの心に」 シンガーソングライター 小西達也 他 • ひゅーまんフェスタ 2017 H29.7.9 参加者 280 人 映画「Start line」上映&講演会 映画監督 今村彩子 他 H30.3.10 参加者 41 人 映画「架け橋」上映会 • 部落解放・人権大学講座（全5回）H29.8.25 他 参加者延べ 282 人 近畿大学人権問題研究所教授 奥田 均 他 • 同和問題講演会 H29.8.26 参加者 214 人 「私と部落とハンセン病」 九州産業大学 元教授 林 力 • 差別をなくす強調月間行事 市内5か所 H29.11.11～12.10 参加者 1,522 人 「生きづらさを乗り越えるいくつかのヒント」 他 作家 雨宮 処凜 他 • 市民人権講座 H30.2.27, 3.16 参加者 159 人 「部落差別解消推進法施行一年を迎えて」 部落解放・人権研究所 所長 谷川雅彦 • 上野地区人権啓発草の根運動推進会議交流会 H30.2.23 参加者延べ 60 人 （公財）反差別・人権研究所みえ 理事 大谷 徹 • 人権・同和地区別懇談会モデル事業リーダー研修 H29.7.26、 8.23、9.27 参加者延べ 179 人 • 人権パネル展 随時 本庁・支所 他 • 人権の花運動 神戸小学校
名張市	<ul style="list-style-type: none"> • 人権学習会 H29.6.7 参加者 56 人 「部落差別の現状と今日的課題—部落差別解消推進法施行をふまえて—」 近畿大学人権問題研究所 主任教授 北口末広 • 人権学習会 H29.7.8 参加者 120 人 「『部落差別解消推進法』の意義と今後の取り組みのあり方」 近畿大学人権問題研究所 主任教授 北口末広 • 人権啓発企業研修会 H29.10.17 参加者 88 人 「部落差別解消推進法が施行！どんな法律？なぜできたの？」 近畿大学人権問題研究所 教授 奥田 均 • 人権相談力アップ研修会 H29.10.31 参加者 70 人 「はなす力・きく力」

	<p>(一社) NHK放送研修センター・日本語センター 合田敏行</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権啓発資料作成 「広報なばり掲載ひまわり～人権尊重をくらしのなかに～」2017年度総集編 「2017年度人権作品集(作文・標語・図画・ポスター)」 三重県内男女共同参画連携映画祭 H29.8.5 参加者 224人 映画「この世界の片隅に」上映 男女共同参画推進フォーラム 2018 H30.1.20 参加者 200人 第1部 男女共同参画川柳表彰式 第2部 講演「女らしくなく 男らしくなく 自分らしく」 落語家 露の団姫 人権啓発まちづくりリーダー養成講座 H29.10.8 参加者約 1,000人 国際交流屋台村「世界の国からコンニチワ！」in 隠街道市 市民文化講座 H29.12.3 参加者 147人 映画「生死(いきたひ)～家族で看取る～」上映と長谷川ひろ子監督トークショー 第69回人権週間街頭啓発 H29.12.5 市内11か所で啓発物品配布 第69回人権週間行事 ふれ愛コンサート H29.12.10 参加者約 700人 第1部 人権に関する図画・ポスター、作文、標語の表彰式 第2部 「ウクライナの歌姫 ナターシャ・グジー コンサート ～水晶の歌声とバンドウーラの可憐な響き」 第37回比奈知地区文化祭 H29.11.25～11.26 第41回一ノ井解放文化祭 H30.2.17～2.18
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> 講演会 H30.1.14 参加者 500人 「ダウン症の娘と共に生きて」 書家 金澤泰子 揮毫 書家 金澤翔子 街頭啓発活動 H29.12.6 町内スーパー等で啓発物品の配布 H29.7.22 きほく燈籠祭会場内で啓発物品の配布
熊野市	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H30.1.28 参加者 100人 「セクシュアルマイノリティへの差別と偏見の所在～わたしの実体験を通じて～」 北本法律事務所 弁護士 仲岡しゅん 街頭啓発活動 H29.12.5 人権週間において啓発物品の配布 人権の花運動 熊野市立神上小中学校
尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H29.10.19 参加者 18人 「高齢者から相談を受ける場合の心構え」 (公財)反差別・人権研究所みえ 理事 大谷 徹
御浜町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H30.2.16 参加者 40人

	「障がい者の人権」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 中村尚生
紀宝町	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H30.2.16 参加者 40 人 「障がい者の人権」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 中村尚生

■ 今後の取組方向 (平成 30 年度以降の取組方向)

- 「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権課題に係る県民一人ひとりの意識の高揚をめざした啓発を、さまざまな主体と連携を図り、より一層推進します。
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の目的を実現するため、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- 県人権センターにおいて、常設展示や図書室等の機能を活用した啓発を推進するとともに、人権ポスター・人権メッセージの募集など参加型の人権啓発を実施します。また、メディアを活用した啓発やイベント・講座の開催、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、人権啓発活動を推進します。
- スポーツ組織と連携した人権啓発イベント等、親しみやすく地域に密着した人権啓発を実施します。また、今までに人権啓発に接することのなかった県民に人権啓発を届けることができるよう、商業施設や地域のイベントで移動人権啓発等を実施します。

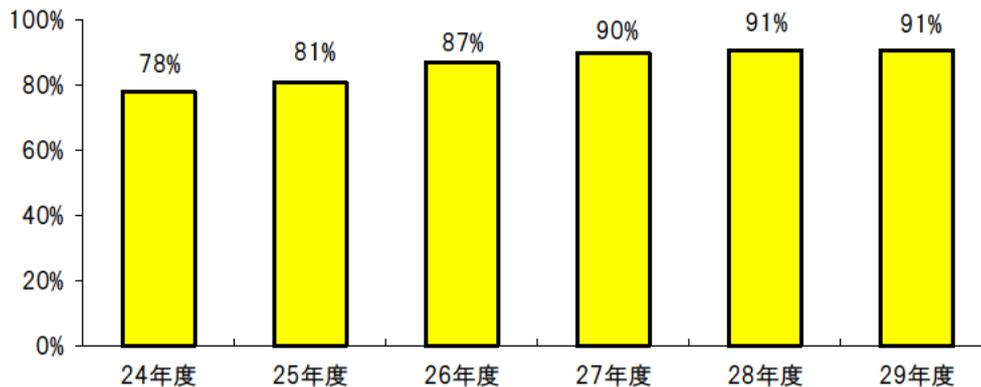
〔施策分野2〕 人権意識の高揚のための施策

人権施策 202

人権教育の推進

■ データからみた状況

「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合



※人権教育推進協議会 人権教育を推進するために、学校と保護者・地域住民が連携して取り組むことをめざして、各中学校区及び県立学校に設置された協議会 資料：三重県教育委員会調べ

データに関するコメント

ほとんどの「人権教育推進協議会」が、保護者や校区住民を対象に人権に関する講演会・学習会等に取り組んでいます。

1 県の主な取組状況（平成29年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 学校教育における人権教育の推進

- ① 総合的・系統的なカリキュラムに基づいた実践
- ② 子どもの主体的な人権学習の促進
- ③ 人権学習教材の活用・定着と開発

- ・ 指導主事が各市町等教育委員会や学校を訪問し、人権教育カリキュラムの作成や人権学習の実施に向けた助言等を行いました。また、市町人権教育主管課長会議と市町人権教育担当者会議を開催し、人権教育の総合的な推進について県の取組を説明するとともに、学校への効果的な支援のあり方に関し、情報の交換及び共有を行いました。今後も、市町等教育委員会との連携を深め、各地域の実態に応じた支援を行う必要があります。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 県内全ての学校において人権教育カリキュラムが作成されることをめざし、各学校の管理職や人権教育担当者に対して人権教育カリキュラムの目的や意義、作成する上で留意すべきこと等について説明しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教

育課]

- ・ 各私立学校の人権教育推進担当者の活動の条件整備や、教職員人権教育研修及び人権教育推進協議会等の運営、人権を考える児童・生徒の集いなどを推進する 17 校に対して支援しました。〔私立学校人権教育推進補助金／環境生活部私学課〕
- ・ 人権学習教材及び人権学習指導資料の活用促進や実践事例集などの作成を通して、学校における「個別的な人権問題に対する取組」の推進を図りました。今後も、教職員向け指導資料「人権教育ガイドライン」を活用し、子どもや地域の実態に応じ、「個別的な人権問題に対する取組」が実施されるよう、必要な情報の提供や支援を行う必要があります。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 「人権まなびの発表会」を開催し、県立学校の生徒が各学校で取り組んでいる人権学習活動についての発表及び意見交流を行いました。また、県内6地区で生徒による人権学習活動の交流を行いました。今後も、各学校で充実した様々な取組が実施されるよう、実践事例の提供等の支援を行っていく必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 主体的な人権学習活動の充実をテーマに人権学習指導資料等を活用し、個別的な人権問題に関わる学習の研究に取り組みました。今後も、個別的な人権問題を取り上げた学習の実施を促進する必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 教職員向け指導資料「人権教育ガイドライン」を作成し、全ての公立学校等に配付しました。「人権教育ガイドライン」を参考に、個別的な人権問題に対する取組が積極的に行われるよう、必要な支援を行う必要があります。〔指導資料作成事業／教育委員会事務局人権教育課〕

(2) 社会教育における人権教育の推進

- ① 市町等との連携・協働
- ② 住民の主体的な人権学習の促進
- ③ 家庭・地域と協働した取組の推進

- ・ 県内 29 市町に対して人権教育に係る実態把握調査を行うとともに、各市町を訪問し、取組の状況や課題、教育集会所の活用状況等を把握しました。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、37 団体に講師を派遣しました。今後も、人権のまちづくり研修会が県内全域で開催されるよう支援していきます。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
- ・ 39 中学校区において、学校・家庭・地域が連携し、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲を向上させる活動を行いました。指定中学校区では、家庭や地域とともに取り組む人権学習活動や学習支援、体験活動等により、子どもの自尊感情や学習意欲の向上が見られました。〔子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 企業・民間団体における人権教育の推進

- ① P T A への人権教育の働きかけ
- ② 企業・団体の人権教育の取組促進
- ③ 企業・団体を対象とした人権研修会の開催

- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする企業・団体を支援するため、37 団体(うち企業・P T A は 7 団体)に講師を派遣しました。今後も、子どもたちの育ちを支える組織や企業において研修会が開催されるよう支援していきます。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
- ・ 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」(参加者 88 人／48 社・団体)と「人権啓発懇話会総会講演」(参加者 53 人／43 社・団体)を開催しました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕
- ・ 農林漁業関係団体の役職員等を対象に、人権問題啓発研修会を県内各地域で 12 回実施しました。研修会には 639 人の参加がありました。〔人権問題啓発推進事業／農林水産部農林水産総務課〕
- ・ 三重労働局・各ハローワークと連携し、県内 5 か所の会場において、企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、公正採用選考に関する事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

(4) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

- ① 県・市町職員の人権研修の推進
- ② 教育職員等の人権研修の推進
- ③ 警察職員の人権研修の推進
- ④ 保健・医療、福祉関係者への人権研修の推進
- ⑤ 保育関係者への人権研修の推進
- ⑥ 福祉事務所職員の人権研修の推進
- ⑦ 報道機関関係者における人権教育の自主的な取組の促進

- ・ 県の行政職員においては、人権問題に関する県職員意識調査結果をふまえた職階に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。引き続き、人権問題を自らの課題として認識し、その解決に積極的に取り組む職員の育成に努めていく必要があります。〔人権等研修事業／総務部人事課、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 教育委員会事務局及び県立学校では、各職員が人権研修の受講や D V D 教材等の視聴を主体的に行うことにより、人権を尊重する意識の向上や人権感覚の醸成を図りました。引き続き、職員が自己啓発に取り組みやすいように、さまざまな研修機会の提示や、各所属の工夫した研修事例について情報提供していきます。〔教育委員会事務局職員及び県立学校事務職員等の人権教育研修／教育委員会教職員課〕

- ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。今後も、教職員の人権意識や指導力の向上を図るため、研修を実施する必要があります。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」、「みんなのひろば」、「性的マイノリティの人権」、いじめの問題を解決するための指導資料「ともに つくる あした」を活用した学習が積極的に行われるよう、学習を実際に体験したり、具体的な実践事例を紹介したりする研修講座を開催しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 保健・医療・福祉関係者という人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修及び啓発を行いました。今後も、保健・医療・福祉など人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権意識と業務の質を高めるため、研修等を行う必要があります。〔人権問題研究費／医療保健部医療保健総務課、子ども・福祉部子ども福祉総務課〕
- ・ 報道機関と県の広報及び人権施策に関わる関係部局による意見交換を実施しました。〔報道機関との意見交換会開催事業／戦略企画部広聴広報課〕

(5) 人材の養成と活用

① 人権教育のリーダー育成

② 県職員の人権問題解決に必要な専門知識の習得

- ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、学校における人材育成や組織体制づくり、「人権感覚あふれる学校づくり」や「人権尊重の地域づくり」に係る取組についての研修を実施しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 人権啓発、人権教育のリーダー人材の育成を目的として、三重県人権大学講座に職員を派遣しました。〔人権等研修事業／総務部人事課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人三重県人権教育研究協議会は、人権教育の研究・推進に取り組み、教育実践研究の成果や手法等、県内の人権教育の推進に大きな役割を果たしています。同協議会等が主催する「三重県人権・同和教育研究大会」には県内各地より2日間で延べ6,000人の参加がありました。

(事例2) 行政等が主催する人権・同和問題に係る地区別懇談会に協力している団体があります。地元の小中学校や地区学習会の人権学習の講師としても定着しており、中学校卒業後も人権活動を続けていきたいという若者の受け皿にもなっています。

(事例3) 約30年近くにわたって、地域の歴史や子どもたちに部落問題をどのように

話すか等を学びあっている会があります。仲間とのつながりを大切に活動してきたこの会は、部落問題についての不安等を本音で話す場となっているとともに、差別をなくしていくエネルギーを培う場となっています。

(事例4) 人権啓発推進委員会を設置し、階層別研修計画の策定、管理職研修の企画等に取り組んでいる企業があります。

(事例5) 同じ学齢の子どもを持つ保護者たちが同和問題(部落差別)について語り合う集いを継続している組織があります。同和問題(部落差別)を自分の問題として考える機会を繰り返し持つことで、意識を変えるような学びの場とし、保護者間の連携を深めることにつなげています。

(2) 市町の取組事例

- 鈴鹿市の中学校区では、地域住民からの支援を受けて、米作りやサツマイモの栽培を行い、収穫した作物を地域の農芸祭で販売したり、郷土料理作りを行ったりして、地域に対する愛着を深めるとともに、地域の人から見守られている安心感から自尊感情を高めることができました。
- 伊賀市で、子どもの実態から子どもにつけたい力を見直し、人権教育カリキュラムの作成及び実践による検証を行った人権教育推進協議会があります。組織的に取り組むことにより、学校間で人権学習の授業公開が活発に行われ、教職員の指導力や人権意識が向上しました。
- 度会町では、学校・地域・行政で組織する度会町人権教育推進協議会を中心に、子どもの実態や地域の実情・課題等を踏まえて、小中学校9年間の人権教育カリキュラムに、地域住民との協働による農業体験活動や福祉体験活動等を取り入れる見直しを行い、積極的に家庭や地域との連携を推進しました。

■ 今後の取組方向 (平成30年度以降の取組方向)

- 人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践行動力につながる意欲・態度や技能を育てるため、人権教育カリキュラムの作成・活用に取り組みます。
- 教職員が日々の教育実践に生かせるよう、人権学習教材や人権学習指導資料の活用促進を図る研修講座や実践事例の提示などを行います。
- 人権尊重の地域づくりにおいては、人権教育推進協議会や子ども支援ネットワーク(注)の活動を充実させ、学校・家庭・地域が連携し、子どもの人権意識や自尊感情の向上を図ります。
- 県内の農林漁業関係団体の役職員をはじめ、保健・医療・福祉関係者等の人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修会等を開催し、人権教育を推進します。
- 公正採用の徹底を図るため、三重労働局・各ハローワークと連携し、県内企業・事業者に向けた「公正採用選考研修会」を引き続き開催します。

注) 子ども支援ネットワーク いじめ等によって、安心して学び、生活することを阻害され、学習意欲を奪われている教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを保障するため、子どもが生活の基盤を置く中学校区をベースとして、子どもと保護者、地域住民等の多様な主体が一緒に取り組む組織。

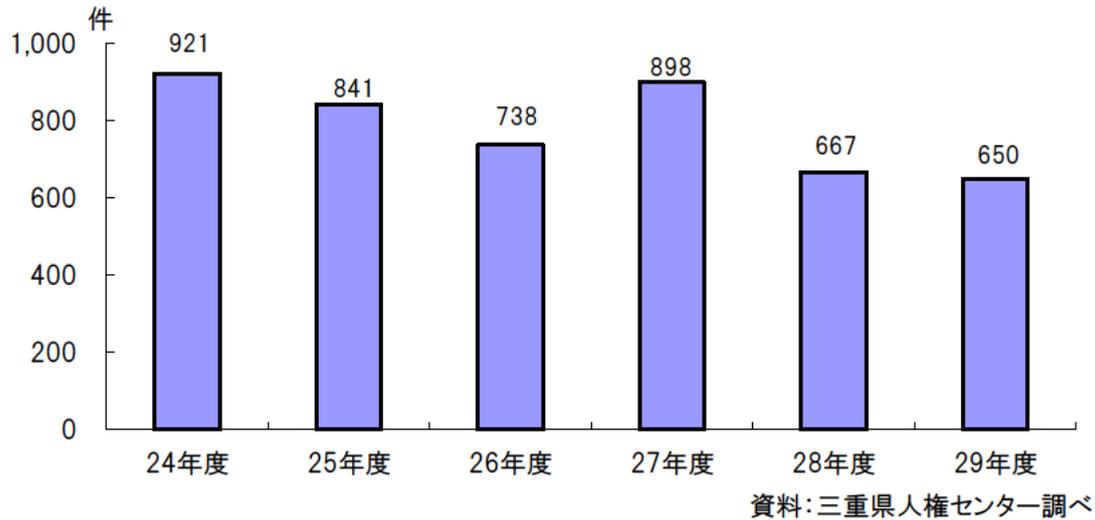
〔施策分野3〕 人権擁護と救済のための施策

人権施策 301

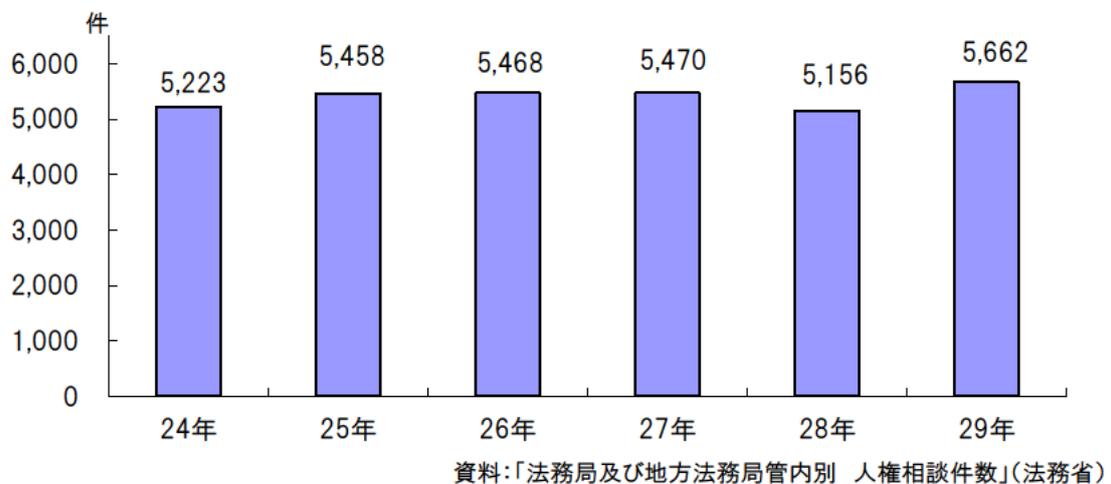
相談体制の充実

■ データからみた状況

【関連データ1】 三重県人権センター相談受案件数



【関連データ2】 法務省人権相談受案件数（津地方法務局総数）



データに関するコメント

【関連データ1】 三重県人権センターでは、さまざまな人権問題の相談に応じています。平成29年度には650件の相談がありました。

【関連データ2】 平成29年において、津地方法務局及び管内の人権擁護委員が取り扱った人権相談の受案件数は5,662件（職員取扱2,598件、人権擁護委員取扱3,064件）でした。

1 県の主な取組状況（平成29年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 相談窓口の広報と充実

① 相談内容に応じた相談窓口の充実

② 幅広い広報手段を活用した相談窓口の周知

- ・ 交通事故相談窓口において、交通事故被害者や加害者の本人及びその家族に対して、賠償問題を円滑に進めるための相談業務を実施しました。また、法的手続きが必要と判断される相談や相談者から希望があった場合は、弁護士会等専門機関を紹介するなど、相談者支援に努めました。〔交通事故相談事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しました。相談者のニーズに適切に対応するためには、相談員の資質向上を図るとともに、相談機関相互の連携を充実させる必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました（17回開催、参加延べ人数471人）。また、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の女性相談員による電話相談、面接相談をはじめ、インターネットを利用したメール相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 職員が犯罪被害者等支援や警察安全相談に適切に対応することができるよう、巡回教養や各種専科教養のほか、部内教養資料を活用した教養を実施しました〔相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕
- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、誰もが性別にかかわらず自分らしく生きていく上でのさまざまな悩みについてサポートするため、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談）や男性のための電話相談等の相談事業を実施しました。また、専門家による相談員研修（スーパーヴィジョン）を実施し、相談員の資質向上と相談体制の充実を図りました。今後も、関係機関と連携を密にしながら、相談者の支援のため、さらに相談事業を充実させていく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 妊娠期からの虐待予防に向けて、電話相談「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」を実施（相談件数91件）するとともに、高等学校、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等にカードを配布（1,054か所、カード配布数約77,000枚）し、相談窓口を周知しました。〔若年層における児童虐待予防事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ DV（注）被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や心的外傷を有する被害女性に対して、心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。〔女性相談事業／子ども・

福祉部子育て支援課]

- ・ 労使双方から寄せられるさまざまな労働相談に対して、専門相談員が電話や面談等による助言や関係機関の紹介を行うほか、法令に関する専門的な相談には弁護士相談を行いました。相談内容は、年々複雑化し多岐にわたる傾向にあることから、的確なアドバイスができるよう他の相談機関との連携を図るなど相談体制の充実に努める必要があります。〔労働相談事業／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談内容について、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語（7言語）での窓口及び電話相談に応じました。また、市町、市町国際交流協会、NPO等の外国人住民向け相談員や、外国人住民に直接接する業務を担当する職員等に対して、相談を受けるにあたっての心構えや対応方法について、臨床心理士や実践者からノウハウを学ぶ、外国人相談窓口担当者を対象とした研修を開催しました。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 三重県障害者相談支援センターでは、身体障がい者及び知的障がい者に対して、医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、医療、補装具、個別支援等に関して、専門的な相談を行いました。〔三重県障害者相談支援センター運営／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 福祉サービスに関する苦情の適正な解決を図るため、県社会福祉協議会に対して、利用者等からのさまざまな苦情、相談に応じ、必要な助言や適切な専門機関の紹介等、相談者の立場に立った苦情解決の支援を行う「苦情解決委員会」の設置・運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 医療安全関係研修に医療相談員が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ確かな医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医務国保課〕
- ・ 三重県こころの健康センターでは、「ひきこもり」、「依存症」、「自殺予防・自死遺族」等、センターで行っている精神保健福祉に関する相談の案内を行うとともに、県内の精神科診療機関・相談窓口・社会資源の情報を掲載した「こころのケアガイドブック」を作成し、ホームページで公開するなど、幅広く支援機関の情報発信に取り組んでいます。〔こころの健康センター管理運営事業／医療保健部健康づくり課〕

（2）相談窓口機能の強化と支援体制の充実

- ① 身近な地域で気軽に相談できるための環境整備
 - ② 利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備
 - ③ 相談窓口の専門職員の確保・充実
 - ④ 相談内容の検討（分析）によって、各種相談に適切な対応ができる体制づくり
- ・ 県内には 38 館の隣保館が設置され、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館が地域福祉と人権啓発の拠点施設として、今後もさまざまな活動を実施していけるよう、支援を行う必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
 - ・ 民生委員・児童委員の活動を支援するため、各地区民生委員児童委員協議会に対して組織的な活動を強化するための経費を助成しました。引き続き、市町とも連携しな

から、民生委員・児童委員の活動を支援していきます。〔民生委員組織活動費補助金／子ども・福祉部地域福祉課〕

- ・ 「障害者差別解消法」に基づく相談体制の整備として、障がい者差別に関する障がい者及びその家族その他関係者からの相談等に的確に対応するため、健康福祉部障がい福祉課及び三重県障害者相談支援センターに相談窓口を設置し、対応しました。また、相談事案の共有等を図るため、関係行政機関や当事者団体等で構成する三重県障がい者差別解消支援協議会を開催しました。〔「障害者差別解消法」に係る対応／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 「障害者差別解消法」に基づく相談体制の整備として、学校教育分野における、障がいのある児童生徒及びその家族や関係者からの相談に対する窓口を教育委員会人権教育課に設置し、対応しました。〔「障害者差別解消法」に係る対応／教育委員会人権教育課〕
- ・ 学校における体罰の問題について、生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、三重県総合教育センターに「体罰に関する電話相談窓口」を設置し、本人及び保護者からの相談に応じています。〔子どもの心サポート事業／教育委員会研修企画・支援課〕
- ・ いじめ問題に対する早期発見・早期対応が全国的に求められている中、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、「いじめ」に関する電話相談を毎日 24 時間実施しています。平成 29 年度は 125 件の相談がありました。〔いじめ相談電話事業／教育委員会研修企画・支援課〕
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、女性相談員による電話相談、面接相談をはじめ、インターネットを利用したメール相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 児童虐待相談における対応の的確性を高めるため、リスクアセスメントツール（平成 26 年度運用開始）（注）およびニーズアセスメントツール（平成 27 年度運用開始）（注）の運用による対応を行っています。また、児童相談所が虐待相談として受理したケースの進行管理を的確に行うため、民間団体に委託したモニター強化事業を実施しています。さらに、被虐待児童の安全確保や指導等を必要とする児童を保護するため、県内 2 か所の一時保護所において児童を一時保護し、心のケアやカウンセリングを行っています。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課・児童相談センター〕
- ・ 教職員を主な対象として、効果的な人権学習の実施や人権学習指導資料の活用方法など人権教育を推進する上での相談に対応しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 三重県人権センターが対応した相談の種別では「心の問題」に係る相談が多くなっていますが、それぞれの課題に的確に対応するため、相談員の研修においては、いろいろな課題に沿った講師を迎えて、当事者に寄り添った相談が行える体制づくりに努めました。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕

（3）相談員等の資質向上

① 相談員等の資質向上と専門性の確保

- ・ 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に関わる相談員スキルアップ講座(12講座等)」を開催し、延べ626人の参加者がありました。今後とも、相談員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の女性相談員の、性犯罪・性暴力被害者からの相談や支援等に係る専門的知識の習得及び資質向上のために、専門機関の実施する研修会に参加するとともに、相談員の代理受傷防止のために、スーパーバイザーを招いたケース検討会議等を開催しました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 児童虐待防止に向け、市町と定期協議を行い、市町要保護児童対策地域協議会へのアドバイザーを派遣するとともに、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、助言者（スーパーバイザー）を定期的・継続的に派遣し、市町の児童相談体制の強化を支援しました。さらに市町の児童相談対応職員の専門性を高めることを目的として、スキルアップ研修を行いました。さらに、児童相談所職員の専門性を向上させることを目的として、各種研修会を実施するとともに、専門機関の研修に派遣しました。〔市町児童相談体制支援推進事業／子ども・福祉部子育て支援課・児童相談センター〕

（４）相談機関等相互の協働・連携の強化

① 各種相談機関との連携の充実による実効ある相談・支援体制の構築

② 相談ネットワークの構築と支援体制の構築

- ・ 性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切に支援が行えることを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 「人権に関わる相談員交流会」を開催し、連携・交流の促進を図りました。さまざまな人権問題で悩んでいる相談者の課題解決に向けて、身近な地域での相談支援体制が充実するように努めていく必要があります。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 人権に係る相談に関し、相談担当者の資質向上や相互の緊密な連携を図り、的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の18相談機関）を開催しています。さまざまな人権問題で悩んでいる相談者に適切に対応するためには、各種相談機関による連携が不可欠であり、ネットワークの充実を図る必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、「人権に関わる相談員スキルアップ講座(12講座等)」を開催し、延べ626人の参加者がありました。今後とも、相談員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上や、相談ネットワークの構築を図る必要があります。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 自殺対策事業に取り組む市町、保健所、民間団体との連携をはかるために、ネット

ワーク会議を開催します。〔地域自殺対策緊急強化事業／医療保健部健康づくり課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 鈴鹿医療科学大学は、不登校やひきこもり、学校や家庭、職場での人間関係等の相談に応じる「こころの相談センター」、「こころのクリニック」を開設しました。

(事例2) LGBTについて知ってもらい、理解を深めてもらうことで、当事者が自分らしく生きていくことができるよう、講演活動やSNSを活用した相談や就職相談等に取り組んでいる団体があります。

(事例3) 難病患者同士や家族同士が悩みを話し、相談ができるように、ピア・サポート(注)や会員相互の交流会・相談会等を開催している団体があります。交流を重ね、患者同士の経験を出し合うことで、日常の不安や悩みを少しでも軽減したいと考えて活動しています。

(事例4) ハラスメント相談員を置き、ハラスメント相談を受ける体制を整備している学校があります。また、校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定めたり、リーフレットを発行したりして、ハラスメントの定義やハラスメントを受けたときの対応について啓発を行っています。

(事例5) 子育て中の母親が相談しやすい環境を行政と協働しながら作っている団体があります。週一度の子育てサークルの時に保健師に来てもらったり、保健師に母親と子育てサークルとをつないでもらったりして連携を図っています。

(事例6) 「三重県で一番・社員に優しい会社」をめざしている企業があります。総務課職員が社員全員と面談し、一人ひとりの社員の話丁寧を聴き、職場の人間関係などの困り事にも対応する取組をしています。また、「相談窓口一覧」を社員全員に配布して、普段から相談しやすい環境づくりに努めています。

(2) 市町の取組事例

○ 独自に専門の人権相談窓口を設けている市町、また、年に数回、人権擁護委員による「特設人権相談」を開設している市町があります。

○ 市町の運営する各隣保館において、人権相談、生活相談、職業相談、健康相談、福祉相談等を随時実施し、適切な支援に努めています。

○ 津市では、認知症や障がいのある方々が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、成年後見制度に関する相談、手続きの支援などを行う「津市成年後見サポートセンター」を開設し、成年後見制度の利用促進を図っています。また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるため、在宅医療と介護サービスを一体的に提供することを目指し、医療機関と介護事業所等の関係者間の連携を推進することを目的として、「津市在宅療養支援センター」を開設しました。

○ 松阪市では、三重労働局と雇用対策協定を締結し、生活困窮者等、障がい者・子育て

世代の方・高齢者等を対象とした求職者相談コーナー「就労の広場」を拡充しました。

■ 今後の取組方向（平成30年度以降の取組方向）

- 法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度が早期に確立されるよう、県から国に対し要望を行っていくほか、関係都府県・政令指定都市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」を通じて、国に制度の確立を求めています。
- 三重県人権センターにおいてさまざまな人権相談に対応するとともに、相談内容に応じた適切な相談機関の窓口を紹介します。
- 多様化・複雑化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図ります。また、国、県、市町の相談機関の連携強化に取り組むとともに、地域における相談ネットワークを充実していきます。
- 三重県人権センターのホームページ内の「主な人権侵害と救済制度」をはじめ相談ネットワーク機関の紹介や、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」の開催案内等、相談に関わる取組を県民に対し周知していきます。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県内の関係機関や女性相談員とのネットワークを活かし、相談員の資質向上を図るとともに相談機関同士の連携を深めていきます。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、女性相談員による電話相談や面接相談を行うほか、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と連携し、初期の産婦人科的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。
- 児童相談所における児童虐待への早期対応、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。加えて、市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化に取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成を支援します。また、子どもの権利擁護を重視した取組を推進します。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次計画）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 三重県労働相談室において、労使双方から寄せられる様々な労働相談に対して助言や関係機関の紹介を行うほか、的確なアドバイスができるよう相談体制の充実に努めます。

注) DV ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。夫婦や恋人等親密な関係にある、または、あった者からの身体的・心理的暴力等をいいます。

注) リスクアセスメントツール 児童虐待通告時における児童相談所の初期対応の的確性、客観性を高めるための危険度を評価するシートと使用ガイドライン

注) ニーズアセスメントツール 一時保護後、家庭に復帰する場合の中長期的な支援を行うためのシートと使用ガイドライン

注) ピア・サポート 同じ課題や不安等を共有している当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、課題や不安の解決に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組

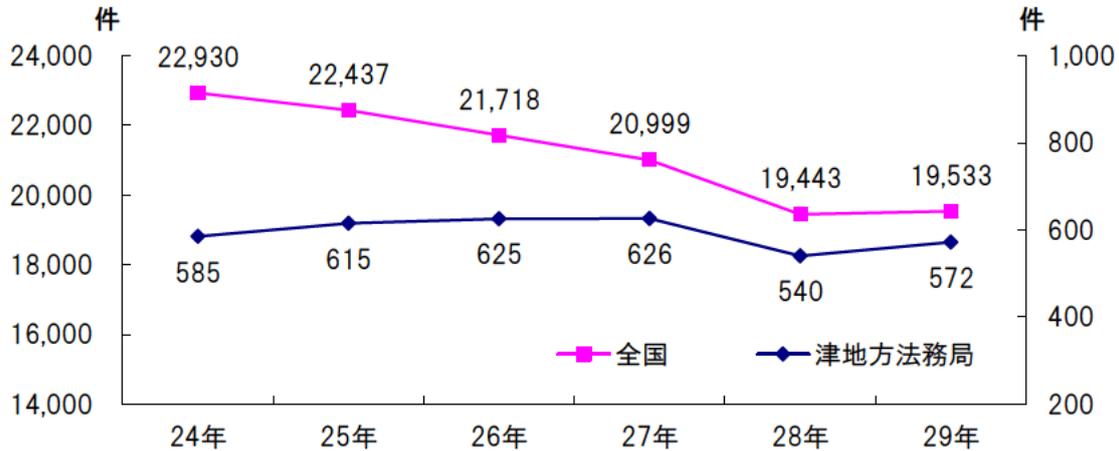
〔施策分野3〕 人権擁護と救済のための施策

人権施策 302

さまざまな人権侵害への対応

■ データからみた状況

全国および県内の人権侵犯事件の新規受理件数



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

全国の法務局および津地方法務局で取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数（新規）の推移を示しています。全国の場合は平成24年をピークに減少していましたが、平成29年は前年より増加しました。また、県内の状況は、平成28年に減少しましたが、平成29年は32件増加しました。

1 県の主な取組状況（平成29年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 人権侵害に対応するための取組

- ① 人権侵害への対応のための行政等による連携と体制づくり
- ② 差別事象に対する関係機関の連携した取組
- ③ 人権侵害被害者へのケア・支援と関係者への啓発
- ④ 虐待等の早期発見・早期対応の推進と被害者のケアの充実
- ⑤ いじめ等を受けた児童生徒のケアと未然防止への取組
- ⑥ 犯罪被害者の精神的・経済的支援
- ⑦ インターネット等による差別表現の早期把握・削除と防止に向けた取組
- ⑧ 人権に係る相談機関の充実とネットワークづくり
- ⑨ 人権救済制度の確立に向けた取組

- ・ 人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の18相談機関）を設置しています。多岐にわたる相談者のニーズに対して適切なアドバイスが行われるよう、連携・情報交換の会議を開催しました。さまざまな人権侵害に適切に対応するためには、相談機関相互の

さらなる緊密な連携が必要です。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 差別事象の発生の際に、迅速で適切な対応ができるよう、関係機関と連携して、通報連絡体制を整備しています。〔調査・研究事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 複雑化、多様化、深刻化するDV事案の相談に適切に対応できるよう、女性相談員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組みました。また、DV相談窓口やDVに対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。引き続き、相談対応力の充実や啓発に取り組む必要があります。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ 市町及び関係機関と連携して、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、高校生を含む女性を中心にDV相談啓発ポケットティッシュを、県内の主要駅や商業施設等 26 か所で配布（街頭啓発）しました。また、DVポスターを作成（1,200 枚）し、市町、警察及び病院等の関係機関に配布しました。

DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人への誹謗中傷による被害を早期に発見し、直接の対応ばかりでなく、学校や相談機関へ通報していただけるような協力者の養成に取り組み、179人の参加がありました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 各種相談事業に従事する相談員に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に関わる相談員スキルアップ講座（12 講座等）」を開催し、延べ626人の参加者がありました。今後も、相談員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 実効性のある人権侵害救済制度が早期に確立されるよう、国に対して要望を行いました。〔人権救済のためのあり方検討／環境生活部人権課〕

（2）人権侵害への対応に関する啓発と広報

- ① 救済につながる相談窓口、制度の広報
- ② 差別事象等の再発防止に向けた啓発の推進
- ③ インターネットによる差別表現防止に向けた適正利用のための啓発・広報
- ④ 虐待等に係る啓発と早期発見・通報のしくみづくり

- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました。（13回開催、参加者延べ1,296

人)〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

- ・ 各地域防災総合事務所及び地域活性化局において、ミニ人権大学講座やトップセミナー等を地域の実情に応じて実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・各地域活性化局〕
- ・ インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等をテーマに、教育・啓発・広報活動に取り組みました。今後とも、インターネットやSNSにおける人権侵害に対しては、メディア・リテラシー（注）の向上を図るための啓発・広報に取り組んでいくことが必要です。〔インターネット人権モニター事業・地域人権相談支援事業、人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・各地域活性化局〕
- ・ 名刺サイズの「DV相談機関一覧」カード（日本語含む7か国語版）を県内関係機関に配布し、加害者の目を気にせず相談窓口の情報を入手できる環境を作りました。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」（参加者 64 人）を開催するとともに、女性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を三重県総合文化センターで実施しました。また、女性が自らの持つ性別役割分担意識に気づき、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」（10 回、参加者延べ 200 人）や高等学校等へのデートDV出前講座（9 回、参加者延べ 1,030 人）を実施しました。今後もDVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1)「命、発達・発育、性」のテーマについて学ぶことを通して、子どもや大人の自己肯定感を高めることに取り組んでいる団体があります。

(事例2) DV被害相談専門のカウンセラーによる面接相談や同行カウンセリングに取り組んでいるNPOがあります。

(2) 市町の取組事例

○ 各市町の施設等において、人権擁護委員による「特設人権相談」が実施されています。このほか、独自に専門の人権相談窓口を設けている市町もあります。

○ 桑名市では平成 28 年 7 月から、また、鈴鹿市では平成 28 年 10 月から本人通知制度を導入しました。本人通知制度は、事前に登録した方に対して、その本人の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その事実を登録者本人にお知らせする制度です。なお、この制度は、交付を拒否したり交付の可否を登録者に確認したりする制度ではありません。住民票の写し等を交付したこと

を通知することで、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としています。県内ではすでに伊賀市、四日市市が導入しています。

- 伊賀市では、「あらゆる差別を許さず、互いを尊重するまちづくり」をめざし、市民一人ひとりの人権が大切にされる社会の中で、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」の運用と「ALL Yの取り組み」を推進しています。

■ 今後の取組方向（平成30年度以降の取組方向）

- 県人権センターにおいて、多様化・複雑化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員の資質向上に努めるとともに、相談機関との連携を深め、必要な情報を提供し、内容に応じた専門機関の紹介を行います。
- 相談者が身近な地域において気軽に相談できる環境の整備をめざして、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」を開催するとともに、各相談機関とネットワークの充実に努めます。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、女性相談員による電話相談や面接相談を行うほか、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と連携し、初期の産婦人科的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。
- インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インターネット及びスマートフォン等のサイト上における三重県に関連する差別的な書き込みについて、モニタリングを行います。発見した差別的な表現の書き込みについては、国等の関係機関と連携を図りつつ、削除要請を行います。
- インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人に対するの誹謗中傷による被害を早期発見し、学校・相談機関への通報や直接対応できるような協力者の養成に努め、インターネットの適正な利用や社会全体で有害情報から子どもたちを守る取組を進めます。
- 差別事象の発生については、関係機関と連携しながら、迅速な通報及び適切な対応に努めていきます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次計画）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 平成24年に発生した2件の児童虐待死亡事例の検証をふまえ、未然防止や早期発見・対応に取り組むとともに、市町要保護児童対策地域協議会等、関係機関相互の連携を強化して、児童虐待に的確に対応していきます。さらに、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンを実施し、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。

注) メディア・リテラシー メディアが発信する情報をそのまま受け入れるのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する能力。

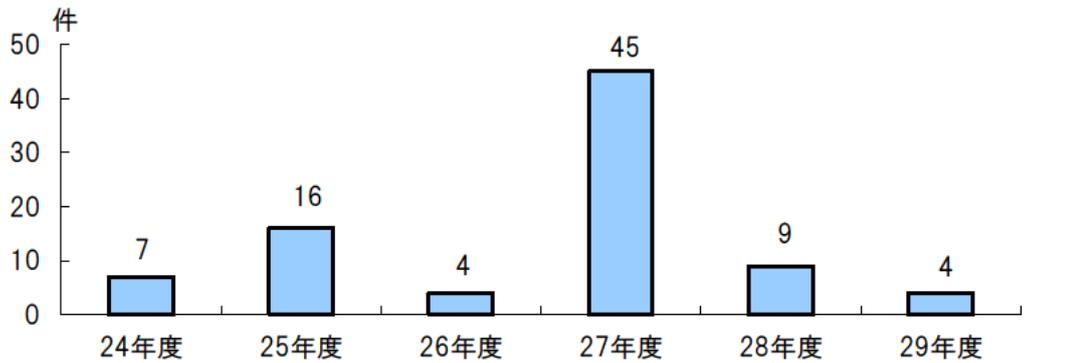
〔施策分野4〕 人権課題のための施策

人権施策 401

同和問題

■ データからみた状況

県人権センターで受けた同和問題の相談件数



資料：三重県人権センター調べ

データに関するコメント

平成 29 年度に県人権センターが受けた同和問題の相談件数は 4 件でした。平成 28 年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」をふまえ、今後も部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図る必要があります。

1 県の主な取組状況（平成 29 年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

- ① 同和問題の解決に向けた正しい理解が県内に広く定着していくような啓発活動の推進
- ② 各地域における啓発活動の展開
- ③ 地域で啓発を推進する人材の養成
- ④ 企業等における公正採用選考の確保と主体的な研修の推進
- ⑤ 差別事象への対応と啓発への活用
- ⑥ 「えせ同和行為」排除に向けた取組

- ・ 同和問題をはじめとした人権啓発は、身近に感じ取れることが必要であることから、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポット番組を放映するとともに、2,966 点の応募があった人権メッセージから選定した優秀作品をラジオスポット番組において放送しました。また、啓発ポスターを作成し、県内主要駅やコンビニエンスストア等に掲出するとともに、ポスター図案を使用した手提げ袋を作成・配布しました。差別につながる身元調査の解決に向けては、参加型の学習会と講演会を開催しました。今後も、日常生活の中で行動に移していけるような啓発となるよう工夫が必要です。〔同和問題等啓発事業（差別身元調査等の解決に向けた啓発事

業) / 環境生活部人権センター]

- ・ 同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民人権講座において、「部落差別解消推進法」をテーマにした講演を行いました。また、同和問題についてのリーフレットを作成しました。今後とも、同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民への啓発と人材育成が必要です。〔同和問題等研修事業 / 環境生活部人権センター〕
- ・ 人権が尊重される三重をつくる条例制定 20 周年記念事業として、落語家露の新治さんの講演及び落語、露の新幸さんの人権ライブを開催し、同和問題等、さまざまな人権課題を自分自身の問題として考える機会とするとともに、人権が尊重される三重をつくる条例の趣旨及び内容を知らせることで、同和問題の解決に向けた人権意識の向上を図りました。〔人権センター啓発活動推進事業 / 環境生活部人権センター〕
- ・ 宅地建物取引業関係団体の協力を得て、平成 29 年 11 月から平成 30 年 1 月に「第 2 回宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」を実施しました。結果については、今後の啓発活動の参考とするため、専門家に詳細分析を依頼し、報告書にまとめました。また、宅地建物取引業者向けにパンフレット、賃貸住宅の家主向けにチラシを作成しました。これらを活用した啓発に取り組んでいくことが必要です。〔宅地建物取引業者を対象とした実態調査 / 県土整備部建築開発課〕
- ・ 県、宅地建物取引業者及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」(平成 25 年 4 月)を、業界団体を通じ県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体を実施する研修会等でも周知を図りました。今後も、業界団体と連携して、宅地建物取引業者を対象とした研修会等、啓発活動を実施していく必要があります。〔宅地建物取引業者の対応 / 県土整備部建築開発課〕
- ・ 地域防災総合事務所及び地域活性化局において、部落差別解消推進法をテーマに、ミニ人権大学講座やトップセミナー、講演会等を実施しました。〔人権啓発事業(人権啓発活動推進事業、地域人権啓発事業) / 環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 地域の福祉向上と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる啓発及び広報活動、地域交流事業等の取組に対して支援を行いました。今後も、隣保館においてさまざまな活動が実施されるよう、支援を行っていく必要があります。また、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を実施しました。〔隣保館運営費等補助金、隣保館事業費補助金 / 環境生活部人権センター〕
- ・ 県の行政職員においては、人権問題に関する県職員意識調査結果をふまえた職階に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。また、人権啓発、人権教育のリーダー人材の育成を目的として、三重県人権大学講座に職員を派遣しました。引き続き、人権問題を自らの課題として認識し、その解決に積極的に取り組む職員の育成に努めていく必要があります。〔人権等研修事業 / 総務部人事課、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講

演会「企業と人権を考える集い」（参加者 88 人／48 社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演」（参加者 53 人／43 社・団体）を開催しました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

- ・ 三重労働局・各ハローワークと連携し、県内5か所の会場において、県内の企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、公正採用選考に関する事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 社会現場で発生した差別事象について、市町・関係機関とともに分析検討を行うとともに、再発防止に向け、学習会や研修会を実施するとともに、事後の取組についても検証するように努めています。今後も、差別事象に関して的確に実態を把握し、分析・研究を行って対策を講じ、効果的な人権啓発手法へ活用する必要があります。〔調査・研究事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 「えせ同和行為」の発生について県人権センターへの相談・報告はありませんでしたが、今後も発生する可能性があることから、対応方法などについて関係機関へ周知や、注意喚起を継続します。「えせ同和行為」については、従来から啓発冊子を県関係機関、市町等に配布し周知、注意喚起に努めていますが、チラシを作成し、雇用経済部と連携しながら各企業等への啓発を行っており、今後も、国等の関係機関と連携を密にしながら、「えせ同和行為」の排除に向け、取り組んでいく必要があります。〔えせ同和行為への対応／環境生活部人権センター〕

（2）同和問題の解決に向けた教育の推進

- ① 同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育の充実・発展
- ② 学校、家庭、地域等の連携した推進体制の充実
- ③ 実践力の向上をめざした教職員や指導者の育成
- ④ 社会教育における住民による主体的な活動支援

- ・ 同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を継承・発展させ、部落問題等の個別的な人権問題に対する取組が積極的に行われるよう、「人権教育ガイドライン」や実践事例等をホームページ上に公開するとともに、指導主事が学校や教育委員会等への指導・助言を行う際に参考として紹介しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 部落問題を解決するための教育に関わる実践事例を「教職員実践事例集」として、ホームページで公開しています。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 県内 29 市町に対し、人権教育に係る実態把握調査を行うとともに、各市町を訪問し、取組の状況や課題、教育集会所の活用状況等を把握しました。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「みんなのひろば」、「気づく つながる つくりだす」等の活用促進を図るため、教職員を対象にした研修講座を開催しました。教職員のニーズを把握し、指導方法等の研修を充実していく必要があります。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

- ・ 小中学校及び県立学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。今後も、教職員の人権意識や指導力の向上を図るため、研修を実施する必要があります。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする団体等を支援するため、37 団体に講師を派遣し、そのうちの6 団体で地域でのつながりづくりに係る研修会を実施しました。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕

（3）学力保障や進路保障等、自己実現の図れる社会環境づくり

- ① 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組
- ② 子どもの健全な育成のための取組

- ・ 三重労働局・各ハローワークと連携し、県内5 か所の会場において、企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、公正採用選考に関する事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

（4）同和問題の解決に向けた人権尊重のまちづくりの推進

- ① 住民交流の拠点となる隣保館の機能を発揮するための取組の促進
- ② 人権尊重のまちづくりの取組の支援

- ・ 地域の福祉向上と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等の取組に対して支援を行いました。今後も、隣保館においてさまざまな活動が実施されるよう、支援を行っていく必要があります。また、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を実施しました。〔隣保館運営費等補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 各地域の実情に応じて実施されている隣保館の各種事業に対し支援しました（31 館）。隣保館が地域の福祉と人権の拠点施設として、今後もさまざまな活動を実施していけるよう、支援を行っていく必要があります。〔隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 隣保館のバリアフリー化等機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しました。平成 29 年度は2 市2 館で修繕等が実施されました。今後も、計画的な整備が図られるよう、支援していく必要があります。〔隣保館整備費補助金／環境生活部人権課〕

（5）同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

- ① 三重県人権センターにおける人権相談ネットワークの推進
- ② 隣保館における相談活動等の支援
- ③ インターネットによる差別表現の早期把握と防止に向けた対応

- ・ 相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談を実施しました。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、相談機関の紹介等を行いました。今後も、相談員の資質向上を図るなど、相談事業を充実させていく必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 地域で各種相談業務に従事する相談員等を対象として、さまざまな人権課題や知識

を拡充し、各種相談に対して人権に配慮した相談対応ができるよう、資質や能力を高める講座「人権に関わる相談員スキルアップ講座（全12講座）」のなかで、同和問題の講座を4講座実施しました。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 市町が設置している隣保館が住民からの各種相談に対応する身近な機関として機能を果たせるよう支援しました。〔隣保館における相談活動等の支援／環境生活部人権センター〕
- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、実効性のある法的措置が求められます。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部では、県と連携して、会員を対象とした土地差別調査問題等に関する人権研修会を開催するとともに、宅地建物取引士の更新時講習の際に、平成24年度から人権学習の機会を設けるなど、人権問題に関する研修機会の充実に取り組んでいます。また、「同和問題に関する啓発ステッカー」を会員事務所に配布し、貼付の依頼をしたり、外国人、障がい者、高齢者、母子・父子家庭等の入居における差別をなくしていくため、家主向けの普及啓発として、三重県ホームページ「e-すまい三重」内のウェブチラシ「入居における差別をなくす取組にご協力を」を活用した啓発活動など、宅地建物取引に関する人権問題の解消に向けた啓発を継続しています。

(事例2) 中学校区内の小中学校・幼稚園・保育所・家庭・地域等が連携し、企画・運営を含めた校区ぐるみのイベントを開催し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす地域づくりをめざしている組織があります。人と人との関わりが、参加者の偏見や差別意識を克服することにもつながっています。

(事例3) 保護者や教職員が同和問題(部落差別)やそれに類似する体験を語りあうことで、これからの生き方や子育て等を考えあっている組織があります。開催を継続してきたことで、かつての子どもたちが保護者として参加するようになり、新しい枠組みでの学習会が開催されるようになってきました。

(事例4) 市町村合併を機に、市内各地で活動していた「青少年友の会」などが束ねる組織が発足しています。ともに活動してきた高校生等が卒業して地元に戻り、地域での次世代の活動を担う取組を進めています。

(2) 市町の取組事例

- 鈴鹿市では、「部落差別解消推進法」に則り、市ホームページにて法律の周知を行うことに加え、市職員への研修や市主催の啓発事業で啓発物品を配布するなど啓発を行いました。

- 伊賀市では、部落差別解消推進法の理念と意義を周知するため、人権問題地区別懇談会などの機会を捉え、市民向けの解説チラシを用いた説明を行いました。
- 本人通知制度は、事前に登録した方に対して、その本人の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その事実を登録者本人にお知らせする制度です。なお、この制度は、交付を拒否したり交付の可否を登録者に確認したりする制度ではありません。住民票の写し等を交付したことを通知することで、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としています。県内では伊賀市、四日市市、桑名市、鈴鹿市で導入されています。
- 法務局において開催されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」には、国や県、三重県人権・同和行政連絡協議会等の関係機関が集まり、えせ同和行為の排除に向けた情報共有等に努めています。
- 市町の設置する隣保館では、各地域の状況に応じて同和問題の解決に向けた相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に取り組んでいます。

■ 今後の取組方向（平成 30 年度以降の取組方向）

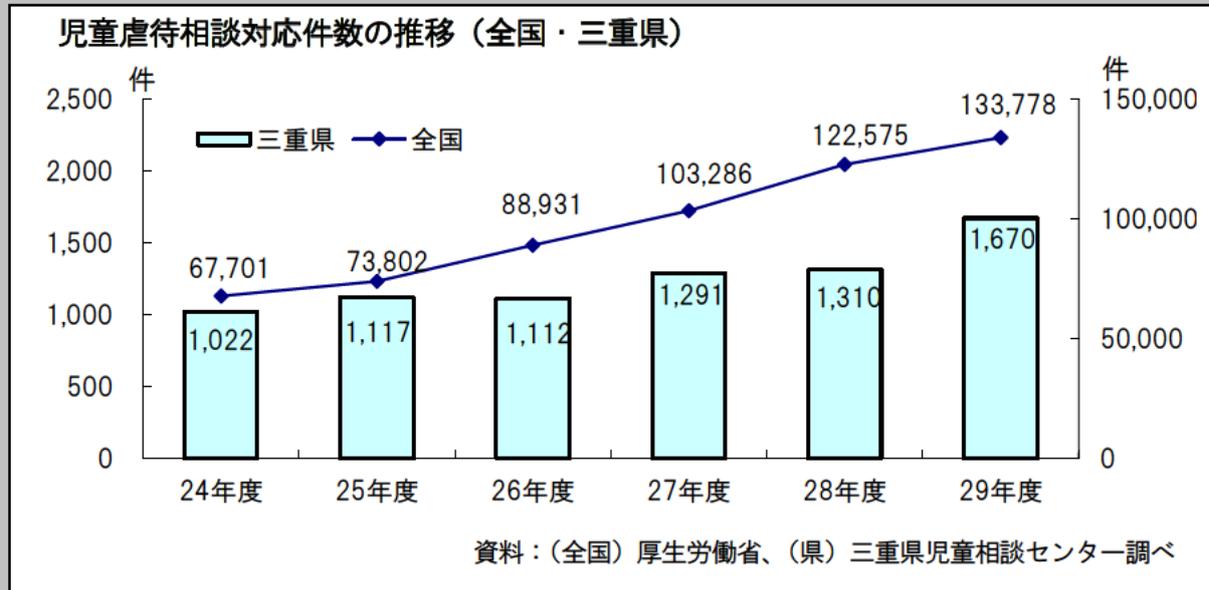
- 平成 28 年 12 月に施行された「部落差別解消推進法」の趣旨をふまえつつ、同和問題に関する差別意識の解決に向けた取組を、国や市町等と連携して進めていきます。
- 同和問題の解決に向けた取組においても、「差別をしない、させない、許さない」ということを人びとの心に訴えていくため、テレビ・ラジオやポスター等、親しみやすい啓発活動や県民を対象とした講座等の開催等に取り組んでいきます。
- 人権問題を自らの問題として考え、行動する人づくりをめざして、年齢層、関心の度合いに応じたさまざまな手法による啓発を進めていきます。また、県内の小・中・高等学校等の児童生徒を対象にした人権ポスターや人権メッセージを募集し、これらを生かした人権カレンダーの作成等を行います。
- 平成 25 年度に策定した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」に基づき、業界団体と連携して、宅地建物取引業者や宅地建物取引士を対象とした人権研修を実施するなど、啓発を推進していきます。
- 県民を対象に差別につながる身元調査に係る講演会や参加型の学習会を地域機関や市町等と連携して取り組みます。
- インターネット上における差別的な表現の書き込み等について、モニタリングを実施し、早期発見に努め、早期の拡大防止や削除要請に取り組めます。
- 地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を持つ隣保館において、相談事業や人権課題の解決に向けた事業等の市町の取組を引き続き支援します。
- 公正採用の徹底を図るため、三重労働局・各ハローワークと連携し、県内企業・事業者に向けた「公正採用選考研修会」を引き続き開催します。

(施策分野4) 人権課題のための施策

人権施策 402

子 ども

■ データからみた状況



データに関するコメント

児童相談所では子どもの養育や障がい等に関するさまざまな相談を行っていますが、子どもを取り巻く社会環境の変化により、児童虐待に係る相談件数は、全国集計では年々増加を続けています。三重県における平成29年度の相談対応件数は件1,670件で、平成24年度から6年連続で千件を超える高い水準で推移し、相談内容も複雑かつ深刻なものが多くなっています。

1 県の主な取組状況（平成29年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進

- ① 児童の権利に関する条約を子ども、保護者等が学習する機会の充実
- ② 企業や地域等と共に取り組む子どもの育ちの見守りや子育て支援の充実
- ③ 児童虐待に対する啓発活動の充実

- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、37団体に講師を派遣し、3団体が子どもの人権に係る研修会を開催しました。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
- ・ 「三重県子ども条例」については、親子が集うイベントや学校等でチラシを配布し、こども条例の家族等への啓発を行いました。また、乳幼児がいる世帯にも子ども条例を啓発するためのチラシを作成しました。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」にお

いて、イベントの開催等による啓発活動を行いました。引き続き、地域社会全体における児童虐待防止の気運を高めていくことが必要です。〔児童虐待等相談対応力強化事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

(2) 人権を尊重し、子どもの主体性を育む保育、教育の推進

① 「三重県教育ビジョン」、「三重県人権教育基本方針」等に基づいた人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進

② 三重県人権保育基本方針等に基づいた豊かな人間性が育まれるような保育の推進

③ 発達障がいに関する正しい知識の普及と個別支援の充実

- ・ 「地区別人権学習活動交流会」や「人権まなびの発表会」を開催し、県立学校の生徒が人権学習活動の発表・交流を行いました。今後も、協力・参加・体験を核とした学習や活動を通して、生徒の主体性を育む必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 保育士が人権問題についての専門的な知識を習得し、人権を大切に作る心を育てる保育を推進するため、県内 11 市町で合計 25 回の人権保育専門講座を開催しました。社会の急激な変化の中では、新たな人権に係る問題への対応が必要であることから、多様な視点から人権感覚を磨くことができる研修内容としました。〔人権保育専門研修事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所で取組事例の調査を行い、その調査内容をリーフレットとして作成し、ホームページで公開しました。〔人権保育推進支援事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 発達障がい児等に対する早期支援を目的に市町が設置する「発達支援総合相談窓口」における専門人材育成のため、三重県立子ども心身発達医療センターに市町職員（4 人）を「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として受け入れ、長期研修（1 年間）を実施しました。引き続き、市町職員の人材育成を支援するとともに、「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進していくことが必要です。〔発達障がい児への支援事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

(3) 子どもの権利擁護の推進

① 家庭や地域住民と学校、児童相談所等の関係機関による連携の強化及び相談体制のネットワーク化に向けた取組

② いじめをなくす取組

③ 児童虐待防止と社会的養護の推進

- ・ 児童虐待相談対応件数の多い北勢児童相談所に、所長を補佐する副所長を新たに配置するほか、ケースワーカー 1 人と児童心理司 1 人を増員するとともに、里親制度の普及を促進するため、里親専任職員を中勢児童相談所に配置しました。また、法的対応や介入型支援を強化するため、児童相談センターに弁護士や警察官を配置しています。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部子育て支援課、児童相談センター〕
- ・ 市町の児童相談体制の強化支援を目的に、市町と定期的に協議を実施し、その内容に基づき、市町要保護児童対策地域協議会へアドバイザーを派遣するとともに、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、助言者（スーパーバイザー）を定期的・継続的に派遣しました。また、市町職員に対する各種研

修等の充実を図りました。〔児童虐待法的対応推進事業・市町児童相談体制支援推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

- ・ 子どもたちが困りごとや悩みごとを相談できるような教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の計 512 校に配置しました。また、子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、福祉的な視点から課題解決への対応を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを 10 人配置し、学校への支援を行いました。〔スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会生徒指導課〕
- ・ いじめから子どもを守り、学校や家庭、地域の皆さんとともに社会総がかりでいじめの防止に向けて取り組むために、「三重県いじめ防止条例」を制定しました。この条例には、いじめをなくしたいという子どもたちの思いを反映するとともに、子どもたちの健やかな成長に向けて、様々な立場の方の役割が明確にされています。〔三重県いじめ防止条例の制定／教育委員会生徒指導課〕
- ・ いじめや不登校の未然防止を図るため、魅力ある学校づくりについての調査研究を伊勢市で行い、取組の成果を県内の学校や市町教育委員会に周知しました。また、県内 20 か所の教育支援センター（適応指導教室）の活動の充実を図るために、指導員のスキル向上を目的とした実践交流会等を年間 3 回実施するとともに、不登校児童生徒への支援を行っているフリースクールの取組を支援しました。〔いじめ・不登校対策事業／教育委員会生徒指導課〕

（４）子どもの健やかな成長のための環境づくり

- ① 相談窓口の整備充実等の子育てを支えるための施策の推進
- ② 学校と地域等の連携による活動への支援及びネットワーク化に向けた取組
- ③ 子どもの健やかな成長を支援するための環境づくりの推進
- ④ インターネット上の人権侵害への取組の充実
- ⑤ 子どもが幅広い人間性を身に付ける機会の充実
- ⑥ 地域社会と行政が連携した子どもが健やかに育つための環境づくり
- ⑦ 子どもの貧困対策

- ・ 39 中学校区において、学校・家庭・地域が連携し、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲を向上させる活動を行いました。指定中学校区では、家庭や地域とともに取り組む人権学習活動や学習支援、体験活動等により、子どもの自尊感情や学習意欲の向上が見られました。〔子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 子どもを持つ親等に対してネット被害防止の重要性、フィルタリングサービスの必要性のほか、家庭における携帯電話利用のルールづくり等の取組を促進するため、携帯電話事業者や関係機関と意見交換を行いました。〔青少年健全育成条例施行事業／子ども福祉部少子化対策課〕
- ・ 児童生徒一人ひとりが、インターネットの利用に係る設問を自ら解答することにより、基礎知識の習得や情報モラル向上につなげることをめざし、「みえネットスキルアップサポート」を実施（小学校 43 校、中学校 18 校）しました。また、専門業者によるネット上での不適切な書き込みの検索、監視等（ネットパトロール）を実施（15

日間×3回)するとともに、県内各地で保護者を対象としたネット啓発講座を開催(小中高等学校31校4団体)しました。今後も、スマートフォン等の適切な使用について、児童生徒の主体的な活動や保護者への啓発を進めていく必要があります。〔インターネット社会を生き抜く力の育成事業／教育委員会事務局生徒指導課〕

- ・ 子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体が構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」(平成30年3月末現在1,554会員)等と連携し、「子育て応援!わくわくフェスタ」や「子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーン」等を行いました。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう支援しています。虐待やいじめ等、子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。地域において多様な主体が子育て家庭を支える人材の育成として、市町と連携し子育て・子育てマイスター養成講座2市町(19人養成)、孫育て講座4市町(80人養成)を実施しました。(平成30年3月現在)〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 県・市町・関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」において、市町の福祉および教育関係者等を対象に、子どもの貧困対策関連の講演会や、好事例の収集・情報提供等を行うとともに、県内各地域で行われている子ども食堂の実態調査を行い、現状や課題を把握しました。〔子どもの貧困対策推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間(企業、住民組織、NPO・団体等)の取組事例

(事例1) 三重弁護士会子どもの権利委員会では、いじめ予防の観点から児童等のいじめに関する理解を深めるべく、希望の小学校を対象に、「いじめ予防授業」を実施しています。

(事例2) 子育て中の母親が相談しやすい環境を行政と協働して作っている団体があります。週一度の子育てサークルの時に保健師に来てもらったり、保健師に母親と子育てサークルとをつないでもらったりして連携を図っています。

(事例3) 飛び出し注意喚起看板の設置・維持管理事業に対して企業から協賛金を得て、収益の一部を広域対応型学童保育事業に生かしているNPOがあります。ひとり親で子育てしている保護者たちも仕事に専念できるよう、学童保育の時間の延長や休日の利用、独自の病児サポート等のさまざまなニーズに対応し、働く保護者たちと子どもたちの安心・安全をつくりだしています。

(事例4) 地域で子どもの居場所づくりに取り組む団体があります。「子ども食堂」等の取

組で、住民が交流し、助け合いができる地域づくりや、地域の課題解決につなげています。
(事例5) 保育施設を設け、従業員の子どものみを保育している企業があります。また、いくつかの施設を従業員以外に開放している企業もあります。
(事例6) 広域で人権活動に取り組む青少年友の会が、中学生の人権フォーラムを開催し、次世代育成に取り組んでいます。中学生が自分のくらしなどを語り合うことで、自分を見つめ、人とつながる経験を支援しています。

(2) 市町の取組事例

- 児童福祉法の改正により、市町が第一義的な児童家庭相談の窓口となり、市町で児童相談が実施されています。また、全ての市町で要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関間での連携強化に向けた取組が進められています。
- 各市町において、福祉、教育、保健が連携して発達障がい児等への途切れのない支援に向けた取組が行われています。
- 「子ども人権フォーラム」が各市町で開催され、小学生や中学生がこれまで人権について体験したことや学習したことをふまえて、自分の考えや意見の交流をしています。

■ 今後の取組方向（平成30年度以降の取組方向）

- 子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりを進めるため、引き続き「三重県子ども条例」の周知に努めます。また、条例に基づき、子どもの主体的な活動への支援、子どもの育ちを見守り支えることのできる人材を養成し、子どもの育ちを見守り支えることのできる人材を養成し、県民が行う活動への支援等に取り組めます。
- 児童虐待相談対応件数は、依然として高い水準で推移しており、引き続き市町を含めた県全体の児童相談体制の強化を図るため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関が連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザー派遣及び児童相談の進行管理等に助言するスーパーバイザー派遣を実施します。
- 児童相談所の児童虐待への早期対応と、その後の再発防止、家族再統合等の家庭支援のため、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。また、市町をはじめ関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化に取り組む市町への支援等を実施します。さらに、関係機関等の協力を得て、啓発活動を行うなど、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。
- 人権が尊重される保育を推進するため、保育所等の職員を対象に、多様な人権感覚を磨くことができる内容とし、保育現場での人権保育の実践につながる専門的な知識が習得できる講座を開催します。
- 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所の取組事例等をまとめたリーフレットを作成し、啓発に努めます。
- 子ども支援ネットワークの取組が充実するよう、市町等教育委員会と連携し、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情の向上を図っていきます。
- 「三重県いじめ防止条例」の施行を受けて、条例の目的や基本理念を県民の皆さんと

共有するとともに、いじめをはじめとする様々な悩みを抱える子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、SNSを活用した相談窓口「子どもLINE相談みえ」を実施し、社会総がかりで、いじめの問題の克服をめざします。

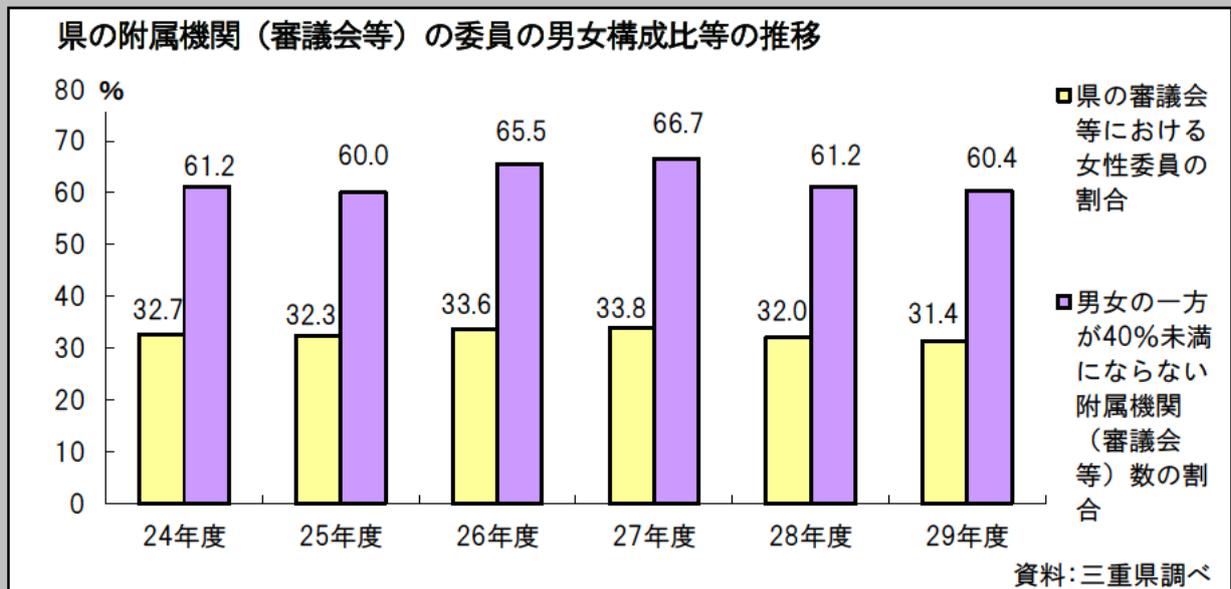
- 子ども食堂の実態調査の結果をふまえ、食の支援に携わる団体等の協力を得て、開設のためのハンドブックを作成し、運営等のノウハウを提供することで、多くの団体が活動に参画できるよう支援します。また、関係者間の顔の見える関係づくりやネットワークの構築を支援します。
- 発達障がい児等への途切れない支援を行うため、市町の発達支援総合窓口等との連携を強化するとともに、引き続き、専門的な職員の育成を支援します。また、保育所・認定こども園・幼稚園への「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の導入を促進するとともに、大学等の保育士や幼稚園教員の養成施設での研修会の開催等の取組を進めます。さらに、発達支援に関する研修会を開催するなど地域の医療機関とも連携を深め、重層的な支援体制の構築をめざします。

(施策分野4) 人権課題のための施策

人権施策 403

女性

■ データからみた状況



データに関するコメント

「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」（平成 28 年 4 月 1 日改正）に基づき、県の附属機関における委員の男女構成が均衡の取れたものとなるよう取組を進めたものの、平成 29 年度の女性委員の割合、委員の男女構成が均衡の取れた附属機関数の割合はともに前年度を下回りました。

1 県の主な取組状況（平成 29 年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 女性の地位向上と政策・方針決定の場への参画促進

- ① 女性の政策・方針決定過程への参画に向けた支援
- ② 市町、民間企業、団体等での女性参画についての理解促進に向けた啓発の推進
- ③ 農林水産業・商工業等における女性の参画に向けた支援
- ④ 女性の就労支援の推進

- ・ 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関等における委員の男女構成が均衡のとれたものとなるよう働きかけました。引き続き、女性登用を働きかけるとともに、女性委員のいない附属機関等の解消を図る必要があります。〔県審議会等への女性委員の登用促進／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 三重県男女共同参画審議会による事業実施課に対するヒアリングを実施し、男女共同参画施策の実施状況について中間評価を取りまとめました。女性の活躍推進が求め

られる中、平成 27 年度の知事への提言・評価に対する取組状況や施策の実施状況を継続して把握し、総合的に施策を推進していくことが必要です。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 市町担当課長会議や担当者研修において、男女の委員構成が均衡のとれたものとなることを目的に県が定める「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」を示しながら、女性委員の割合を高めるよう働きかけを行いました。引き続き、市町等に対して働きかけ、男女共同参画を推進していく必要があります。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 「みえ・花しょうぶサミット」のネットワークを生かして、構成団体の交流を深めながら、さらなる女性の社会進出と活躍を促進するための気運の醸成を図るフォーラムを開催し、講演を行うとともに、各団体間でのディスカッション等を行いました。今後も、さらなる女性の活躍を促進し、地域経済の活性化につながる取組を展開していく必要があります。〔女性の就労支援事業／雇用経済部雇用対策課〕

(2) 男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

- ① 男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直し促進のための啓発・広報活動の推進
- ② 生涯を通じた男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「男性講座」（2回、参加者 68 人）、「地域リーダー養成講座」（2回、参加者 39 人）、「女性のためのエンパワメントスクール講座」（全 4 講座、延べ 5 回、参加者延べ 138 人）等、さまざまな講座・セミナーを開催しました。また、「男女共同参画フォーラム」、「男女共同参画週間」関連事業等の参画交流事業を国、市町、地域の活動団体等と連携して実施し、男女共同参画の理解と意識の普及、気運の醸成を図りました。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町や企業、学生・生徒等を対象にセミナー（11 回、参加者 167 人）、出前講座（122 回、参加者 11,246 人）等を開催し、広く県民に男女共同参画についての教育・学習の機会を提供しました。今後も、男女共同参画への一層の理解促進、意識浸透のために、引き続き、各種事業への男性、若年層、企業等を含む新規参加者の増加に向け、企画内容等を工夫していく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

(3) 働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

- ① 男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組促進
- ② 雇用の場における男女の均等待遇に向けた普及・啓発の推進
- ③ 雇用の場における妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの防止に向けた啓発
- ④ 育児・介護期の労働者に対する支援
- ⑤ 農林水産業、商工業等の自営業における女性の経営参画の促進
- ⑥ 性や妊娠・出産に関する正しい知識の教育、普及・啓発及び健康対策の充実に向けた取組

- ・ 9 月 22 日、四日市都ホテルにおいて、県内で働く女性の挑戦を称える「チャレンジャーズ・アワード 2017」を開催し、さまざまな職業分野で活躍する 10 人のロールモデルを創出しました。また、創出したロールモデルの取組や活動内容について、三

重テレビや「県政だよりみえ」等の県の広報媒体や、本事業の特設ホームページ及び特設フェイスブックページ等において発信するとともに、ロールモデルたちの更なる成長の場づくりと、首都圏で活躍する人材の県内への呼び込みを目的に、2月17日、「働く女性のネットワーク交流会 in 三重テラス」を開催するなど、県内外でのロールモデルの周知に努めました。アワードの募集においては、起業家に偏らずより身近な挑戦事例を応募いただくため、「推薦枠」を設け、企業等の組織で働く女性の応募についても促進を図りましたが、開催地が県北部であったこともあり、南部エリアや伊賀エリアからの応募が少なく、またロールモデルの活動エリアも北勢エリアに偏りが見られたため、今回は開催地の工夫や、これまで応募の少ないエリアの企業や市町を巻き込む等、県内各地のさまざまな職業分野におけるロールモデルの創出に努めます。〔みえの女性活躍推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 9月22日、四日市都ホテルにおいて、県内企業の経営者や管理職等リーダー層をターゲットにした「みえの輝く女子フォーラム 2017」を開催しました。今回のフォーラムで女性の活躍推進に対する「トップのコミットメント」、「トップからの発信」の重要性が再認識されたことから、引き続き、リーダー層の意識改革につながる取組を進めていきます。〔地域女性活躍推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 県内の女性活躍推進の気運醸成を図るため、「女性の活躍推進三重県会議」への加入の働きかけを行った結果、68団体の新規加入につながり、累計418団体となりました。また、本会議の企画運営を行う企画委員会及び、女性活躍推進法に基づく協議会である連絡会議を開催しました。女性活躍の気運醸成は徐々に高まっているものの、まだ十分ではないため、引き続き、女性が活躍できる環境整備に向けて、三重県会議への加入を促進し、企業等のネットワークづくりを進めるとともに、県内企業や経済団体、国、市町等、さまざまな主体と連携し取り組んでいきます。〔地域女性活躍推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 女性が活躍できる職場環境づくりに関して、既に効果的・先進的な取組を実践している県内企業・団体10社をモデルケースとして紹介する事例集「女性のチカラで企業力アップ！ジョアアップM i e」を発行するとともに、ホームページやフェイスブック等で広く発信しました。また、作成した事例集を活用して県内企業・団体へ女性の活躍推進に係る啓発を実施するとともに、「女性の活躍推進三重県会議」への加入の働きかけを行いました。今後、事例集等を活用して先駆取組事例を広く発信するなど、女性が活躍できる職場環境づくりに取り組む企業等の増加に向けて、引き続き取組を進めていきます。〔地域女性活躍推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ これまでの「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度をリニューアルし、長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度などの導入によりワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として48法人登録するとともに、特に意欲的な取組を行っている6法人を表彰し、その取組事例を広く紹介しました。また、関係機関と連携してセミナーを開催する等企業への啓発を行いました。引き続き、働きやすい職場環境づくりに向けて、より多くの企業で取り込まれるよう制度のさらなる周知啓発を行う必要があります。〔働きや

すい職場づくり事業／雇用経済部雇用対策課]

- ・ 県が実施した調査結果等もふまえて、就職活動に際して自身のライフイベントにおいて考慮すべきことや、将来のキャリアをデザインすることについて考えていただく機会を、県内大学等（鈴鹿大学、鈴鹿大学短期大学部）の授業の一環として提供することで、男子学生の育児参画意識も含め、女性の就労継続に向けたライフプラン・キャリア形成を支援しました。今後も、県内の高等教育機関において、学生向けセミナー（ライフプラン・キャリア形成講座）を実施し、女性の就労継続に関する意識啓発を図る必要があります。〔女性の就労継続支援事業／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 女子学生が将来、妊娠・出産・子育て等で離職せずに、働き続けることができる労働環境づくりに向けて、企業（人事担当者、ロールモデルとなる女性社員等）と女子学生との意見交換会等を、県内2か所（高田短期大学、四日市大学・四日市看護医療大学合同）で2回開催しました。今後も、高等教育機関の学生に対して就労継続に関する意識を醸成するとともに、子育て期等においても就労継続に必要な環境づくりを促進する必要があります。〔女性の就労継続支援事業／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 昼間保護者のいない小学生を対象に、小学校の余裕教室、児童館などの身近な社会資源を活用して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを設置する市町に対し設置や運営の助成を行いました。引き続き、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行い、設置を進めていく必要があります。〔放課後児童対策事業費補助金／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域との交流活動を実施しました。引き続き、ボランティアや活動場所を確保していく必要があります。〔放課後子ども教室推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 三重県の母子保健計画「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」に基づき、市町の母子保健体制の整備に向けた取組支援として、保健所単位の情報交換会の実施や、母子保健体制構築アドバイザー等と保健所担当者の市町訪問支援を行いました。引き続き、各市町の実情に応じた母子保健体制整備に向けた支援が必要です。〔健やか親子支援事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ 特定不妊治療や不育症、一般不妊治療等への助成を実施しました。また、不妊や不育に悩む夫婦への専門相談に応じるとともに、不妊や不育に対する正しい知識の普及を進めるための講演会を実施しました。今後も、不妊治療に対する各助成制度や専門相談の周知とともに治療を受けやすい環境づくりが必要です。〔不妊相談・治療支援事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

(4) 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性の人権を守る環境づくり

- ① あらゆる暴力から女性を守るための関係機関の連携の強化及び相談体制の充実
- ② 暴力を許さない意識の醸成及び暴力が人権侵害であるという認識の普及に向けた取組
- ③ DV被害者の保護及び自立支援に向けた関係機関との連携した取組の推進
- ④ 性犯罪、売買春、ストーカ対策等の推進

- ・ 性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター より

こ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切に支援が行えることを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。また、女性相談員による電話相談、面接相談をはじめ、インターネットを利用したメール相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。また、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました。(17回開催、参加延べ人数471人)〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

- ・ DV被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／子ども・福祉部子育て支援課〕
- ・ 名刺サイズの「DV相談機関一覧」カード（日本語含む7か国語版）を県内関係機関に配布し、加害者の目を気にせず相談窓口の情報を入手できる環境を作りました。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」（参加者64人）を開催するとともに、女性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を三重県総合文化センターで実施しました。また、女性が自らの持つ性別役割分担意識に気づき、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」（10回、参加者延べ200人）や高等学校等へのデートDV出前講座（9回、参加者延べ1,030人）を実施しました。今後もDVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ DV被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の進捗状況の確認や情報共有を行いました。今後も、DVを防止するための啓発や被害者支援を一層推進する必要があります。〔DV対策基本計画推進事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 三重県が登録を行う「みえの働き方改革推進企業」に平成29年度は48社が登録されました。なお、平成29年度の登録企業の中から、「株式会社百五銀行」、「住友電装株式会社」、「株式会社第三銀行」、「株式会社山下組」、「株式会社ZTV」、「株

株式会社石吉組」が知事表彰を受けました。

株式会社百五銀行は、働きやすい職場づくりをめざし、「意識」・「業務手順」・「制度」・「早く」カエルの観点から、カエルプロジェクトを進めたり、女性活躍推進に向け、女性管理職養成のためのプロジェクトを実施しています。

住友電装株式会社は、女性の活躍推進をはじめ、「D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）」推進の取組を行っています。

株式会社第三銀行は、女性管理職養成のための独自プロジェクトに取り組んでおり、管理職数も年々増えています。

株式会社山下組は、タブレット支給や機器の導入など、IT化を進め、業務の効率化や誰もが働きやすい職場づくりに努めています。

株式会社ZTVは、20時以降の原則時間外労働禁止やノー残業デー等の所定外労働時間削減の取組が定着し、実績をあげています。

株式会社石吉組は、女性活躍推進の取組が進んでおり、管理職の女性比率が高く、成果が出ています。

(2) 市町の取組事例

- 四日市市では、男性の視点からDV問題をとらえ、考える講演会が開催されました。固定化された男性像の社会的定着やストレスから生まれる心理的要因など、その背景を検証することで、パートナーとのよい関係を築くヒントを得ることを狙いとしています。
- 鈴鹿市では、市内の幼稚園・小学校で「男女平等教育」、中学校で「デートDV予防教育」、大学で「性的マイノリティ」についての出前講座を行いました。
- 東員町では、初めて出産する母親が出産や育児に少しでも不安を感じた時に、いつでも父親がサポートしてあげられるよう、妊娠期から出産、子育ての情報誌として父親のための「パパBook」を作成しました。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と市町とで「男女共同参画連携映画祭」を共同開催しています。映画を通じ、県民に男女共同参画について考えてもらい、機運を高める機会を提供しています。

■ 今後の取組方向（平成30年度以降の取組方向）

- 「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」の着実な推進を図るため、第二期実施計画（改訂版）に基づき、さまざまな取組を一層推進していきます。
- 女性の地位向上と政策決定の場への参画促進のため、県及び市町における審議会等への女性の参画を働きかけるとともに、女性のエンパワーメントを促進する各種取組を進めます。
- 引き続き県内で働く女性の「挑戦」を称え、応援するアワードを開催し、さまざまな分野における女性人材の掘り起しやスキルアップ等を行い、女性活躍のロールモデル創出に取り組めます。また、「女性の活躍推進三重県会議」の活動に引き続き取り組み、賛同いただける企業等のネットワークの拡大や、企業等の経営者や管理職等リーダー層の意識改革に繋がる講演会を開催します。
- 固定的な性別役割分担意識の解消や男女が共に多様な働き方を実現できる環境づくり

を推進するため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民の関心の高いテーマでのイベント開催や実践型・課題解決型の講座実施等を通して、男女共同参画意識の啓発に引き続き取り組みます。

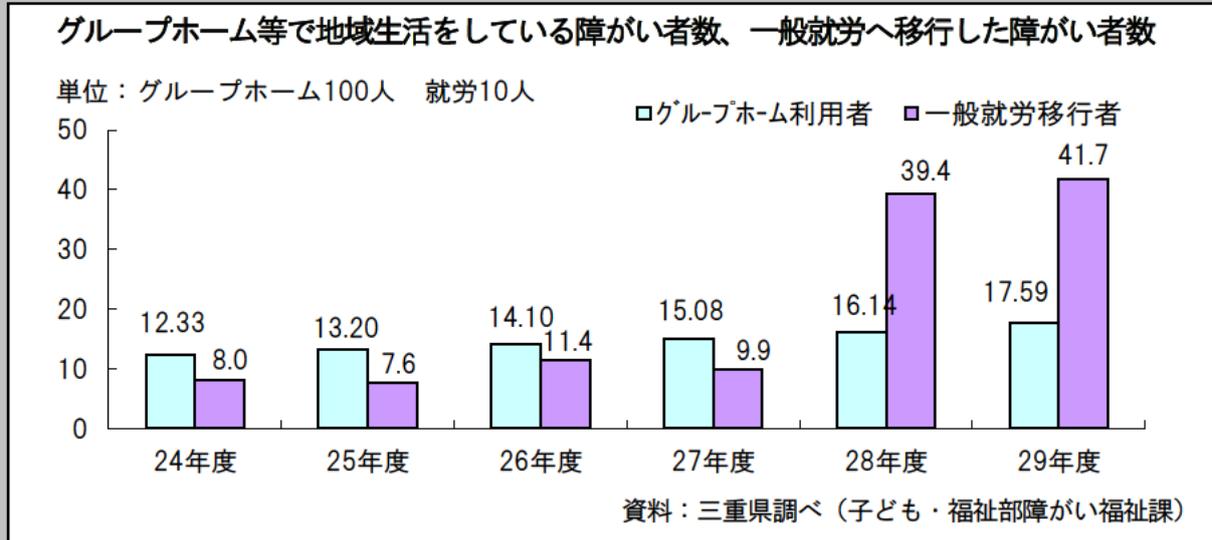
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、女性相談員による電話相談や面接相談を行うほか、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と協力し、初期の産婦人科的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。
- 長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度などの導入によりワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録するとともに、特に意欲的な取組を行っている企業等を表彰し、その取組事例を広く紹介します。また、関係機関と連携してセミナーを開催し企業への啓発を行うなど、男女がともに働きやすい職場環境づくりの実現に向け、引き続き「働き方改革」の推進に取り組めます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次計画）」に基づき、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行うとともに、DV被害者の適切な保護・自立支援等の取組を民間団体、関係機関と連携し推進します。

〔施策分野4〕 人権課題のための施策

人権施策 404

障がい者

■ データからみた状況



データに関するコメント

障がい者の地域生活支援は障がい者福祉施策の中心であり、グループホーム（注）等の整備及び一般就労移行支援が重要です。グループホーム等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数とも、増加傾向にあります。これらの取組は、みえ障がい者共生社会づくりプランに基づき、計画的に進められています。（平成28年度からの一般就労移行者数は、障害者就業・生活支援センターが支援を行って、一般就労へ移行した人を含んでいます）

1 県の主な取組状況（平成29年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進

- ① 障がいに関する理解の促進と正しい知識の普及のための啓発・広報活動の推進
- ② 障がいに関する人権教育等の推進

- ・ 内閣府との共催により、「障害者週間（12月3日～9日）」に関する啓発広報活動として、障害者差別解消法施行に伴い、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」のテーマを同法に関わるものとして幅広く募集し、障がいのある人に関する普及・啓発を行いました。〔障害者週間普及啓発事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 県内各保健所において、精神科医療機関、市町、障害者相談支援事業所等の関係機関と連携し、精神保健連絡協議会を開催しました。その中では地域精神保健福祉体制の課題が協議され、人材育成のための研修会等を開催しました。また、精神科救急に特化した警察・医療・行政等の連携会議（危機連絡会）も県内の複数圏域で開催されつつありますが、今後入院患者の退院後の支援体制の整備・充実が課題となっていま

す。〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／医療保健部健康づくり課〕

- ・ 精神障がい当事者の企画・運営・出演による「お笑いこころサミット」を開催し、精神障がい、精神疾患の正しい理解の啓発を行いました。また、「お笑い芸人松本ハウス」さんに加え、「落語家露の眞」さんを「みえ発！こころのバリアフリー大使」として委嘱し、学校等で啓発パフォーマンスを行いました。〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／医療保健部健康づくり課〕

(2) 障がい者の社会参加、参画の環境づくり

① 障がい者の社会参加が促進される基盤づくり

② 障がいのある人もない人も共に働ける社会の実現

- ・ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成 27 年度～平成 29 年度）に基づき、障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に取り組むとともに、平成 30 年度から平成 32 年度を計画期間とする新たなプランの策定に取り組みました。策定にあたっては、これまでのプランの検証を行い、現状と課題を明らかにするとともに、平成 29 年 3 月告示の国の基本指針（第 5 期障害福祉計画、第 1 期障害児福祉計画）および平成 30 年 3 月策定の国の障害者基本計画（第 4 次）などを勘案し、改訂を行いました。共生社会の実現をめざして、引き続き、プランに基づく取組を進めていくことが必要です。〔障がい福祉総務費／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 三重県障害者社会参加推進センターに、障がい者等の移動支援、生活訓練等さまざまな障がいにわたる各種事業の実施を委託して、障がい者の社会参加を促進しました。〔障がい者社会参加促進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 障がい者の自立と社会参加を推進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、ふれあいスポレク祭、県障がい者スポーツ大会を開催しました。2020 年の東京オリンピック・パラリンピックや 2021 年の三重とこわか大会の開催を好機ととらえ、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を一層進める必要があります。〔障がい者スポーツ推進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 県内で水泳、ボッチャ、卓球およびゴールボールの日本代表選手等が合宿を行いました。また、ボッチャについては 3 月に日本で初めての国際大会が県内で開催されました。東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致に向けて、引き続き、合宿や大規模大会の開催実績等の蓄積を図る必要があります。〔障がい者スポーツ推進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 桑名市で「障がい者芸術文化祭」を開催（1 月）するとともに、「2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」に参加し、他県との情報共有を図りました。〔障がい者の持つ県民力を発揮する事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（5 駅）のバリアフリー化に支援しました。バリアフリー法に基づく基本方針に沿って鉄道駅・バス等のバリアフリー化が進むよう、国、関係市町、事業者等と

協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

- ・ 農業分野における障がい者の雇成型就労体験を実施するとともに、研修受入農業者に農業ジョブトレーナーを派遣し、雇用に向けた支援を行いました。また、農福連携を推進している自治体や特別支援学校と連携しながら、農業ジョブトレーナー育成、スキルアップのための研修プログラムについて実施、検証しました。今後、農業経営体が障がい者の雇用を進めるため、農業ジョブトレーナーの認証制度を整備する必要があります。〔園芸産地における障がい者雇用の促進事業／農林水産部担い手支援課〕
- ・ 苗木生産事業者に対し、福祉事業者との連携による苗木生産の勉強会を開催しました。また、「木づかい」分野への取組を推進していくため、林業事業者や福祉事業所と連携し、木製コースターの製作を行いました。今後も、林業分野への障がい者就労を進めるため、林福連携の取り組みの拡大を図る必要があります。〔林業分野における福祉との連携推進事業／農林水産部森林・林業経営課〕
- ・ 県内8つの福祉事業所が18件の漁労関連作業（うち新規5件）を受託したほか、福祉事業所、漁業関係者等を対象に、障がい者がカキ養殖資材（カキ稚貝の採集器）の作成に取り組む現場の視察・研修会を行い、43人が参加するなどの成果が得られました。今後は、漁業への障がい者就労を拡大するため、水福連携に取り組む地区の拡大や新たな漁業種類への波及を図る必要があります。〔水福連携による担い手育成事業／農林水産部水産資源・経営課〕
- ・ 障がい者の働く場を拡充するため、県内4か所に設置されている社会的事業所（注）の運営を支援しました。また、障害福祉施設から一般就労した障がい者の職場定着を支援しました。引き続き、障がい者の働く場の拡充と職場定着を支援する必要があります。〔障がい者就労支援事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、ステップアップカフェ「Cottic菜」を活用し、県民や企業の障がい者雇用への理解を深める「ステップアップ大学」の開催、職場実習・視察等の受け入れや就労支援事業所で製作した商品の販売支援などにより障がい者の就労意欲の醸成に努めました。また、多様な機関で構成する「三重県障がい者雇用推進協議会」において、それぞれの取組に関する情報交換を実施するなど、障がい者の就労への環境づくりに努めました。

そのほか、三重県障がい者雇用推進企業ネットワークの登録企業等を対象とした企業見学会や、障がい者就労支援機関との意見交換会の開催のほか、障がい者雇用アドバイザーによる雇用支援制度の周知、ハローワークと連携した就職面接会の開催により企業の障がい者雇用への支援に努めました。

また、企業や社会福祉法人等の多様な委託先による障がい者の態様に応じた能力開発の機会を提供するなど、円滑な就労に向けた支援を行いました。〔障がい者の雇用促進・障がい者委託訓練／雇用経済部雇用対策課〕

（3）障がい者の権利擁護の推進

- ① 障がいを理由とする差別の解消
- ② 障がい者虐待の防止
- ③ 権利擁護のための体制の充実

- ・ 障害者差別解消法に関する取組として、相談窓口の設置や「三重県障がい者差別解消支援協議会」を開催しました。また、「こころのバリアフリー推進イベント」を計4回（県庁講堂において2回、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」、鈴鹿市男女共同参画センター）開催したほか、市町職員や事業者に対する説明等を実施して啓発を行いました。〔障害者差別解消法関連事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 三重労働局や県内のハローワークと連携を図りながら、さまざまな機会を通じ雇用の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図りました。〔障がい者の雇用促進／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、障がい者虐待防止・権利擁護研修会を3回開催し、事業管理者や市町職員等の意識の醸成を図りました。〔障がい者権利擁護推進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 専門家チーム会議を4回開催し、虐待対応事例の検討を行いました。また、事案に対する助言をいただき事業所への指導の参考としました。〔障がい者虐待防止対策（専門性強化）支援事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 判断能力が不十分な障がい者や高齢者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会を開催しました。〔成年後見制度利用推進事業／医療保健部長寿介護課〕

（4）地域生活への移行と地域生活の支援

① 地域生活への移行と地域生活の支援

② 地域生活への移行を支える相談支援体制の整備

- ・ 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場や日中活動の場の整備を促進しました。〔障がい者の地域移行受け皿整備事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 事業所からの問い合わせ・相談への対応や、新規事業所研修会や集団指導等を通じ、適切なサービスの提供が行われるよう、情報提供を行うことにより事業所を支援しました。〔障がい福祉サービス事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援しました。また、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成と資質の向上に努めました。引き続き、より効果的な相談支援体制となるよう見直しを進めるとともに、人材育成による相談支援の質の向上に努める必要があります。〔障がい者相談支援体制強化事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 24時間、365日、精神科医療を提供するため、精神科救急医療体制を整備し、精神疾患を有する方の支援を行いました。一方、一般救急との連携を密にすることなどにより、身体合併症患者の医療提供体制を確保していく必要があります。〔精神科救急医療システム運用事業／医療保健部健康づくり課〕
- ・ 判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。〔日常生活自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

- 適切な福祉サービスの提供を確保するため、三重県社会福祉協議会に設置される日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」及び福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」の運営に要する経費を補助しました。
〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

(5) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

- ① 障がいのある子どもたちの自立と社会参画を実現するための早期からの一貫した支援の推進
- ② 特別支援学校のキャリア教育の推進
- ③ 交流及び共同学習の推進

- 特別支援学校のセンター的機能として、小・中・高等学校の教員に対して子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画の作成について助言などを行いました。また、通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座(10回)を実施し、発達障がいのある子どもへの指導と支援について理解を深めました。引き続き、障がいのある子どもたちへの早期からの一貫した支援の推進を図る必要があります。

障がいのある子どもたちへの早期からの一貫した支援を進めるためには、小・中・高等学校教員の専門性の向上を図る必要があります。〔早期からの一貫した教育支援体制整備事業／教育委員会特別支援教育課〕

- 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、特別支援学校版キャリア教育プログラムの作成と活用の促進や企業等と連携した技能検定の実施等しました。引き続き、高等部生徒が希望する進路を選択していけるよう、計画的・組織的なキャリア教育を推進していく必要があります。〔特別支援学校就労推進事業／教育委員会特別支援教育課〕
- 各特別支援学校において、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが共に学ぶ機会として、交流及び共同学習を継続的・計画的に実施することができました。引き続き、交流及び共同学習を実施し、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが相互理解を図る必要があります。〔早期からの一貫した教育支援体制整備事業／教育委員会特別支援教育課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 社会福祉法人志摩市社会福祉協議会では、障がい者が地元で働く機会を増やそうと、カキ養殖に参入するため、平成30年2月に鳥羽磯部漁協の組合員となりました。社協が漁業に参入するのは全国で初めてです。

(事例2) 就労環境の変化などから働きたくても働けずにいる若者が、就労に向けて一歩踏み出すためのトレーニングの場を、平成29年9月に四日市市内に開設し、就労支援に取り組んでいる団体があります。開設後半年間で25人を受け入れ、うち6人が就職など次のステージへ進んでいます。

(事例3) 松阪市近隣の小学生から高校生の団員で構成されている劇団が、一般社団法人三重県聴覚障害者協会主催のイベントへの出演をきっかけに始めた手話を盛り込んだ作品を、平成29年10月に上演しました。

(事例4) 地元産の野菜等を活用した料理をビュッフェ形式で提供している就労支援A型作業所のレストランがあります。自分の特性にあった持ち場を担当することで、新たな可能性を見つけて、生き生きと働くことにつながっています。

(事例5) NPO法人三重県精神保健福祉会では、精神障がい者が社会の中で自分らしく暮らし、家族が安心して生活できる社会の創生をめざして、「第42回三家連精神保健福祉大会」を開催しました。

(事例6) 三重県聴覚障害者支援センターでは、実際に災害時に活動した方を講師に招き、聴覚障害者災害支援サポーター養成講座を開催するとともに、災害時における聴覚障がい者への支援について広く周知を図るため、啓発パンフレットを作成しました。

(2) 市町の取組事例

- 鈴鹿市では、市とハローワーク鈴鹿等が主催し、共生社会実現へ向け、障がい者に就労機会を提供し、福祉事業所の商品、サービスを応援するため、多くの方が出会う場所として、障がい者の就労マルシェを開催しています。企業等の就職説明会で障がい者と企業をつなぎ、福祉事業所の販売やイベントで障がい者と市民をつないでおり、1,000人近い入場者が集まりました。
- 松阪市では、「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」(平成26年4月施行)に基づき、施策を推進しました。手話の理解、普及及び地域における手話の使用しやすい環境構築に向けた取組を進めています。
- 伊勢市では、これまで障がいについて知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかったりした皆さんに、障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある人への支援につなげる取組として、平成28年12月から「障がい者サポーター制度」を開始しています。
- 津市では、障がい者の働く意欲の向上や障がい及び障がい者への認識・理解の促進を目的として、平成28年10月から隔週で行っていた本庁舎1階ロビーでの障がい者通所施設による物品の販売を、平成29年7月から毎週開催しています。
- 名張市では、平成29年6月に「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」が成立しました。また、聴覚に障がいがあるろう者等が、自宅及び公共施設で意思疎通が難しいとき、市役所に来庁することなく、その場で手持ちの携帯端末等により、市の設置手話通訳者を介して、手話による意思疎通を図ることを可能にする手話通訳対応サービスの試験運用を11月1日から開始しました。

■ 今後の取組方向 (平成30年度以降の取組方向)

- 「三重県障害者施策推進協議会」等を開催し、意見や助言を得ながら「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(2018(平成30)～2020年度)に沿った障がい者福祉施策の推進に取り組みます。
- 精神保健分野の地域連携体制の充実のため、各種研修会や連絡協議会を開催し、精神

保健福祉分野の課題を整理するとともに、人材育成のための取組を進めます。また、次回の精神保健福祉法改正に向けて、措置入院患者の地域定着支援を促進できるよう各圏域で体制を整備します。

- 三重県障害者社会参加推進センターに委託して、さまざまな障がいにつながる各種事業を総合的に実施し、地域と連携して取組を進めることにより、障がい者の理解促進を図ります。
- 障がい者の自立と社会参加を推進し、障がいへの理解促進を図るため、ふれあいスポレク祭や県障がい者スポーツ大会を開催するとともに、ポッチャのさらなる普及に取り組みます。また、様々な機会をとらえて障がい者スポーツの普及啓発を図ります。
- 三重とこわか大会に向けて、引き続き選手や競技団体の強化育成や練習環境の整備を図るとともに、障がい者スポーツ指導員やトレーナーなど、障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組みます。
- 東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致に向けて、引き続き、競技団体の合宿や日本選手権等の大規模大会の開催誘致等の取組を進めます。
- 障がい者団体等と連携して「障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、知事連盟に参加している都道府県との連携を図ること等により、障がい者の社会参加の促進に向けて取り組みます。
- 精神疾患、精神障がい者の正しい理解を啓発するため、「みえ発！こころのバリアフリー大使」による啓発を進めるほか、精神障がい当事者が企画・運営する「お笑いこころサミット」を開催します。
- 障がい者の就業と職場定着、社会的事業所の安定的な運営を支援するための取組を進めます。
- 相談窓口寄せられた事案への対応、「三重県障がい者差別解消支援協議会」での相談事案の解決事例や合理的配慮に関する優良事案等についての情報共有、啓発イベントの開催等による啓発活動等を行います。
- 平成28年度に策定した「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使いやすい環境の整備を進めます。
- より効果的な相談支援体制となるよう見直しを図りながら、専門的な相談支援と広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援します。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた研修を実施し、相談支援員等の人材育成を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- 三重県精神保健福祉審議会精神科救急医療システム検討部会等により、一般救急との連携も含めた精神科救急医療システムの課題について協議します。
- 県内の障がい者の雇用を促進するため、障がい者雇用への理解促進、雇用支援制度の周知、障がい者の職場定着の推進に向けた支援、障がい者雇用促進に係る課題への対応策の検討に取り組みます。
- 一般就労を希望する障がい者等を対象に、民間企業等への委託により、職業訓練を実施します。
- 農林水産分野において、福祉事業所等と連携し、生産事業者、加工事業者等での、障がい者の雇用、就労の拡大を図るため、ジョブトレーナーの育成、就労体験やモデル事業の実施、あっせん体制の整備、両者のマッチング支援等を進め、取組事例の情報発信

を含め、関係者への普及啓発を行います。

- 就学前、小・中・高等学校、特別支援学校等の間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、パーソナルカルテの活用を一層促進するとともに、一人ひとりの障がいの状態に応じた指導・支援の充実を図ります。
- 特別支援学校高等部の生徒が、進路希望を実現し、地域生活に円滑に移行できるよう、各学校で作成している特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用を進めるとともに、企業の連携のもと、各種技能検定や職場実習の実施に取り組みます。

注) グループホーム 障がい者が地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居。

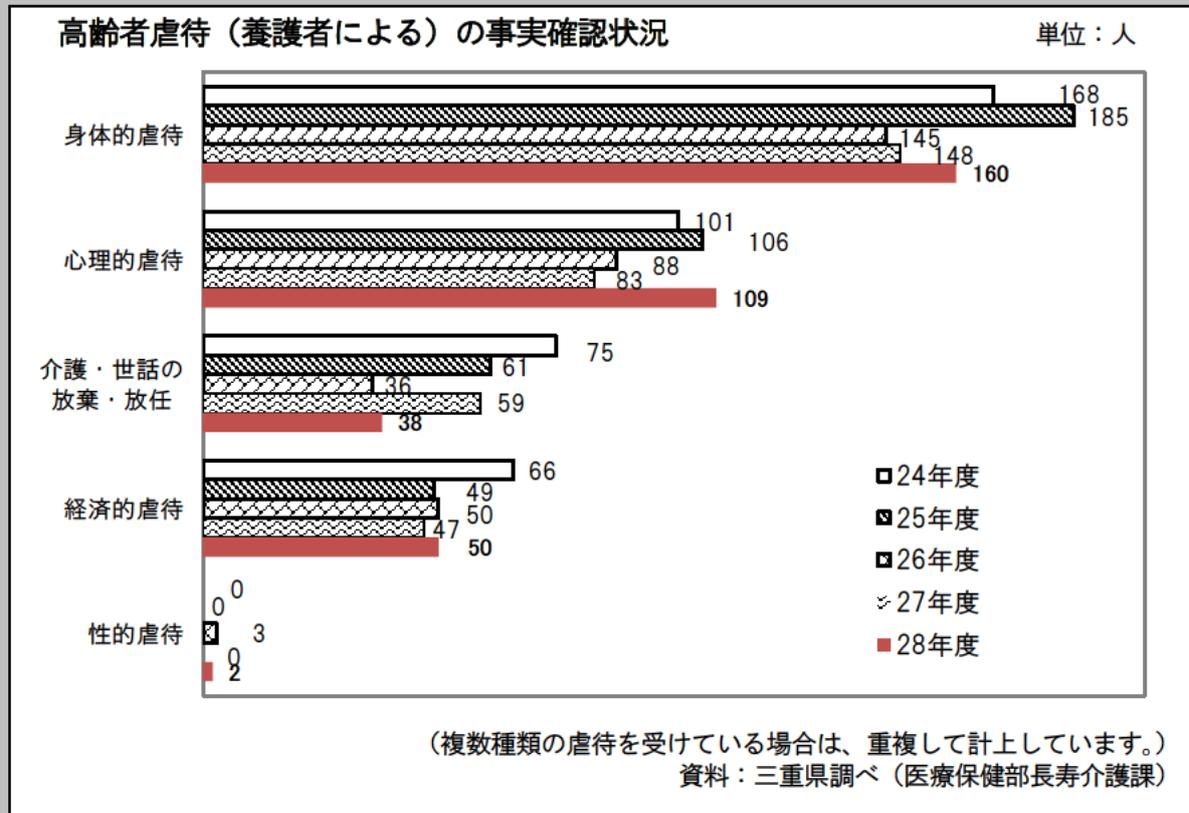
注) 社会的事業所 障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や就労継続支援事業所等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

〔施策分野4〕 人権課題のための施策

人権施策 405

高 齢 者

■ データからみた状況



データに関するコメント

県では、平成18年度から高齢者虐待の状況について、ホームページで公表しています。県内での平成28年度中の虐待に関する相談・通報受理件数は494件ありましたが、このうち226件が虐待と判断されました。

1 県の主な取組状況（平成29年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 高齢者の社会参加、参画の促進と交流

- ① 老いや介護に関する正しい理解の普及
- ② 文化、スポーツ、地域活動等の多様な活動へ参加するための環境整備
- ③ 多様な雇用・就業機会の確保とシルバー人材センターの機能強化

- ・ 高齢者の社会参加の促進や、地域における生活支援サービスの担い手となる高齢者団体の養成に向けて、市町を通じて老人クラブ（1,614クラブ）の活動費の助成を行うとともに、三重県社会福祉協議会に委託して地域シニアリーダー養成研修（23団体養成）を実施しました。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ選手・監督（118

人)を派遣しました。一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加し、ゴミ出し等の生活支援サービスのニーズが高まっている中で、元気な高齢者が生活支援の担い手となることが期待されています。〔高齢者健康・生きがいつくり支援事業、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金／医療保健部長寿介護課〕

- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（5駅）のバリアフリー化に支援しました。バリアフリー法に基づく基本方針に沿って鉄道駅・バス等のバリアフリー化が進むよう、国、関係市町、事業者等と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 働く意欲のある高齢者に対して地域生活に密着した就業の機会を提供するため、三重県シルバー人材センター連合会の運営に対して支援するとともに、三重労働局等の関係機関と連携し、就職面接会による求職者と求人企業とのマッチング支援に取り組みました。今後も、高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を発揮できるよう、就業ニーズをふまえた多様な就業機会を確保していく必要があります。〔シルバー人材センター促進事業／雇用経済部雇用対策課〕

（2）高齢者福祉・介護サービスの充実に係る計画的な施設整備の推進

① 地域包括ケアシステムの構築と介護保険サービス提供基盤の整備の推進

- ・ 「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画）」（平成27年度～平成29年度）に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めるとともに、平成30年度から平成32年度を計画期間とする新たな計画の策定に取り組みました。計画策定に際しては、同時に策定される医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性を確保するための協議の場を各地域で開催し、医療計画との整合性の確保に努めました。高齢化の進行に対応するため、引き続き、計画に基づき取り組んでいくことが必要です。〔介護保険制度施行経費／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修（参加者175人）を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣（33人）しました。また、各市町が介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を円滑に実施できるよう勉強会や介護予防市町・事業者担当者研修を開催し、市町を支援しました。さらに、在宅医療・介護連携を強化するとともに、医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性を確保するための協議の場を各地域で開催し、市町、地域包括支援センター、郡市医師会、訪問看護ステーション連絡協議会、介護支援専門員協会と情報・意見交換を行いました。引き続き、地域ケア会議や総合事業の充実に向けて市町を支援するとともに、在宅医療・介護連携の推進を図る必要があります。〔地域包括ケア推進・支援事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 特別養護老人ホーム等の施設サービスを真に必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた施設の訪問調査（25施設）を行うとともに、広域型特別養護老人ホーム（300床）の整備を進めました。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型特別養護老人ホーム（2施設）や認知症高齢者グループホーム（5施設）、小規模多機能型居宅介護（3施設）等の地域密着型サービスの整備

について、市町を支援しました。引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、認知症高齢者や中重度の要介護者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスを整備する市町を支援する必要があります。〔介護サービス基盤整備補助金／医療保健部長寿介護課〕

- ・ 軽費老人ホーム（35 施設）の運営に対して補助を行いました。今後も居宅での生活が困難な高齢者が、低額な料金で安心して生活できるよう、安定した施設運営を支援する必要があります。〔軽費老人ホーム運営費補助金／医療保健部長寿介護課〕

(3) 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実

① 質の高い介護サービス提供への取組

② 福祉人材の安定的確保

③ 健康づくり活動の展開と効果的な介護予防事業の実施

- ・ 介護保険を利用する低所得者の利用者負担を軽減することにより介護サービスを利用することができるよう、ホームヘルプサービス、通所介護サービス等の利用者負担の軽減を行う社会福祉法人（143 法人）を支援しました。利用者負担の軽減を実施する法人をさらに増やしていく必要があります。〔ホームヘルプ等利用者負担軽減事業費補助金／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 判断能力に不安のある高齢者等が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。〔日常生活自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 適切な福祉サービスの提供を確保するため、三重県社会福祉協議会に設置される日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」及び福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」の運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 介護従事者を確保するため、県福祉人材センターにおいて無料職業紹介やマッチング支援等の事業を実施しました。〔福祉人材センター運営事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 平成 28 年度から拡充した研修制度に基づき、介護支援専門員専門研修（参加者 664 人）や主任介護支援専門員更新研修（参加者 104 人）等を実施しました。また、認定調査員の育成のため、新任認定調査員研修を実施するとともに、要介護認定の適正化を図るため、介護認定審査会運営適正化研修を実施しました。さらに、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員の養成にも取り組みました。引き続き、介護支援専門員の資質向上や、要介護認定の適正な実施等に向けて取り組む必要があります。〔介護支援専門員資質向上事業、認定調査員等研修事業、介護施設等職員研修事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修（参加者 175 人）を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣（33 人）しました。また、各市町が介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を円滑に実施できるよう勉強会や介護予防市町・事業者担当者研修を開催し、市町を支援しました。さらに、在宅医療・介護連携を強化するとともに、医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性を確保するための協議の場を各地域で開催し、市町、

地域包括支援センター、郡市医師会、訪問看護ステーション連絡協議会、介護支援専門員協会と情報・意見交換を行いました。引き続き、地域ケア会議や総合事業の充実に向けて市町を支援するとともに、在宅医療・介護連携の推進を図る必要があります。

〔地域包括ケア推進・支援事業／医療保健部長寿介護課〕

(4) 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

① 高齢者虐待の防止と適切な対応

② 認知症総合対策の推進

- ・ 家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設職員等を対象とした権利擁護研修等を実施しました。今後も、高齢者の権利擁護のための取組を強化する必要があります。〔認知症地域生活安心サポート事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 認知症の早期発見・早期治療を図るため、専門医療を提供する認知症疾患医療センターについて、新たに4医療機関を指定し県内9か所で設置・運営するとともに、認知症サポート医の養成研修への助成や、かかりつけ医、歯科医師・薬剤師、病院の指導的立場の看護職員、病院勤務の医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修を実施しました。引き続き、医療と介護の連携強化を進める必要があります〔認知症ケア医療介護連携事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 休日夜間にも対応する認知症コールセンターを設置するとともに、認知症サポーターを養成(平成29年度末現在162,190人)することにより、認知症の方や家族への相談・支援体制の充実に取り組みました。引き続き、地域での相談・支援体制の整備を図り、認知症施策のさらなる充実を進める必要があります〔認知症地域生活安心サポート事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会を開催しました。〔成年後見制度利用推進事業／医療保健部長寿介護課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) さまざまな企業で、従業員が認知症サポーター養成講座を受講し、認知症への正しい理解に基づく対応等を学んでいます。

(事例2) 高齢者の介護予防や家族支援に取り組んでいる認知症サポーターの自主活動グループがあります。

(事例3) 金融機関やJAをはじめ地域に本社や営業所等を置く企業等では、高齢者が暮らしやすいまちづくりを目的とした取組や、高齢者の見守り等活動に関する協定を地元自治体と締結し、行政・地域と一体となり、高齢化地域の活性化に取り組んでいます。

(事例4) 三重県文化会館（公益財団法人三重県文化振興事業団）では、平成29年度年度より、演技の手法を認知症の介護現場に生かすアートプロジェクトを立ち上げ、「介護」と「老い」の2つの視点から、県内各地で3年にわたる事業を展開すること

としています。

(事例5) 社会福祉法人津市社会福祉協議会・美杉地区社会福祉協議会では、11月11日の「介護の日」に、介護される側から介護する側へ感謝の気持ちを黄色い手紙で伝える「イエロースマイルプロジェクト」に取り組んでいます。

(事例6) 高齢化が進んできた団地で福祉バスを自主運行している自治会があります。複数の病院、スーパーマーケット等を経由するさまざまなルートを設定し、利便性を高めるとともに、利用する高齢者間のつながりを作り出しています。

(2) 市町の取組事例

- 津市では、誰もが住み慣れた地域で暮らし続ける「地域包括ケアシステム」構築の一環として、認知症の症状に応じて活用できるサービスを示した「津市認知症支援ガイドブック」、在宅療養および介護をされている方に必要な医療・介護サービスをまとめた「津市在宅医療・介護連携ブック」を作成し、利用者やその支援に携わる関係者の支援に活用しています。
- 名張市では、県内の他市町に先駆けて、在宅医療と介護の連携等に取り組む「名張市在宅医療支援センター」を設置するとともに、子どもから高齢者までのさまざまな保健福祉に関する身近な相談に一体的に対応する窓口（まちの保健室）を市内各所に設置しています。
- 松阪市では、高齢者の権利擁護のため、地域包括支援センター等による総合相談を実施しています。また、虐待防止のために、相談対応や介護家族交流会を実施するとともに、虐待防止ネットワーク代表者会議や実務者会議を開催しています。自殺対策の一環として、11の行政担当課が協力して、合同相談会を年2回開催しています。認知症に関する理解を深めるため認知症サポーター養成講座や、高齢者安心見守り隊養成講座等の開催とともに、様々な認知症に関する地域支援体制を推進しています。
- 鈴鹿市では、平成29年4月に、市と民間事業者が協力して地域の見守りネットワーク体制を構築する「地域における見守り活動等協力に関する協定」を市内の農協、郵便局、宅配業者と締結しました。今後も民間事業者との連携による地域の見守り活動を推進し地域包括ケアシステムの充実を行います。こうした地域の見守り活動は、県内の各市町でも行われています。
- 志摩市では、希望者に「あんしんシール（QRコード付き）」を交付し、徘徊している高齢者を発見した人が、携帯電話やスマートフォンでそのQRコードを読み取ると、その家族等に通知が送られ、発見者と家族等で情報のやり取りができるシステムの運用を、平成29年7月に開始しました。
- さまざまな市町で、認知症の方や家族、地域の方々が集える場である「認知症カフェ」を開催するなど、認知症の方と家族を支える体制づくりを進めています。

■ 今後の取組方向（平成30年度以降の取組方向）

- 公共交通機関を利用する際に誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化に対し支援します。
- 元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できるよう研修を実施するとと

もに、老人クラブによる地域貢献等の活動を支援します。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画）」（平成30～平成32年度）に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

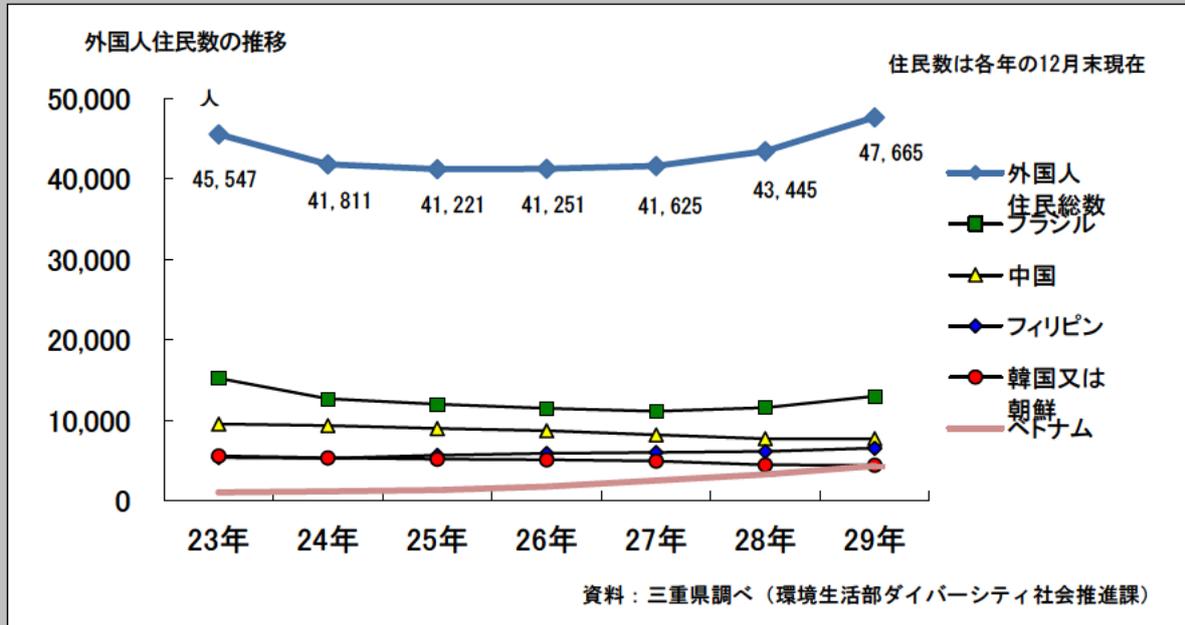
- 在宅生活支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣します。また、介護予防・日常生活支援総合事業などの介護予防・自立支援に向けた市町の取組の充実を図るため、研修の実施や好事例の情報提供等により市町を支援します。さらに、在宅医療・介護連携の推進に向け、各市町において地域の状況をふまえた取組が推進されるよう、医療・介護に関するデータの分析や活用等に関する研修会を開催するなど、市町の取組を支援します。
- 施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、施設に対し入所基準に沿って優先度の高い人が適正に入所できるよう指導していきます。また、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- 介護サービスを充実させるため、引き続き、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、要介護認定の一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修を実施します。また、介護サービス情報の公表等に取り組みます。
- 認知症の方や家族を支援するため、関係者間の情報共有ツールの普及・活用の推進、認知症サポート医の養成、医療・介護関係者への研修の実施等により、認知症の早期発見・早期治療のための体制整備を図ります。また、認知症サポーターの養成に加えて更なる活躍に向けた認知症サポーターステップアップ講座の開催、平成30年度から全ての市町に設置される認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の活動に対する支援を行うなど、地域における相談・支援体制の充実を図ります。さらに、県内のものづくり産業と連携し、介護現場や家族のニーズに沿った介護機器の普及を進めるなど、ソフトとハードの両面から認知症施策の拡充を図ります。
- 働く意欲のある高齢者が、培ってきた経験や能力を発揮することができるよう、地域に密着した就業の機会を提供する取組を支援します。

(施策分野4) 人権課題のための施策

人権施策 406

外国人

■ データからみた状況

データに関するコメント

平成 29 年 12 月末現在の三重県の外国人住民数は、47,665 人(前年比 4,220 人、9.7%増)で 4 年連続の増加となりました。県内総人口に占める外国人住民の比率は、2.60%になりました（法務省統計では平成 28 年末で全国第 4 位）。本県の外国人住民数を国籍別にみると、ブラジルが 12,993 人で全体の 27.3%を占め、以下中国、フィリピン、韓国、ベトナムと続いており、上位 5 か国で 75.6%を占めています。

1 県の主な取組状況（平成 29 年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- ① 多文化共生への環境づくり
- ② 国際理解教育及び国際理解等に関する啓発の推進
- ③ 外国人住民に関する歴史や現状等についての学習・啓発の推進

- ・ 市、経済団体、NPO等、さまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベント等に取り組み、多文化共生社会づくりを進めました。多文化共生社会づくりに向けて、新たな団体等との協創の充実に取り組む必要があります。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 東海 4 県 1 市が連携して開催する「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」普及セミナーを、静岡県で開催しました。日本で働く外国人が増えていることから、外国人労働者の適正雇用について企業に働きかけていく必要があります。

す。〔多文化共生がもつ力の活用事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 多文化共生や国際貢献を推進するキーパーソンとなる学校等の職員の人材育成を目的とした国際理解研修を実施しました。また、伊勢志摩サミットを契機に県民に芽生えた国際理解の意識を、多文化共生社会に導くものとするため、外国の文化を理解するのみでなく、県民と身近にいる外国人住民との交流を通じて、異なる文化を対等なものとして認めあい、理解しあう機会を提供しました。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 多文化共生啓発イベントでは、各団体ブースやステージイベントを通じて、地域住民の多文化共生への理解につなげることができました。地域で開催される多文化共生に関するイベント等に参画していくことで、多文化共生の意識の浸透を図ります。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

(2) 文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援

- ① 外国人労働者の相談窓口の充実
- ② 外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備
- ③ 外国人住民への情報提供、相談窓口の充実
- ④ 外国人住民の居住の安定確保に関する支援
- ⑤ 外国人住民への防災に関する支援

- ・ 三重県労働相談室において、外国人住民から寄せられるさまざまな労働相談に対してアドバイスを行うとともに、ポルトガル語・スペイン語通訳による電話相談に対応しました。引き続き、外国人住民向け労働相談の効果的な周知に努めていく必要があります。〔中小企業労働相談事業（ポルトガル語・スペイン語通訳による相談等）／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語及び中国語の医療通訳者を育成する研修を、病院での実地研修も加え開催しました。研修受講者には実際に通訳者として活動できるよう、通訳ボランティアの派遣を行っている団体等を紹介しました。また、「外国人への医療を考えるセミナー」を開催することで、医療従事者等による医療通訳への理解を深めることができました。育成した医療通訳者が活躍する場（医療機関等）を広げる必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 外国人エイズ患者の診療が円滑に行われるよう医療機関に通訳（ポルトガル語）を派遣しました。新規外国人エイズ患者・HIV感染者の割合は、近年10%程度を推移していることから、今後も通訳派遣を継続していく必要があります。〔エイズ等対策事業／医療保健部薬務感染症対策課〕
- ・ 外国人住民が地域社会の担い手となるために必要な、健康、安全、教育、文化等の行政・生活情報を、多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）で提供しました。外国人住民数の増加に伴い、就学援助制度の文字情報や、災害時の避難に関する映像情報を提供したところ、多くの閲覧がありました。より多くの国籍の外国人住民に対して、より関心が高い話題を取り上げていく必要があります。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推

進課]

- ・ 必要な情報を外国人住民にもわかりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の普及を図るため、国際交流員による出前講座を行いました。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 外国人入居者に共同生活ルールを理解してもらえるよう「県営住宅だより」の外国語版（ポルトガル語、スペイン語版）を配布しました。また、外国人入居者からの問い合わせ等に対して迅速な対応ができるよう、「通訳付き電話相談窓口（3者通話可能）」を1回線設けました。〔公営住宅管理事業／県土整備部住宅政策課〕
- ・ 大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うため、各市町単位で外国人住民への支援活動を行う「災害時外国人サポーター」を養成する研修と、外国人住民を主な対象とした避難所訓練を、市町、市町国際交流協会、NPO、企業等さまざまな主体と連携して開催しました。外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

（3）外国人の権利擁護と社会参画の促進

① 外国人住民による行政への参画の促進

② 外国人児童生徒への教育支援

③ 学習内容・指導方法及び教材の開発・普及、研修の充実

- ・ 有識者、NPO、経済団体、外国人住民、市町等で構成する「三重県多文化共生推進会議」を開催して、多文化共生社会づくりに向けた取組の成果を検証しました。また、外国人住民等が地域住民の一員としての認識を持ち、責任を果たしていく土壌をつくるとともに、外国人住民等の意見を取組に反映させるため「三重県外国人住民会議」を開催しました。外国人住民には、アクティブシチズンとして、地域への参加・参画が求められています。〔多文化共生がもつ力の活用事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけられるよう、県内7市において、「初期適応指導教室」の開設や「特別の教育課程」における日本語指導の取組を進めました。また、進路ガイダンスを開催し、外国人児童生徒やその保護者に進路の情報を提供する等、将来、社会で自立できる力を育成するための支援を行いました。〔外国人児童生徒教育への支援事業／教育委員会小中学校教育課〕
- ・ 外国人の先輩のメッセージを紹介するキャリアガイドDVDを学校現場でも活用していただくため、外国人児童生徒教育担当者会議において説明し、希望者に配布しました。外国につながる子どもたちや保護者が、職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や日本語、母国語の習得に意欲的に取り組めるよう、啓発事業等さまざまな機会を通じて活用していきます。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 日本語指導が必要な外国人生徒等に関する学習状況等について、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、松阪市の教育委員会と連携し、関係中学校から関係高等学校に情報を引き継ぎ、各高等学校における指導の充実を図りました。〔社会的自立を目指す外国人生徒支援事業／教育委員会事務局高校教育課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 外国につながる親子を対象に、日本語習得及び母語保持のための多言語による読み聞かせ教室を開催している団体があります。

(事例2) 公益財団法人三重県国際交流財団では、外国につながる子どもたちの適切な進路保障のために、国籍・在留資格に関する知識をまとめた「外国につながる子どもたちを見守るためのハンドブック」を作成して、県内の公立保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に配布しています。また、2018(平成30)年1月には、「外国につながる子どもたちの発達障がい」について理解を深めることを目的にした研修会を開催しました。

(事例3) 国際交流の推進を目的とする団体が、行政等と連携し、来場者が一体となり、歌や踊りを楽しんだり、さまざまな国の食べ物を食べたりして、外国人住民と日本人住民及び外国人住民同士の親睦を図り、それぞれの文化を理解し交流を深めるイベントを開催しています。

(事例4) 社会的弱者の立場にたって人間の尊厳を守る活動を地道に続けている団体や個人を表彰する「ステファニ・レナト賞」(主催：同賞実行委員会)の2017年度受賞者に、行政書類の翻訳や事件・事故対応の通訳、日本語教育支援等に取り組む津市のNPO法人が選ばれました。

(事例5) 子ども食堂を隣保館で開催している住民協議会があります。地域には外国籍の子どもも多いことから、開催チラシの配付にあたっては、ルビをふったり、母国語に翻訳したりして、学校と連携しながら取り組んでいます。

(2) 市町の取組事例

- ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政及び国際交流協会により平成13年に設立された「外国人集住都市会議」では、外国人住民に係る施策や活動状況の情報交換や国、県及び関係機関への提言等を行っています。三重県でも、津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市が参加しています。

■ 今後の取組方向（平成30年度以降の取組方向）

- 「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりなどに取り組みます。ダイバーシティという新たな観点から関係部局と連携して取り組むことで、多文化共生社会づくりをより一層進めます。
- 外国人住民が地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）として活躍できるよう、必要な情報を多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）で提供します。
- 外国人住民が多く在住する市町を中心に、日常的な生活支援を行う体制が整ってきて

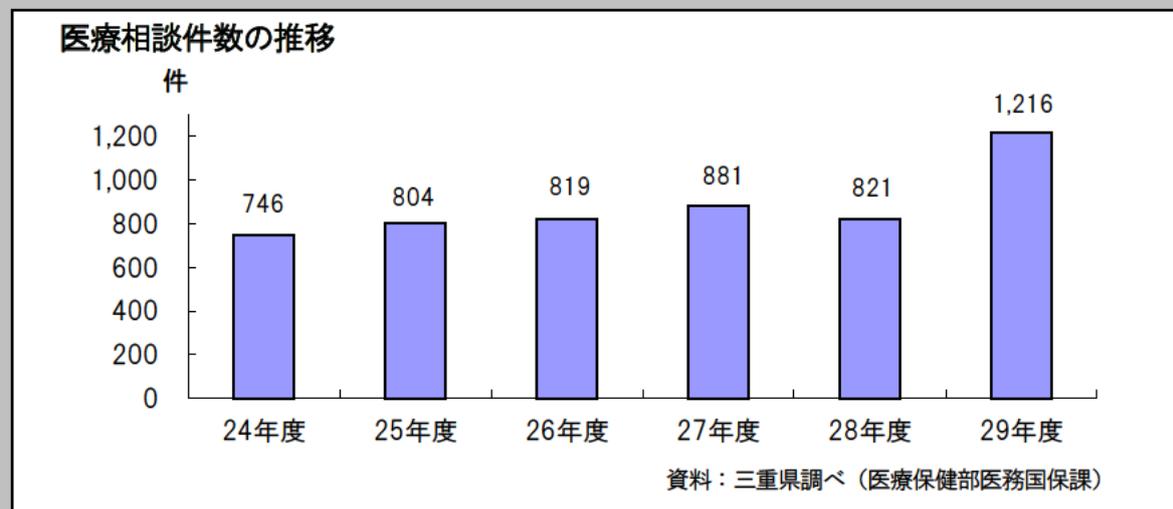
いることから、広域で解決すべき、医療通訳の計画的な育成や防災意識の向上、新たな課題である消費者被害の防止等について、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組みます。

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍する学校は、依然増加傾向にあり、広域化も進む中、多文化共生の視点に立った教育の充実を図り、外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけられるよう支援を行っていきます。また、就学の案内や教育相談への対応等の就学支援や進路選択の支援等の充実を図ります。
- 三重県労働相談室において、外国人住民から寄せられるさまざまな労働相談に対応するとともに、外国人住民向け労働相談の周知に努めます。

（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 407 **患者等**（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）

■ データからみた状況



データに関するコメント

医療に関する県民からの相談に対応するため、医療相談の専門員を配置し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。県民の医療に対する関心の高まり、医療相談窓口の周知が進んだことなどから、平成29年度の相談件数は1,216件となりました。

1. 県の主な取組状況（平成29年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）患者本位の医療体制づくりの推進

- ① インフォームド・コンセントの推進
- ② 患者本位の切れ目のない医療提供体制の構築
- ③ 医療情報の提供による医療機関の適切な選択の支援
- ④ 医療従事者への啓発の推進

- ・ 医療安全関係研修に医療相談員が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医務国保課〕
- ・ 三重県がん相談支援センターにおいて、がん患者及びその家族の悩みや不安等の相談に対応するとともに、県内の各がん診療連携拠点等の病院や患者会等との連携を進めました。社会保険労務士によるがん患者の就労相談を実施するとともに、企業の人事担当者に対してがん患者の就労支援に関する説明を行うなど、仕事とがん治療の両立を支援する体制の充実に努めました。今後は、がん患者のみならず、広く県民に周知していくとともに、がん診療に係る医療機関の情報等の提供体制を充実していきます。〔がん患者等相談支援事業／医療保健部健康づくり課〕

- ・ 救急医療情報システムの充実を図るため、新規開業者を中心にシステムへの参加を働きかけました。新たな参加医療機関はあったものの、廃業等による医療機関の減少もあり、全体としては若干の減少となりました。〔救急医療体制推進・医療情報提供充実事業／医療保健部地域医療推進課〕
- ・ 医療機関従事者等の医療安全意識や、医療安全対応力の向上を図るため、医療安全に関する研修会の開催等により、患者の視点に立った医療の安全・安心に関する情報を関係機関に提供しました。〔医療安全支援事業／医療保健部医務国保課〕

（2）病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ① HIV感染症・エイズに対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ② ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ③ 難病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ・ 「HIV検査普及週間」（6月1日～7日）及び「世界エイズデー」（12月1日）等に、研修会、パネル展、街頭キャンペーンの実施やラジオ、ホームページ、広報紙等によって、県民に対し正しい知識の普及、啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。新規HIV感染者・エイズ患者の報告は、近年10件程度で推移していることから、今後も、継続的に普及啓発活動を行っていく必要があります。〔エイズ等対策事業／医療保健部薬務感染症対策課〕
- ・ ハンセン病問題の歴史と三重県との関わりなども含めたハンセン病の理解啓発に関するパネル展示、パンフレットの掲示を行い、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めました。また、名張市と共催でハンセン病問題について考える講演会を開催しました。さらに、一般参加者を募り、岡山県にあるハンセン病療養所を訪問し、フィールドワークを行いました。今もなお、多くのハンセン病元患者が家族や友人、地域から分断されたまま過ごしているように、依然として差別は残っており、引き続きハンセン病の正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。〔ハンセン病に対する理解の推進／医療保健部医務国保課〕
- ・ 三重県難病相談支援センターにおいて、各患者会との協力のもと、難病患者を対象とした学習会及び交流会を開催しました。また、「三重県難病医療連絡協議会」では、医療従事者及び介護従事者を対象とした、難病研修会を開催し、難病への理解を深めました。引き続き、難病に対する正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。〔難病相談・支援センター事業、難病在宅支援事業／医療保健部健康づくり課〕

（3）医療・生活支援体制の充実

- ① 医療相談体制の充実
- ② HIV検査体制・エイズ相談及び患者への医療・社会生活支援の充実
- ③ ハンセン病元患者のための療養生活の支援
- ④ 難病患者への医療・生活支援

- ・ 医療安全関係研修に医療相談員が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医務国保課〕
- ・ 県内各保健所（四日市市保健所を含む）において、感染の心配のある方に無料・匿名の検査・相談を実施し、平成29年度の検査件数は1,478件、相談件数は314件で

した。受検者は増加傾向にあります。新規HIV感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者の割合（いきなりエイズ：約40%）は、全国平均（約30%）を超えていることから、普及啓発活動の継続と検査体制の強化が必要です。〔エイズ等対策事業／医療保健部薬務感染症対策課〕

- ・ 長期にわたり強制隔離されたハンセン病元患者への療養生活支援のため、県出身者が入所している療養所への訪問や集団里帰りを実施しました。また、療養所退所者等に対する相談窓口の設置や専門医による診察・相談を実施するとともに、療養所入所者家族に対して生活援護を行いました。療養所入所者等の高齢化に伴うニーズの変化をふまえた支援が必要となっています。〔ハンセン病元患者への生活支援事業／医療保健部医務国保課〕
- ・ 三重県難病相談支援センターにおいて、在宅難病患者等の相談・支援、患者会活動の促進及び就労支援等を行い、難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安解消に努めました。引き続き、地域の医療機関、市町との連携のもとに、難病患者等の療養上の不安解消を図り、適切な難病在宅支援を行っていく必要があります。〔難病相談・支援センター事業〕／医療保健部健康づくり課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

- （事例1）薬物依存症についての理解を深めるフォーラムが、薬物依存からの回復を支援するNPO法人と県が共催し、津市で開催されました。
- （事例2）難病や患者数が少ない疾患の啓発イベント「Rare Disease Day 2018 in 三重」が、当事者団体の主催により、桑名市で開催されました。
- （事例3）身体状況に合わせた動作補助用具を製作・提供し、自立した生活につなげてもらおうとしている団体があります。利用者のニーズを丁寧に聞き取り、試作品に改良を重ねて完成させています。利用者の笑顔が活動を続ける原動力になっています。

■ 今後の取組方向（平成30年度以降の取組方向）

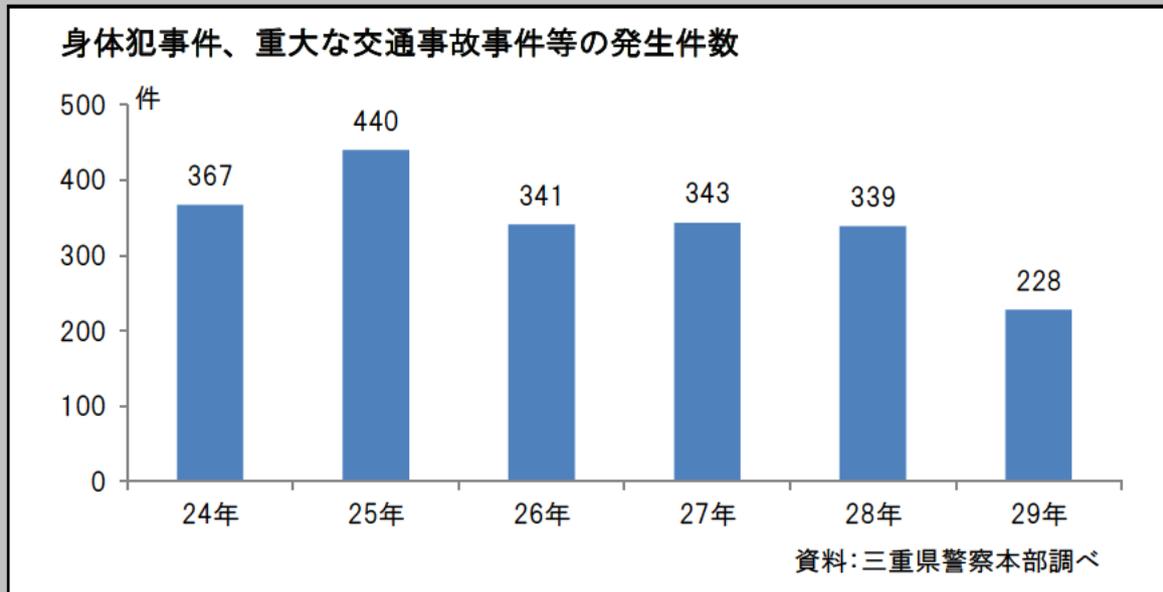
- 難病対策については、関係機関との連携強化を図りながら、患者及びその家族の療養上の不安を解消するため、難病についての正しい知識の普及啓発を行っていきます。また、相談支援や情報提供を行い、患者の在宅療養生活を支援していきます。
- がん対策については、県内の拠点病院、準拠点病院及び連携病院を中心として、がん医療水準の向上をめざします。また、患者の立場に立った医療を推進するために、さまざまな機会をとらえた啓発活動を実施します。
- 引き続き、エイズに関する正しい知識の普及啓発、相談、検査、医療体制の充実等の取組を進めていきます。
- ハンセン病に対する地域における偏見・差別を解消するため、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動を引き続き推進します。

（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 408

犯罪被害者等

■ データからみた状況



データに関するコメント

各警察署等に被害者支援要員を配置し、殺人、強姦性交等などの身体犯事件や、交通死亡事故などの重大な交通事故事件の犯罪被害者等に対し、病院、事情聴取等への付添い、各種相談への対応などを行い、精神的な負担の軽減に努めています。

1 県の主な取組状況（平成29年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進

- ① 関係機関相互や民間団体との連携推進
- ② 相談窓口の充実と広報の実施
- ③ 犯罪被害等の早期軽減

- ・ 「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」において、各機関・団体が行う支援内容を共有し、支援に係る連携の強化を図りました。〔三重県犯罪被害者支援連絡協議会の運営／警察本部広聴広報課〕
- ・ 法に基づき、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに対し、犯罪被害者等の同意を得た上で、当該犯罪被害の概要に関する情報を提供しました。〔犯罪被害者等早期援助団体への情報提供／警察本部広聴広報課〕
- ・ 「犯罪被害者支援を考える集い」などの広報啓発活動を通じ、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの事業内容等の周知を図るとともに、ボランティア支援員の研修会に職員を派遣し、技能の向上に努めました。〔みえ犯罪被害者総合支援セン

ターとの連携／警察本部広聴広報課]

- ・ 今度も、関係機関・団体の連携強化に努め、円滑な犯罪被害者等支援を推進する必要があります。〔三重県犯罪被害者支援連絡協議会の運営／警察本部広聴広報課〕

(2) 犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進

- ① 幅広い啓発と情報提供
- ② 犯罪被害者等による講演等を取り入れた研修会の開催
- ③ 積極的な広報啓発活動の推進

- ・ 「犯罪被害者支援を考える集い」を開催し、約 300 人の参加者に対し、犯罪被害者等支援の先進都市である明石市の市長や、殺人事件の被害者の御遺族による講演を行いました。〔犯罪被害者支援にかかる広報啓発事業／警察本部広聴広報課〕
- ・ 社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、中学生、高校生、大学生等を対象に「命の大切さを学ぶ教室」を合計 12 校（約 5,800 人）において開催しました。〔命の大切さを学ぶ教室事業／警察本部広聴広報課〕
- ・ 社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、継続して広報啓発活動を実施する必要があります。〔犯罪被害者支援にかかる広報啓発事業／警察本部広聴広報課〕

(3) 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

- ① 各種相談やカウンセリングによる精神的ケアによる支援
- ② 犯罪被害者への経済的支援
- ③ 犯罪被害者等の安全確保
- ④ DV被害者への県営住宅入居の配慮

- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制として、平成 27 年 6 月から「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、女性相談員による電話相談、面接相談をはじめ、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めています。平成 28 年度は、328 件の相談件数がありました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ カウンセリングの資格を有する職員による精神的支援を行うとともに、カウンセリング費用の公費負担を制度化しました。〔犯罪被害者に対するカウンセリング／警察本部広聴広報課〕
- ・ 犯罪被害者等に対し、診断書料等の公費負担による経済的支援を行いました。また、犯罪により不慮の死を遂げた方の御遺族や障がいが残ることとなった方に対する給付金の支給に係る裁定を行いました。〔犯罪被害者支援にかかる公費支出事業、犯罪被害給付制度の運用／警察本部広聴広報課〕
- ・ 自宅が犯罪現場となった際のハウスクリーニング費用の公費負担等、支援に係る制度の拡充を図る必要があります。〔犯罪被害者支援にかかる公費支出事業／警察本部広聴広報課〕
- ・ 平成 30 年 3 月に犯罪被害給付制度にかかる法令が改正されたことから、制度の適正な運用に努める必要があります。〔犯罪被害給付制度の運用／警察本部広聴広報課〕
- ・ DV被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等

で相談できない人のための夜間の電話相談や心的外傷を有する被害女性に対して、心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／子ども・福祉部子育て支援課〕

- ・ DV被害者からの優先入居希望はありませんでしたが、引き続き、DV等犯罪被害者が県営住宅へ優先入居できる制度の周知に努める必要があります。〔公営住宅管理事業／県土整備部住宅政策課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、相談対応、付添支援、各種啓発事業を実施するなど、犯罪被害者支援の中心的な役割を担っています。また、支援の中心となるボランティア支援員に対しては、ボランティア支援員の養成講座および同継続研修会を開催し、相談機能の充実に努めています。

(事例2) 犯罪被害者遺族等で構成する「いのちの言葉プロジェクト」は、小学生を対象に、家族を交通事故で亡くした遺族の現状を人形劇で訴えました。

(事例3) 犯罪や非行をした人の就労を支援し、その改善、更生を援助するとともに、再犯、再非行を防止し、法秩序の維持に寄与することを目的として活動している団体があります。

(2) 市町の取組事例

○ 四日市市では、犯罪被害者等の置かれた立場や心情を理解し、犯罪被害者等支援についての認知度を高めるため、市民および市職員を対象に犯罪被害者遺族、みえ犯罪被害者総合支援センター職員による講演会を開催しました。

○ 鈴鹿市では、重大事案が発生した際に犯罪被害者等の置かれた事情を考慮して相談や支援に関して関係課が連携したワンストップ・サービスを行うための臨時窓口を設置することとしています。

○ 松阪市では、市長が定例記者会見で、平成30年9月に犯罪被害者支援窓口を設けることを発表しました。

■ 今後の取組方向（平成30年度以降の取組方向）

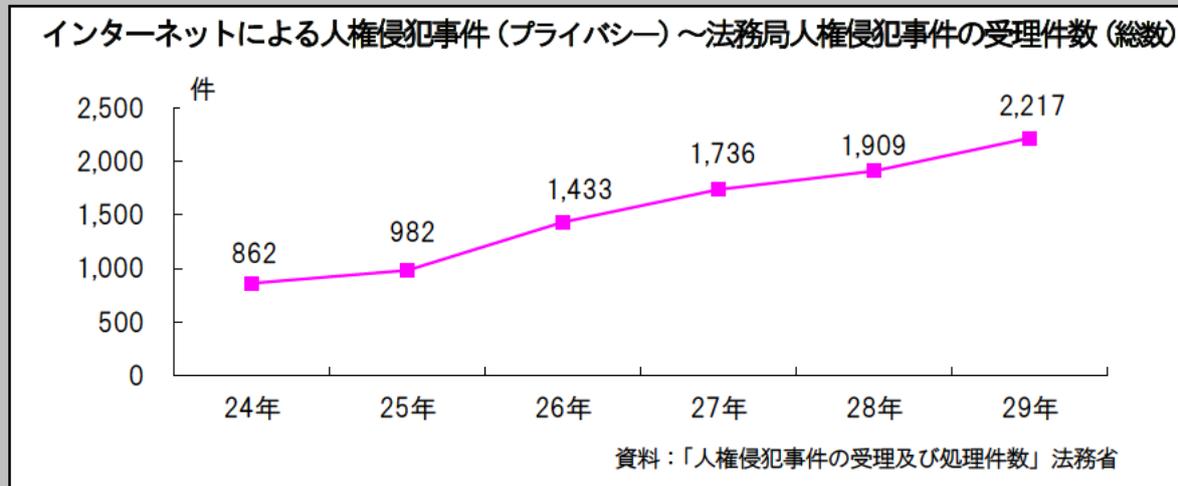
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、女性相談員による電話相談や面接相談を行うほか、相談者の心身の早期回復などが図れるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と連携し、初期の産婦人科的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。

- 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターが開催している研修会に警察職員等を派遣し、犯罪被害者等支援全体をマネジメントできるコーディネーターの役割を果たせる人材の育成に協力します。
- 地域において犯罪被害者等が偏見などの二次被害を受けず、身近な方々が犯罪被害者等を支援する社会にするため、引き続き、広報啓発活動を実施して、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するとともに、効果的な啓発手法の検討を行います。
- 地域で孤立し悩んでいる犯罪被害者等を支援するため、拠点施設である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、さまざまな制度や支援策について情報提供を行います。
- 県警察本部では、被害者支援要員が犯罪被害後間もない時期から、犯罪被害者等に付き添い、悩みや不安等について話を聞き助言をするなど、精神的被害の回復や軽減を図っています。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次計画）」に基づき、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 犯罪被害者等に寄り添った相談体制や各種支援施策を総合的、計画的に推進するため、「三重県犯罪被害者等支援条例」（仮称）の制定をめざしています。

〔施策分野4〕 人権課題のための施策

人権施策 409 インターネットによる人権侵害

■ データからみた状況



データに関するコメント

インターネットによるプライバシーに関する人権侵犯事件の受理件数は、全国的に増加しています。

1 県の主な取組状況（平成29年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

① インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握

② インターネット上での差別事象・人権侵害等への対応のための体制づくりに向けた取組

- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、人権侵害に関わる書き込みを発見した場合は、県内に関わる事象は津地方法務局、他府県にわたるものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を進めています。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ・ インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人への誹謗中傷による被害を早期に発見し、直接の対応ばかりでなく、学校や相談機関へ通報していただけるような協力者の養成に取り組み、ました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業（ソーシャルウォッチャー）／環境生活部人権センター〕

(2) インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

① インターネット上における人権尊重の意識を高める啓発の推進

② インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラル等についての教育の推進

- ・ 児童生徒に対する情報モラル教育を行うとともに、小中学校を対象に、情報モラル・リスクに対する能力を把握する「みえネットスキルアップサポート」を実施するとともに、公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、問題のある書き込みなどの現状把握等を進めました。

また、保護者等による「ネット啓発チーム」を編成し、県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築を図りました。〔インターネット社会を生き抜く力の育成事業／教育委員会生徒指導課〕

- ・ インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等をテーマに教育・啓発・広報活動に取り組みました。今後とも、インターネットやSNSにおける人権侵害に対しては、メディア・リテラシーの向上を図るための啓発・広報に取り組んでいくことが必要です。〔インターネット人権モニター事業・地域人権相談支援事業、人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 児童生徒のネットモラルを育成するための資料を教職員に対してホームページで情報提供しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 総務省の保護者、教職員及び児童生徒を対象とした、子どもたちの安心・安全なインターネット利用のための啓発講座「e-ネットキャラバン」を活用し、インターネットの安心・安全利用についての講習会を開いている学校や保護者組織があります。県内では70回開催されました。

(事例2) 小学校、中学校に出前授業を行い、インターネット、電子掲示板等による誹謗中傷、ネットオークションに関わるトラブル等、さまざまな問題を伝えている企業があります。(KDDI出前授業、NTTdocomo)

(事例3) インターネット掲示板上の差別書き込みに対し、削除要請活動に取り組んでいる団体があります。これらの取組により、削除ルールを示している掲示板においては、掲示板管理者により削除された事例もあります。

(事例4) インターネットについての基本的な事柄や、子どもたちの間でどんなことが起こっているかを学び、子どもたちの支援に生かしている団体があります。

(2) 市町の取組事例

- 桑名市では、職員自らが、毎月1回にインターネットでの差別書き込みモニタリングをしています。また、事業委託先である外部の事業者もモニタリングを実施しており、その結果について報告を受けています。
- インターネット上の人権侵害に対応するため、伊賀市及び名張市と伊賀地域防災

総合事務所が連携する「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」で、「伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業」に取り組んでいます。

■ 今後の取組方向（平成 30 年度以降の取組方向）

- インターネット上の差別的な表現の書き込み等に対してモニタリングを実施し、早期発見・早期広がり防止、国等と連携した早期削除活動に努めます。また、インターネットの適正な利用や社会全体で有害情報から子どもたちを守るためにインターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人への誹謗中傷による被害の早期発見、子どもたちに対しての直接の対応ばかりでなく、学校や相談機関へ通報していただけるような協力者を養成します。
- ネット被害から児童生徒を守るため、インターネットやスマートフォン等の適切な使用方法等について保護者等に啓発していきます。
- 児童生徒に関わるサイトのネット検索・監視等を継続し、学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、保護者等による「ネット啓発チーム」の活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築をめざします。また、児童生徒に対する情報モラル教育を行うとともに、小中学校を対象に、情報モラル・リスクに対する能力を把握する「みえネットスキルアップサポート」を実施して、児童生徒のインターネット利用等に対する知識・態度を育成します。
- インターネットと人権に関する学習が小中学校、義務教育学校、県立学校で積極的に行われるよう支援し、子どものネットモラルの育成を図ります。

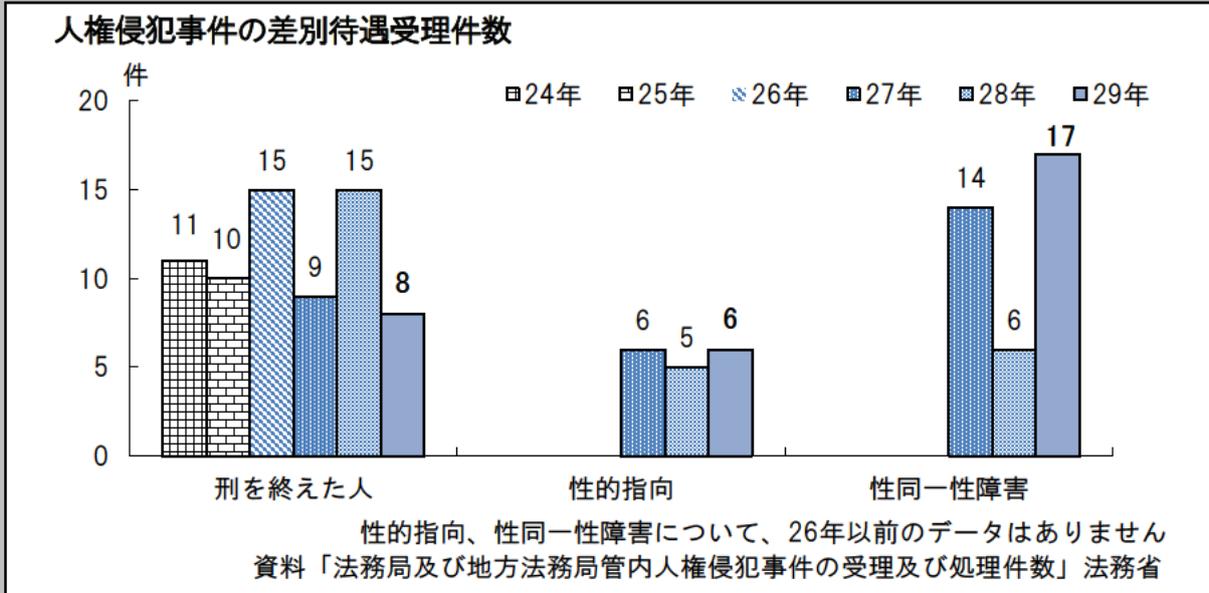
〔施策分野4〕人権課題のための施策

人権施策 410

さまざまな人権課題

（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

■ データからみた状況



データに関するコメント

平成 29 年の法務省人権擁護機関の人権侵犯事件における差別待遇受理件数は、新規救済手続開始 14,482 件のうち、刑を終えた人が 8 件、性的指向が 6 件、性同一性障害が 17 件でした。

1 県の主な取組状況（平成 29 年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進

- ① 多様な人権課題の現状と課題認識のための取組
 - ② 自殺者やニート・ひきこもり等、人権と密接に関わる社会問題への取組
 - ③ 性的マイノリティの人びと（注）が自分らしく生きることができる環境づくり
 - ④ 生活困窮者の自立を支える取組の推進
- ・ 人権をめぐる社会の状況を把握し、現状への理解と課題認識を深めるため、企業、団体等を訪問し、活動状況の収集・整理を行いました。今後も、民間の取組等を幅広く情報収集することが必要です。〔人権をめぐる状況把握／環境生活部人権課〕
 - ・ 人権に関する県民の意識の概要を把握するため、e-モニターによるアンケート調査を 11 月 21 日～12 月 5 日の期間で実施し、749 人から回答を得ました。その結果、「三重県は人権尊重社会になっている」と感じている方は 20.7%でした。今後も、人権に関する県民の意識について把握していく必要があります。〔人権に関する県民意

識の把握／環境生活部人権課]

- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みのモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めるとともに、関係機関への通報等により対応しました。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 平成 28 年 4 月 1 日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律において、3 月を「自殺対策強化月間」と位置づけ、国および地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものと新たに規定されました。これを受け、県においても、関係団体、民間団体等が連携し、啓発活動やこころの健康相談会の開催等に取り組みました。
三重県自殺対策推進センターを中心に、うつ病等こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域における人材育成や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築に取り組みました。また、地域の絆を生かした自殺対策を推進していく必要があります。〔地域自殺対策緊急強化事業／医療保健部健康づくり課〕
- ・ 高齢又は障がいをもつ矯正施設の入所者が、退所後に適切に福祉サービスを受けられるよう支援するため、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、受入施設等のあっせん、福祉サービス等にかかる申請支援等の援助を行いました。〔地域生活定着支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ ひきこもりの方への支援として、専門相談の実施や家族教室や家族のつどいの開催、また、支援者への人材育成としてスキルアップ研修会や支援者ネットワーク会議の開催等に取り組みました。〔ひきこもり対策推進事業／医療保健部健康づくり課〕
- ・ 性的マイノリティの人びとの人権問題について、相談員等スキルアップ講座のほか、地域防災総合事務所主催の啓発セミナーでも取り上げ、理解を深めるための取組を進めました。〔人権啓発事業ほか／環境生活部人権センターほか〕
- ・ 生活困窮者の自立促進を図るため、福祉事務所設置自治体（県、14 市、多気町）において、生活困窮者を対象とした相談窓口を設置し、生活困窮者の個々の状況に応じた自立支援を行いました。〔生活困窮者自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

（2）さまざまな人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進

① さまざまな人権課題の認識を深め、正しく理解を進める人権教育・啓発の取組

- ・ さまざまな人権問題への正しい理解を図るため、パネル展やパンフレットの配布を行いました。〔人権啓発事業ほか／環境生活部人権センターほか〕
- ・ さまざまな人権問題に対する取組を進める視点や指導内容等を示した「人権教育ガイドライン」をホームページで公開するとともに、教職員を対象に、人権学習教材や人権学習指導資料の活用を促進するための研修講座を開催しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 避難所運営に男女共同参画や障がい者、外国人など要配慮者の視点が入り入れられるよう、避難所単位の「避難所運営マニュアル」の作成支援に取り組みました。〔緊急避難体制整備事業費／防災対策部防災企画・地域支援課〕
- ・ 大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うため、各市町単位で外国人住民への支援活動を行う「災害時外国人サポーター」を養成する研修と、外国人住民を主な対象とした避難所訓練を、市町、市町国際交流協会、NPO、企業等さまざまな主体と

連携して開催しました。外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 北朝鮮当局による拉致問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信、ポスターの県施設等への掲示のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）」を中心にパネル展示、写真展開催、テレビ・ラジオ・データ放送による啓発等を行いました。〔北朝鮮による日本人拉致問題に係る啓発／戦略企画部戦略企画総務課〕

（3）人権侵害に対応するための取組の推進

① 人権侵害に対する適切な対応

- ・ 県人権センターにおいて、人権に関する相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めました。また、人権に関わる相談員の資質向上とさまざまな人権課題への相談機能を強化するため、相談員スキルアップ講座等（12講座、626人参加）を開催しました。今後も、相談員等の資質向上を図る支援と他の相談機関との連携が必要です。〔人権相談事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 人権侵害（差別事象）に関わる課題の解決のための取組が適切に行われるよう、学校や市町の教育委員会等に対し指導・助言を行いました。今後も、学校における人権侵害（差別事象）の発生や対応状況を把握するとともに、課題解決や未然防止に向けた指導・助言を行います。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ インターネット上にある三重県に関わる差別的な書き込みについてモニタリングを行い、早期発見・早期広がり防止・早期削除活動を行うとともに、これら差別事象の実態把握を行いました。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

（1）民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）「LGBT」について知ってもらい、理解を深めてもらうことで、当事者が自分らしく生きていくことができるよう、講演活動やSNSを活用した相談等に取り組んでいる団体があります。この団体が中心となり、実行委員会を立ち上げ、平成29年9月に津市で「みえレインボーフェスタ2017」を開催するとともに、10月には「みえレインボーパレード2017in津まつり」を行いました。

（事例2）三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」では、LGBT電話相談を平成29年5月から月1回実施しています。

（事例3）食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品を企業や個人から寄附を受け、フードバンク事業により生活困窮者等の支援を必要としている人に対して生活支援を行い、地域の福祉環境の向上と相互扶助の社会づくりに寄与することを目的に活動してするNPOがあります。

(事例4) 一日の食事が学校の給食だけという子ども等が気軽に集まれるよう、子ども食堂を開いている地域があります。この取組を通して、子どもたちが「自分は大事にされている」「人は信頼できる」といった実感を持つことができるように活動しています。

(2) 市町の取組事例

- 鈴鹿市では、平成30年2月に、市内で高齢者施設を運営する10法人と、旧協定を見直し、新たに「福祉避難所設置運営に関する協定」を締結しました。
- 伊勢市では、生活困窮者からの相談対応、就職や継続就労の支援、家計に関する相談支援などによる自立に向けた支援等を行うため、平成29年4月に生活サポートセンターを、市社会福祉協議会に委託し開設しました。
- 伊賀市では、ひゅーまんフェスタ映画上映会の中で、東日本大震災の時、テレビや新聞で報道されなかった、音が聞こえない人たちの現状を伝えるドキュメンタリー映画が上映されました。
- 紀北町では、三重大学が中心となり産学官連携事業として、自治会や自主防災組織等とワークショップを開催し、地域の課題を洗い出して、独自の要配慮者支援マニュアルを作成しました。(平成29年6月30日毎日新聞の記事より)

■ 今後の取組方向 (平成30年度以降の取組方向)

- 引き続き「三重県人権施策基本方針」や「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいた施策を推進していきます。引き続き、人権をめぐる社会の動向やさまざまな人権課題の把握に努め、現状への理解と課題認識を深めるとともに、啓発・広報に取り組んでいきます。
- 平成28年熊本地震の課題をふまえ、避難所開設訓練やHUG(避難所運営ゲーム)の実施について、市町とともに各地域における取組を進め、「避難所運営マニュアル」の作成を支援します。

注) 性的マイノリティの人びと 生物学的な性(からだの性)と性の自己認識(こころの性)が一致しない性同一性障がい者、人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向にかかる同性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な方等をいいます。

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組① 特定非営利法人 ライフサポート三重西 (四日市市)

関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策405 高齢者
まとめ	生活を支えあう取組や介護予防のための取組を地域住民で進めていくことは、人と人とのつながりを作り、安心して住み続けることができるまちづくりにつながります。

① 住民が互いに助け合い、安心して住み続けることができるまちづくり

四日市市の三重団地は造成以来40年が経ち、高齢化が進んでいます。「団地内は人間関係が希薄で、住民間がつながる地域社会づくりが必要」と感じた住民の有志が、この地域でいきいきと安心して住み続けることができるよう、2013(平成25)年にライフサポート三重西を立ち上げ、2017(平成29)年4月、地域包括ケア、介護予防・生活支援総合事業の住民主体サービス事業団体として市の指定を受けたことを機にNPO法人化しました。住民の多くは、できるだけ長く在宅で生活したいという願いを持っています。そのことを実現するため、「自分たちの生活は自分たちで守る」意識を明確にし、互いに助け合う事業を組織的に実施してきました。顔の見える人間関係をもとに、高齢者の孤立、放置死を防ぐ取組を進めています。



② 人がつながる訪問サービスと介護予防に向けた通所サービス

訪問サービスでは、「ごみ出し」「戸内外作業」「出前」「庭掃除」「病院付添い」「買物送迎」等を低料金で提供しています。利用件数は年1,000件、中でも「ごみ出し」の利用は500件を超えています。訪問サービス時には、健康状態も細やかに把握しています。

団地内の空き店舗を改装した『いきいき塾』では、通所サービスとして、午前の「いきいき体操」と午後の「趣味や教養の講座」を1階ホールで、カラオケや麻雀を楽しむ「談話と娯楽」を2階の各室で行い、「体」「頭」「心」の介護予防に取り組んでいます。



③ 自分たちの居場所、お互いが気にかけてあえる人間関係の構築

訪問サービスで提供者と利用者のつながりを、また、通所サービスでともに体を動かしたり、歌を歌ったり、おしゃべりすることで利用者間のつながりを広げています。

『いきいき塾』の利用者アンケートで体操に参加している目的を聞いたところ、「楽しい」「人と会える」ことが「健康」と同じくらい挙げられていました。

これからも、人と人とのつながりを作り、お互いを気にかけて、体に異変があった時に誰かが気づくネットワークづくりを大切にしていきたいと考えています。



特定非営利法人 ライフサポート三重西 連絡先●電話・FAX 059-324-6658 電子メール life-s@m3.cty-net.ne.jp

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組② 東地区ふれあい広場 (松阪市)

関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策410 さまざまな人権課題
まとめ	学校と地域の日常的な連携が、子どもたちが大事にされていると実感できるような場の提供につながります。

① 住民協議会主催の子ども食堂

一日の食事が学校の給食だけという子ども、孤食の子ども、「たまにはにぎやかに食べたい」という子どもがいます。そのような子どもが気軽に集まれる子ども食堂「東地区ふれあい広場」(以下、ふれあい広場)は、2017(平成29)年度から本格実施されました。

ふれあい広場は、東地区住民協議会が社会福祉協議会の支援を受け、松阪市第二隣保館で行っています。対象は原則、東地区在住の小中学生、未就学児とその保護者や支援者で、子どもの参加費は無料です。土曜授業の昼食時間帯に隔月開催しています。



② ネーミングにこめた思い～「ふれあい広場」～ひとりごはんよりもワイワイごはん～

「貧困世帯の子が集まる場所」という偏見を生まないように、また、子どもたちに気軽に集まる場だとわかるように、ふれあい広場と名づけました。また、「ひとりごはんよりもワイワイごはん」のコピーもチラシに併記しています。

従来からこの地域では、学校が地域の活動に参加したり、住民協議会が子どもの登下校の見守りをしたりするなど、連携を図っています。家庭に取組を広める際もこのつながりが生きています。告知チラシは、子どもたちが通う小学校から配付されており、外国籍の子どもには必要に応じて学校が翻訳もしています。



③ 子どもにも、保護者にも、ここにおいて安心だと実感できる場所を提供したい

「ふれあい広場」は、第二隣保館の「わくわく塾」と併催する試みも行っています。みんなでゲームをしたり、校区の安全マップ作りもしました。少子化が進み、大人と子どものふれあいが少なくなってきたからこそ、子どもたちが「大人に大事にされている」「人は信頼できる」ことを実感し、安心できる場所にしたいと考えています。

取組を重ねることで、市民センターへ寄って話をしていたり、出会ったときに声をかけたりする子どもが増えています。今後は、保護者とも気軽に相談ができる関係を作り、必要に応じて、社会福祉協議会等の相談支援につなげたいと考えています。また、子どもや大人の暮らしに合わせ、活動内容も工夫していきたいと考えています。



東地区ふれあい広場 連絡先●電話 0598-51-5641 FAX0598-51-7706 電子メール higashi5963moon@yahoo.co.jp

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組③ 志摩市社会福祉協議会 (志摩市)

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 404 障がい者の人権
まとめ	障がい者が地域で自立した生活を送るために、雇用機会を広げ、賃金を上げる取組の必要性がクローズアップされています。その事例の一つに水産業と福祉の連携(水福連携)があります。地域の企業の理解と協力が取組を支えています。

① 今の工賃で、障がい者が地域で自立して暮らしていけるだろうか

志摩市在住の障がい者のうち幾人かは、志摩市社会福祉協議会の作業所等に従事しています。障がい者雇用の機会拡大は、地域で自立した生活をするために必要と、志摩市社会福祉協議会としても認識していました。障がい者の雇用確保と増収につなげるため、担い手が少なくなっている水産業に新たなステージを求めました。

当初、網やかごの作業、真珠の玉入れ等に取り組みました。しかし、作業によっては熟練した技術が必要であったり、請負業務のため増収につながらなかったりと、課題がありました。これまでの農福連携の経験を生かし、水産業での独自事業化を模索しました。



② 地元養殖業者や漁業協同組合の理解と協力を得て、独自事業化へチャレンジ

2015(平成27)年からの2年間、県のモデル事業を活用し、牡蠣養殖を始めました。佐藤養殖場が水福連携に理解を示し、養殖方法の伝授や細やかな物的支援をしてくれました。また、鳥羽磯部漁業協同組合三カ所支所からも協力を得ました。

船舶や稚貝を確保し、的矢湾で「みんなで知ろう、取り組もう」をコンセプトに指導員11人(うち障がい者雇用5人)と利用者26名で試験養殖を始めました。海上での足場の確保等の工夫もしました。それぞれの特性に配慮し、作業を分担した結果、作業を楽しめる人も出てきました。

一定の売り上げがあったことから、賃金を上げることができるようにもなりました。2018(平成30)年2月には鳥羽磯部漁業協同組合に加入しました。



③ 持続可能な取組にしていくために

牡蠣の養殖は、魚等に比べて餌等の投資も少なくすむ半面、台風や赤潮によるリスクがあります。また、海上での作業や確かな技術が必要な工程があるため、合理的配慮が必要な側面があることも課題です。

現在の養殖規模では、経営はまだまだ厳しく、事業展開には工夫が求められています。今後、牡蠣養殖における水福連携を継続していくためには、社会福祉協議会の事業全体で、総合的に考えていく必要があります。



Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組④ ライフネット豊が丘（豊が丘地区生活支援愛友の会）（津市）

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり
	人権施策 405 高齢者の人権
まとめ	住民や企業等のさまざまな主体が連携した取組が、地域の高齢者の自立と生き生きとした暮らしにつながります。

① 高齢者の増加とともに、日々の移動に不便な住民が増加してきた

1980年代前半に入居が始まった津市豊が丘地区は、5つの自治会で豊が丘地区自治会連合会を構成しており、現在約2,300戸、約6,500人が生活しています。豊が丘地区でも経年に伴い、高齢者が増加しています。この地域は旧津市内ということで、コミュニティバスが運行されておらず、自家用車を運転しない年金生活者の移動には大きな負担が伴うとともに、買い物や通院、不燃ゴミのゴミ出し等でも支障をきたしています。



2014(平成26)年、地区自治会連合会と地区社会福祉協議会、団地管理組合が中心となって、高齢者への福祉を充実させるために、ライフネット豊が丘を立ち上げました。

② 自治会独自で福祉バスを運行

公共交通機関の改善要望を、当初は関係機関に対して行いましたが、実現しませんでした。2013(平成25)年度に、厚生労働省の地域支え合い事業を活用し、福祉バスを運行しました。運転手や付き添いはボランティア、バスは団地管理組合のワゴン車を借りました。65才以上の自治会員や生活弱者とされる人が無料で利用できます。現在、年間運行日数は130日、利用者数はのべ1,000人を超えています。曜日により異なる運行ルートは、様々な行き先を網羅するよう工夫されているとともに、利用者の要望によりルートを見直して改善もしています。



③ 福祉バスの利用がきっかけで、新たなコミュニティができる

福祉バスを利用することで、自宅にこもりがちだった人が、病院や買い物に出かけることで生活が変わり、活動的になった人もいます。また、福祉バスの車内で新たなつながりができ、「一緒に出かける約束ができ、毎日が楽しくなった」と話す人もいます。

バスの運行を通して、庭の草取りやゴミ出し、役所への書類届出、電球交換などのニーズがあることがわかりました。そこで始めた在宅支援事業は、年間のべ300回の利用があります。



今後は、必要としている人に事業が届くような広報を行うとともに、事業を維持拡大していく費用の確保に努めていきたいと考えています。

ライフネット豊が丘（豊が丘地区生活支援愛友の会）連絡先 ● 電話・FAX059-264-7330

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組⑤ 株式会社 クロフネファーム (伊勢市)

関連する県の
人権施策

人権施策 404 障がい者の人権

まとめ

仕事を覚え、できることが増えると、意欲が高まります。また、一人ひとりの特性に合った作業分担は、新たな可能性を広げます。得意なことを生かしあい、互いの苦手な部分を補うことで、職場がチームとして機能します。

① きっかけは、障がいのある人が生き生きと働く姿との出会いから

東京で働いていた案浦さんは、クロフネカンパニーの経営コンセプト「お客さんが喜ぶことを徹底的に」に感銘を受けました。その後、仙台で障がい者が生き生きと働いているビュッフェレストランを訪れ、伊勢でも同様のレストランをと、就労継続支援A型事業所のクロフネファームを始めました。



従来のレストランを改装したクロフネファームは、一角に子ども遊び場もある、おしゃれな店舗としてオープンしました。地元産の野菜等を使用した60~70種類の料理が並んでいます。アレルギーの子ども等も安心して利用できる工夫もしています。

開店後1年経った現在、障がいのある人は20人就業し、ステップアップのための転職をした人を除くと、すべての従業員が続けて働いています。

② 一人ひとりに合った仕事内容や働き方が自信につながる

障がいのある従業員は20人のうち、5人がホールでの接客に従事。他は厨房で健常者とともに作業グループを作り、分業して調理にあたっています。採用面接では、働く意欲を尋ね、障がいの種類や程度や必要な配慮で不採用とすることはありません。



仕事の分担は経験を考慮して決めています。案浦さんは、「毎日一緒に仕事をし、つきあっていくなかで意識や接し方が変わってきました。できること、できないことがはっきりしていることが個性です。できることは任せ、伸ばしたいと考えています」と言います。

③ 一人ひとりが自分の人生の主体者だと思ってほしい

障がいのある子どもの保護者の多くは、子どもの将来について不安を持っています。案浦さんは、保護者の不安を和らげ、心が軽くなるような事業所が必要だと考えています。保護者の思いを知っているからこそ、従業員の普段のくらしに細かく心を配り、必要に応じて保護者とも相談をしています。また、一人ひとりが自分の人生の主体者だと思ってほしいという気持ちで従業員に接しています。



今後は、クロフネファームを軌道に乗せ、障がい者が生き生きと働ける場所を増やしていきたいと思っています。また、障がい者による野菜生産にも取り組み、収穫した野菜を使ったレストランの収益で、障がい者スポーツを支援していくようなモデルをつくりたいと夢を広げています。

(株)クロフネファーム 連絡先●電話 0120-81-9620 FAX0596-36-7575 電子メール toy_ottoman@yahoo.co.jp

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組⑥ 鈴鹿自助具倶楽部ダブルシュークリーム (鈴鹿市)

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり	人権施策 201 人権啓発の推進	人権施策 202 人権教育の推進
	人権施策 301 相談体制の充実	人権施策 404 障がい者	人権施策 405 高齢者
まとめ	人権施策 407 患者等		
	自分で作業等ができるように工夫された自助具があることで、身体の不自由な人も自立した生活を送ることができます。製作ボランティア等を通じて「必要とされている自分」を実感することは生きがいにつながります。		

① 「ダブルシュークリーム」～名前に込めた思い

自助具は、身体の不自由な人が自立した生活を送るために、可能な限り自分で使えるよう工夫された動作補助用具です。この会の名称は、自助具を必要とする人と製作ボランティアが一体となって自助具を作っていくことをダブルシュークリームに例え、名づけました。

1981(昭和 56)年の国際障害者年を受け、大阪で開催された自助具教室の受講生らが始めたボランティアによる自助具製作活動の流れを受け、1998(平成 10)年に鈴鹿市社協内にこの会を発足させ、20 年間活動を続けています。現在、約 14 人の会員で毎月第 2、4 土曜日に鈴鹿市社会福祉センターの会議室で製作にあたっています。



② 自助具の製作にあたって大切にしていること

製作ボランティアは、利用者の体の状態やニーズを丁寧に聞き取り、どれぐらいの力があれば、物事ができるようになるのかを明らかにし、緻密な設計図を作ります。自助具の材料は 100 円ショップの商品を利用し、コストを抑えています。本格的な工具を使って形や大きさ等を整えて作ります。自助具は、利用者が今まで使ったことがないものとなることから、まずは、自助具を使うよう働きかける必要があります。利用者が使い込むことで改良点が見つかります。改良を重ねて、その人にあった自助具が完成します。



③ 「必要とされている自分」を実感することと利用者の笑顔がやりがい・生きがい

代表の小磯さんは、「製作ボランティアをすることで、必要とされている自分を実感できます。また、体の不自由な人と面談して自助具を作り、今までできなかったことができるようになるとその人が笑顔になります。それがやりがいであり、生きがいです」と話します。

活動を広げていくために、市内のさまざまな場所での出張説明会や小学校での出前授業を行っています。子どもたちには、自助具の製作体験をしてもらい、作った自助具を家に持ち帰り、家族にも PR してもらえるようにしています。



鈴鹿自助具倶楽部ダブルシュークリーム 連絡先●電話 059-382-5971 (鈴鹿市社会福祉協議会) FAX 059-382-7330

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組⑦ 津市反差別青少年友の会 (津市)

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 202 人権教育の推進 人権施策 402 子ども
	青年層や高校生たちが人権関係組織等と連携し、広域な活動を展開していくことは、持続可能かつ世代を超えた活動を保障することにつながります。また、自分の経験を話したり、他人の体験談に類似する自分の経験を重ねて話したりすることで、より確かな人と人とのつながりが生まれます。
まとめ	

① 活動を広げるとともに、取組を継承する次世代の育成を

かつての津市や周辺の市町村では、子どもたち等による反差別の活動がいくつかの地域で取り組まれていました。浦川さんは、そのような活動を支援してきた大人の組織が改編される中、活動の先細りに危機感を募らせるとともに、高校を卒業した青年たちが人権問題等について語り合う場を保障することが大切だと考えていました。2006(平成 18)年の市町村合併の機会をとらえ、「同じ津市の青年として、どの地域の子どもたちにもかかわれるような組織を作りたい」と、2007(平成 19)年に同じ志を持つ青年たちと津市反差別青少年友の会(以下、津友)を結成しました。津市人権・同和教育研究協議会等と連携した2011(平成 23)年の第45回三重県人権・同和教育研究大会の地元報告では、「活動があった地域以外にも、活動の輪を広げていく。そこに青年たちを根付かせ、次世代の活動を育んでいきたい」と宣言しました。



② 「津市中学生人権フォーラム」を運営

その後も関係組織との連携を続けてきました。津市教育委員会から地域人権啓発推進事業を受託し、「津市中学生人権フォーラム」を始めることになりました。人権活動をしている中学生約100人が一堂に会するこのフォーラムでは、グループ別に話し合う時間を設定しています。そこに津友の青年等が加わり、中学生たちの話を引き出しています。中学生たちが自分の差別意識と向き合ったり、自分を語ることで人とつながる実感を得たりすることを大切にしています。フォーラム後には、反省点を明らかにして、次回への改善を図ろうとする青年等の姿があります。また、このフォーラムでできたつながりを生かして、高校生等になってからも活動を続けていく中学生の姿もあります。



③ 自分を見つめることから

現在、津友には約80人が登録しています。浦川さんは、「それぞれが地域や学校等に活動の基盤を持ち、自立した個人として結集する場が津友だ」ととらえています。津友の交流会等では、「自分を見つめること」を大切にしています。自分の経験を話したり、他の人の体験談に類似する自分の経験を重ねて話したりすることで、差別を許さない生き方を模索し、仲間とともに生きることにつながっています。



Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

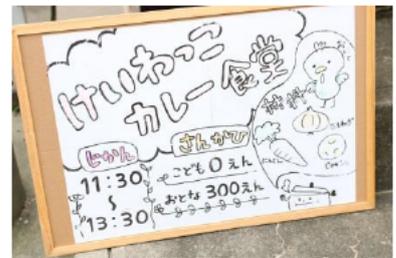
みんなの取組⑧ けいわっこカレー食堂 (津市)

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり	人権施策 401 同和問題
	人権施策 301 相談体制の充実	人権施策 402 子どもの人権
まとめ	地域の実態から活動を構想し、対象や目的を明らかにする協議を重ね、戦略をもって活動を展開していくことは、地域の中に必要な取組につながります。	

① 「地域の安心できる居場所」を求めて

津市の敬和小学校区では、かねてより体育振興会や教育推進会議等を中心に、地域ぐるみで子どもを育てる取組が行われてきました。しかし、現在では近隣の人たちとのつながりが希薄になってきたことから、子どもが異年齢の人たちと出会い、人がつながることの大切さや喜びを感じられる「地域の安心できる居場所」が求められていました。

そこで、子ども食堂を開こうと、退職校長、教職員、保護者、児童養護施設の職員、学生ボランティア、社会福祉協議会の職員、民生児童委員等が集まり、時間をかけて目的をすりあわせました。熟議を通して、地域の大人と子どもが「顔見知り」になり「地域がつながる」ことを大切にすることが決まり、児童養護施設みどり自由学園で、けいわっこカレー食堂を始めました。



② けいわっこカレーを通して広がるつながり

この活動は、けいわっこカレー食堂実行委員会を中心に行っています。原則として毎月第3土曜日に開催し、季節感のあるカレーを提供しています。参加費は子ども無料、大人は300円です。地元の企業やフードバンクの協力も得ています。

地域の安心できる居場所となるよう、そして、地域で子どもを見ていくために、参加対象を校区の子どもと大人にしました。大人の参加を増やすため、子どもの参加を保護者同伴としたり、中学の吹奏楽部を招いたり工夫しました。また、生活経験の少ない子どもたちも多いことから、食事後の交流の時間であやとりや剣玉、紙芝居やクイズ、段ボール迷路等を行い、意図的に子どもと大人が関わる活動を取り入れました。

カレー食堂の開催場所は、学校、自治会、教育集会所等で配付しています。参加者は毎回100人を越え、中学生や外国につながる子どもたちも多く参加しています。また、近隣の高齢者の参加もあり、子どもたちとの交流がその場で始まります。カレー食堂は、人と人をつなぐ可能性を秘めています。



今後もさまざまな子どもたちの参加を促していくとともに、CSRとして取り組んでいきたいという企業や他の地域にも取組を広げていきたいと考えています。

Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みんなの取組⑨ いがまち部落問題を考える保護者の集い (伊賀市)

関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり
	人権施策 201 人権啓発の推進 人権施策 202 人権教育の推進
まとめ	人権施策 401 同和問題
	同和問題(部落差別)等にかかる類似した体験を語りあう取組を継続することは、これからの生き方や子育て等について語りあう、「共感しあうつながり」づくりにつながります。

① 子どもたちだけでなく、大人が学んでいかないと差別はなくなる

子どもたちの部落問題学習が進展しつつあった1970年代、旧伊賀町で「保護者が連携して子どもたちを育てよう」「子どもには差別を受けさせたくない」「差別を許さない思いを多くの人に訴えよう」と地域の親の会がスタートしました。1979(昭和54)年には「大人が学ばないと差別はなくなる」と考え、小学校PTAと地域の親の会との交流会が行われました。その4年後には、町内全ての保育園、小・中学校の保護者で交流会を行いました。



保護者が、子どもの学齢期に同和問題(部落差別)について考える機会を繰り返し持つことで、認識を深め、保護者が連携することをめざしました。2004(平成16)年に伊賀市となった後も「いがまち部落問題を考える保護者の集い」(以下、「集い」として)取組を継続しています。

② 同じ年齢の子どもを持つ保護者がつながっていくために

「集い」の参加者からは「自分自身の気付きや人権意識の変容を感じた」という感想が毎年寄せられます。そこで初めて同和問題(部落差別)を知ったり、身近に感じたりした人も少なからずいます。また、差別が日々の子育てに影響することや、差別を日常的に感じていることに驚く人もいます。親の会からの参加者の中には、自分の体験を話したことで、これからの生き方や子どもへの願いが明らかになるとともに、子どもへの関わり方が変わった人もいます。

③ 「語り合おう 親として 部落問題を」

かつての子どもたちが親となり、この会に参加するようになってきました。そんな親からは、「真剣に自分のことを語ってくれた子のことが、今も自分の心に残っている」という発言も聞かれます。また、以前のつながりをもとに、独自に交流会を開く人たちも出てきました。2016(平成28)年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」にあるように、現在もなお部落差別が存在しています。同和問題(部落差別)をとりまく状況は大きく変化しています。長年取り組んできた元教師は、「部落差別を解消し、反差別の仲間をつくるための『集い』は、いがまち独自で取り組んできた宝物のような取組だ。ここからの発信にはまだまだ可能性がある」と言います。



これからも「集い」に参加した人たちが、同和問題(部落差別)に関わる類似した体験を重ねあい、これからの生き方や子育て等について「共感しあうつながり」づくりを進めたいと考えています。

いがまち部落問題を考える保護者の集い 連絡先(いがまち人権センター) ● 電話 0595-45-4482 FAX0595-45-9130

2018（平成30）年度版
第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告

2018（平成30）年10月発行

三重県環境生活部人権課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2278 FAX 059-224-3069
E-mail jinken@pref.mie.jp